

第百回 参議院行政改革に関する特別委員会会議録第六号

昭和五十八年十一月二十六日(土曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

十二月二十五日

辞任

野末 陳平君

補欠選任

田 英夫君

十二月二十六日

辞任

宮澤 弘君

補欠選任

曾根田郁夫君

林 道君

梶原 敬義君

飯田 忠雄君

前島英三郎君

中村 哲君

塩出 啓典君

青木 茂君

出席者は左のとおり。

委員長

田中 正巳君

國務大臣

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

国務大臣

(国家公安委員
会委員長)

曾根田郁夫君

竹内 潔君

竹山 裕君

林 道君

藤井 孝男君

降矢 敬義君

宮澤 弘君

宮島 潤君

柳川 覺治君

稲村 稔夫君

久保田真直君

菅野 久光君

中村 哲君

中西 珠子君

和田 教美君

近藤 忠孝君

拔山 映子君

青木 茂君

田 英夫君

政府委員

内閣官房内閣審

議室長

兼内閣総理大臣

官房審議室長

内閣審議官

内閣審議官

人事院総裁

人事院事務総局

給与局長

内閣総理大臣官

房総務審議官

総理府人事局長

総理府統計局長

行政官庁長官

官房総務審議官

行政官庁長官

官房審議官

行政官庁長官

行政官庁長官

行政官庁長官

後藤田正晴君

丹羽 兵助君

齋藤 邦吉君

加藤 六月君

塩崎 潤君

安田 隆明君

梶木 又三君

禿河 徹映君

手塚 康夫君

百崎 英君

藤井 貞夫君

斧 誠之助君

橋本 豊君

藤井 良二君

時田 政之君

竹村 晟君

古橋源六郎君

門田 英郎君

行政官庁長官

監査局長

北海道開発庁総

務監理官

環境庁企画調整

局長

環境庁水質保全

局長

国土庁長官官房

長

国土庁水資源局

長

法務省民事局長

公安調査庁次長

外務大臣官房長

外務大臣官房審

議官

外務省北米局長

外務省中南米局

長心得

外務省経済協力

局長

外務省条約局長

外務省国際連合

局長

大蔵大臣官房審

議官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

国税庁次長

国税庁直税部長

国税庁調査査察

部長

文部省初等中等

教育局長

文部省大学局長

中 庄二君

橋崎 泰昌君

正田 泰央君

佐竹 五六君

石川 周君

堀 和夫君

枇杷田泰助君

岡村 泰孝君

枝村 純郎君

恩田 宗君

北村 汎君

江藤 之久君

柳 健一君

栗山 尚一君

山田 中正君

川崎 正道君

水野 勝君

大山 綱明君

平澤 貞昭君

岸田 俊輔君

渡辺 幸則君

富尾 一郎君

高石 邦男君

宮地 貫一君

厚生大臣官房審議官	古賀 章介君
兼内閣審議官	
厚生省環境衛生局長	竹中 浩治君
厚生省社会局長	持永 和見君
厚生省児童家庭局長	吉原 健二君
厚生省保険局長	吉村 仁君
通商産業大臣官房審議官	山田 勝久君
運輸大臣官房長	松井 和治君
労働省婦人少年局長	赤松 良子君
建設省計画局長	台 健君
自治省行政局長	大林 勝臣君
自治省財政局長	石原 信雄君
自治省税務局長	関根 則之君
事務局側	
常任委員会専門員	林 利雄君
常任委員会専門員	高池 忠和君

- 本日の会議に付した案件
- 国家行政組織法の一部を改正する法律案（第九十八回国会内閣提出、第百回国会衆議院送付）
- 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 総務庁設置法案（内閣提出、衆議院送付）
- 総理府設置法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 総務庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 国家行政組織法の一部を改正する法律案等反対に関する請願（第二二二号外一六件）
- 国家行政組織法の改悪反対に関する請願（第七

八七号外一六件）

○行革法案の審議促進並びに早期成立に関する請願（第一二四二号外五件）

○行革法案の審議促進、早期成立に関する請願（第一一八五号外一件）

○委員長（田中正巳君） ただいまから行政改革に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十五日、野末陳平君が委員を辞任され、その補欠として田英夫君が選任されました。

また、本日、前島英三郎君及び飯田忠雄君が委員を辞任され、その補欠として青木茂君及び塩田啓典君が選任されました。

○委員長（田中正巳君） 国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総理府設置法の一部を改正する等の法律案、総務庁設置法等の一部を改正する法律案及び行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

○菅野久光君 私は、最初に外務大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

新聞報道によれば、海外事業ができるように公団法あるいは事業団法を改正すべきであるというようない意見が建設省や国土庁で強まっているとあります。今日まで海外事業については国際協力事業団が一元的にこれを実施しているものであるわけですね。発展途上国での国づくりの意欲は大変強いし、またそういった面でわが国がこれに協力することは大変重要なことであります。土木建設、運輸交通、開発計画、農林水産から医療保健、社会福祉、流通、観光といった幅広い分野で専門家の派遣や事前研修、青年協力隊員の派遣、病院の建設とかフリージビリティ・スタディー——事業性可能化調査、こういったようなものなどを実施しているわけですね。

現在でも、必要なときは各種の公団の協力を求めているし、また人材の派遣も受け入れているわけですね。理事にも建設省の出身者がおります。経済協力の一元化、こういったような点から言えれば、むしろこの窓口を強化してはどうかというふうに私は思っているわけでありまして、外務大臣、海外協力について、現在の国際協力事業団で十分だというふうに外務省では考えておられるのか。それとも、こういったような他の公団あるいは事業団等の、何と云うのですか、法を改正して、出るようにしなければいけないというふうに考えておられるのか。その辺のお考えをお伺いしたい、このように思ひます。

○国務大臣（安倍晋太郎君） いま御質問がございましたが、公団法その他の法律改正の内容につきましては、必ずしも明確ではないわけでごさいます。が、お話しのように、わが国が国際的な責任を果たすためには、海外諸国に対して積極的な経済協力あるいは技術協力を行っておりますし、また行っているいはねばならないわけでありまして、そういう中で、政府ベースの技術協力は、関係各省の協力を得ながら、国際協力事業団が一体的にかつ円滑に実施をしております。これは、今日までの状況から見ますと、私は、この海外協力事業団のやり方で十分であるし、また足らざるどころがあればこれを補いながら今後やっていけば結構ではないか、こういうふうに考えております。

また、民間ベースの技術協力につきましては、民間のコンサルタントが商業ベースで十分対応してきておりまして、この分野に公団が進出することとはかえって民間のコンサルタントの健全な発展を阻害するのではないかと、こういうふうに考えております。

そういうふうな事情から、われわれは現在の体制で十分である。もし足らざるどころがあれば、先ほど申し上げましたように、これを補強しながら進めていけば結構じゃないかということ、本法の改正に對しては私たちは同意できない、こういう立場でございまして、そして、この趣旨につきましても建設省側に申し入れをしてある、こういうことでございまして。

○菅野久光君 外務省としては建設省あるいは国土庁にそういうことで申し入れてあるということでありまして、もしいま建設省や国土庁で考えているようなことが実施に移されるということになれば、どんなことが外務省としては予想されるのでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたい。

○国務大臣（安倍晋太郎君） 先ほど申し上げましたように、まだ法案の改正の内容について私も十分承知しておりませんが、現在や一元的な事業団が各省の協力を得ながらやっております。非常に緊密な体制でやっておりますから、これで十分じゃないか。また新しい窓口を設けてやるということになれば、かえって経済協力を複雑なものにして、その効果がむしろ阻害される可能性もある。いまの一元的な体制を強力に進めることの方が経済協力をさらに進める上においては効果的である、こういうふうに私は全体的に思っております。

○菅野久光君 いまの外務大臣の答弁で、海外協力についてはいまの国際協力事業団で一元化をしていくということで、他の事業団あるいは公団法の改正等については、外務省としては認めがたいというのか、反対だということでは決意されているというふうな受けとめでよろしうございませうか。

○国務大臣（安倍晋太郎君） 先ほどから申し上げました趣旨によりまして、これは認めるわけにいかない、同意ができない、こういうことで関係の省庁にはその旨すでに申し入れてあるわけでありませう。

○菅野久光君 それじゃ、行管庁長官の方にお尋ねをいたしますが、第二臨調の答申でも、特殊法

人の減量化をし、あるいはすでに役割を終えている特殊法人についてはできるだけ縮小、統合などをすべきだ、こういうことになっておるわけです。本来、特殊法人というのは国民の税金によって設立されたもので、国民生活の特定分野の向上のためにつくり、そのニーズがなくなつたら解散すべきものだ、というふうに思っています。

今回の動きは、まあ新聞等にも一部出ておりますけれども、海外事業で公団あるいは事業団の延命を図るためではないかと。そうではないのかもしませんが、発想はですね。しかし、そういうふうな思われ方もいたし方のないようなことではないかというふうに私は思うわけですけれども、行革担当の大臣としてこのような動きについてどのような考えをお持ちになれるか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(齋藤邦吉) 臨調の答申によりまして、公団、事業団等の特殊法人につきましては、その任務あるいはまた目的を十分果たした場合にこれは廃止する、これはもう当然のことでございますが、あくまでもその事業の減量化、官民の事業の調整というものを図るという前提に立つて廃止すべきものは廃止する、民間法人に委譲するべきものは委譲する、あるいは事業を縮小するというふうなことで、根本的見直しを来年度じゅうに計画を立てるようという答申があるわけでございますから、その線に沿って各省にやっていただきますと考えております。

いまお述べになりましたような、公団、事業団が海外活動を事業団のベースにおいてやるというふうな問題につきましては、当然そうした特殊法人の事業目的の変更ということになるわけでございますから、当然行管の方に相談があるわけでございます。また、各省からそういう相談を現実受けておるわけでございます。この問題については、いま外務大臣からお述べになりましたように、国際協力事業団という組織がありまして、政府ベースにおけるそういう活動は一元的にこれを行うというものが今日までの政府の方針であるわけでございます。

ますから、この問題についてはやっぱり慎重に処理していく必要が私はあるのではないかと、かように考えております。

官民分野の事業調整、民間活力を強化するということが、臨調のそういう特殊法人に対しての基本的な態度でございます。民間活力を強化するという基本線に沿って、果たしてこういうことが適当であるかどうか。しかもまた、現実的にはもう外務省が一元的にこうした協力事業を強化しておるわけでございますから、こういう問題についてはなかなかそう簡単にいかない、慎重に取り組んでいきたい、かように考えております。

○菅野久光君 総理にちょっとお伺いをいたしますが、私も、行政のむだを省く、真に国民のための行革は大いに推進すべきであるというふうな考えを持っております。この第百回の臨時国会は、首相みずから行革国会と位置づけておられるわけですね。そして第二臨調の答申、それを誠実に実行していく、こういうことを首相はみずから、何といいますが、石にかじりついてもとにかくそれをやっていくのだということを常日ごろ表明されております。

そういう中で、いま私が指摘したようなことが政府内部から起こるということについては、私は非常に問題ではないかというふうに思うのです。ある意味で言えば閣内不一致とも言えるようなことではないかというふうに思うのですが、総理としてこの問題についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘) 臨調答申でも行政の簡素化効率化ということをおっしゃって、海外経済協力その他につきましても簡素化効率化という原則を貫く必要があると思っております。ただ、協力の内容によりまして、農林関係あるいは通産関係、運輸関係、厚生関係あるいは文部関係、さまざまな内容があると思っております。それらの実態についてはそれぞれの各省庁の協力を必要とせざるを得ぬだろうと思っております。また、国鉄のような鉄道事業については、国鉄

の技術力というものが当然協力を仰がなければならぬと思っておりますが、窓口及び事務の簡素化、効率化という面からは、この事業団というものを中心にして一元化していくという、そういう努力をしていく必要があるだろう。これは要するに行政における実効の問題でございます。それらにつきましましてはできるだけ一元化をねらいつつ、しかも効率化、能率化が行われるように、各省庁において協力し合っていくことが望ましいと考えております。

○菅野久光君 先ほど行管庁長官にもお尋ねしたのですが、臨調の答申でも特殊法人の問題についてはきちっと答申が出ているわけですね。そういうことと、何か今度の動きは、そういうことが国会をやられている最中に新聞報道等でも出てくるわけですね。そういうことでは非常に問題があるのではないかと、私には言っているわけですね。特殊法人のいろいろな持っているノウハウを海外協力に生かすというところは、いまの国際協力事業団で十分ではないかというふうに思っているわけですが、臨調の答申との絡みでこういうことが出てくるということについては私は問題指摘をしておりますので、そのことがいま政府内部で出ているということについては首相の何と申しますか、閣内がそういうことできちっと一致をしておらぬのではないかと、私には思っておりますけれども、その辺も少しはつきり言ってもらいたい。

○国務大臣(中曾根康弘) 臨調答申の線に沿いまして統合し、効率化し、そして事務が円満に動くようにわれわれの方で差配してまいらるつもりであります。

○菅野久光君 閣内不一致ということをお首相が認めるということにはならないというふうには思いますが、私も、私どもとしては、何か政府内部でやっぱりきちっとした意思統一が、本場の意味で臨調答申を尊重していく姿勢に欠けているところがあるという中でやっぱり出てきているのではないかと、このことを指摘しておきたいというふうに思うわけ

です。では、次の問題に時間の関係もありますので移らせていただきます。

次は厚生省の關係ですけれども、九十八臨時国会でも大分いろいろ問題になったわけですから、例のBHAの禁止の問題でありますけれども、食品衛生調査会の審議の経過を踏まえて、この二月一日から禁止をするということになったわけですが、その禁止の仕方が、二月一日からということでは告示をされながら、突然一月三十一日にこのことが決定をされる。そういうことからいろいろ国民の間でこの禁止措置についての疑惑といいますが、そういうものがわき起こったことは厚生大臣も十分御承知だというふうに思っています。

ことしの二月二十三日の衆議院での農水委員会で、この食品衛生調査会の結論が、適当な期間を置いて徐々にやめていく、行政指導をもって中止していくようにという見解、これが食品衛生調査会のBHAに対する答申の中身だということに説明員が言っているわけですが、そういう中で、ことしの二月一日から禁止をするという告示をするのは、食品衛生調査会の方には当然厚生省としてはこれは連絡はしてあった、そのように思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(竹中浩治) お答えを申し上げます。二月一日の施行を延期をいたしましたわけですが、その後行われました食品衛生調査会におきまして御報告を申し上げ、御了承をいただいております。

○菅野久光君 告示をされて、それから、その告示を延期をするということについては厚生省と食品衛生調査会との何と申しますか、通知というのですか連絡というのですか、そういうことについてはどのようなやりとりなんでしょうか。

○国務大臣(林義郎) お話しのBHAの話でございますが、五十七年の七月ぐらいから問題が出ておりました、食品衛生調査会でもいろいろと御

議論をいただいたところで。

BHAというのはブチルヒドロキシアニソール、こういう名前でありまして、数十年にわたって実は使われておったものであります。日本でもインスタントラーメンとかポテトチップなどとか、油揚げの菓子とか冷凍魚、煮干しなどにはいままで使われておったわけでありまして、いままでは安全だということ、別にそこで被害が出ていたわけでもないわけでありまして。ただ、伊東先生からいろいろ御指摘がありましたから、食品衛生調査会でもこの問題を取り上げて御議論をいただき、その中で御議論ありまして、一応いろんな調査をする過程におきまして、当分の間、期間を置いて、諸外国との話もいろいろありますから、その辺を見た上でやったらということで大體食品衛生調査会では話がずつと進んでおった、こういうふうには私は報告を受けておったわけでありまして。

私は思いますのに、こうした問題は科学の問題である、科学的な真実というものを追求していかなくてはならない、こう思うわけでございまして、科学については私は国境はないと思うのです。技術的にどうアプライするかというのはそれは各国の判断ですが、科学的な真実というものはやはり議論をしてもらいたらいのではないかと、いう形でいろいろと議論をそれまでずつとやってきましたら、おったところでありまして、その結論がまだ出ないというふうな話のときいきなりその使用制限をかけるのもどうか、こういう形で延期をしたわけでごいまして、科学的な真実についてどういふふうなことが出るかという話であるならば、そのときに対処してもいいではないかという考え方で、食品衛生調査会の方にもそういふふうなことをお話しして、御了解をいただきたいとおもうというふうに御理解を賜ればありがたいと思っております。

○菅野久光君 この二月一日に、これを扱わない、禁止にするという通知を出したということについて、食品衛生調査会としてはそのことに

ついて、何というのですか、二月一日にやるというところは少し拙速過ぎるのではないかと、いうような意見はあったのですか、なかったのでしょうか。

○政府委員(竹中治治君) 昨年五月の調査会におきましてBHAの論議が行われたわけでごいしますが、非常にいろいろな議論が出たのは確かでございます。最終的には、先生も御承知のように、BHAは原則として禁止をすべきである、ただ、いつから禁止をするかについては、これは行政当局の判断を要するわけでありまして、これは行政当局の意見書でございまして。そこで二月一日延期をいたしましたわけでごいします。正確にはこの五月十七日に開かれました食品衛生調査会におきまして、二月一日の施行をこういふ理由で延期をいたしましたというのを御報告申し上げたわけでごいします。調査会の側からは、原則として禁止の方向で、施行期日をいつにするかは厚生省に任せてあるから、二月一日の施行の延期については了承をする、こういう御意見をいただいております。

○菅野久光君 食品添加物の一般の問題については、非常に国民に大きな関心を持っていることはもう御承知のとおりであります。特に、四十七年の国会の議決以来この十一年間、七品目が認可をされて九品目が取り消されたというふうに私は承知をしておるわけでありまして、それがこのBHAの問題を皮切りに、先ほどお話のありました五月十七日ですか、このあれで一挙に十一品目を認めるといったようなことになってまいりました、まさに規制緩和ではないというふうな答弁も一部あるようにございしますが、国民にしてみれば、一挙に十一品目もふやされた、それが外圧によってそういったふうなことになるってきいたんだというふうな受けとめざるを得ない。そういう状況があるわけでごいします。

先ほど厚生大臣が、食品添加物の問題については科学的に物を考えていかなきゃならないというふうな答弁をされたわけでごいしますけれども、

この科学的ということとは、化学物質しかそれが人体に入ることから言えば、何と、何と、何と、すかね、毒性試験、一定の条件を持つている動物で試験をして、その上で毒性があるとかないとかというところで認可をするとかしないとかということと、なんでもありません、それには、いま仮に、いわばある一定の条件のもとでの化学的な試験によって毒性がないというふうに判断されたものであっても、長い、ある程度の年月がたつたときに、それがまた別な試験によって毒性があるということもいままでは出てくるわけですね。そういう意味で、食品添加物の問題については慎重にこれは取り扱っていかねばならないというのがある国会決議になったというふうに思うわけですね。

そういうことで、非常に国民の健康に直接影響がある。また健康だけではなくて、きのうがんの問題もいろいろありましたが、健康だけではなくて、いま食生活を向上させる上に非常に大きな役割を果たしていることは認めますけれども、しかし、あの中には変異原性を持っているものも、それは毒ではないんだというところで仮に認可をしたとしても、それはあくまでもいまの時点であって、しかもそれが一つの化学物質だけの試験でありますから、それが複合されて体内に入るときにどんなことになるかということになれば、毒性がないんだということを言い切れることはできないというふうに思うわけですね。

特に、食生活にかかわる、国民全体にかかわる問題でありますから、食品衛生調査会のあり方の問題にかかわるものいろいろありますが、BHAそのものについても、何か四力国会議の中では、数カ月から半年ぐらゐの期間に実験結果が出るというふうなことが出てくるようなんで、BHAの問題で、その後、こういったような実験をなされて結果が出たのかどうか。そして現行のBHAの問題については一時延期ということ、その後と

のようにならうにお考えになっているのか。その辺をちょっと伺いたい。

○国務大臣(林義郎君) 私が先ほど申しましたのは、科学というものは国境がないということ、申し上げたのでありまして、要するに科学的真理というものはやはり万国共通で議論をしていただかなければならない。と同時に、それはいろんな、たとえばBHA云々というふうなことになる、スだったものが来年はノーになるということは、科学の進歩によりまして当然私は変わってくるのだらうと思ひます。ただ、われわれはやっぱり現在持っているところの科学的な最高の知識レベルでもっていろいろのものを判断をしていくというのが正しいやり方ではないか、こう思っております。常にいろんな問題につきましても、先生御指摘のような変異原性とかいうような問題についても、常に衛生試験所その他で検討を重ねておるところでございします。

それから、御指摘のございました六カ月ぐらゐで試験結果が出るのではないか、こういうふうなお話もございましたが、これは商工委員会が事務局が一週答弁をいたしましたところでやった資料だと、こういうふうには私は理解しております。が、いま、それを鋭意検討をされております。その結果は、来年の三月ぐらゐには大體出せるのではないかなというふうな話を私は聞いておりますが、詳しいことではございしましたら事務局の方から答弁をさせていただきます。

○政府委員(竹中治治君) 昨年の七月ごろからこの十一月ごろまでにかけて例の四力国会議、日米英加でございしますが、やりました。意見が必ずしも一致をいたしませんで、先生お話しのことしの四月に、WHOとFAOの合同の食品添加物の専門家会議が四月にございしました。そこで、それにかげようというところになってかけたわけでありまして。

その結果、そのFAO・WHOの会議で、もう一度ちゃんと犬あるいは猿等を使って実験をしよ

ところが、日本向けレモンやグレープフルーツなどかんきつ類の防カビ剤としては使われている。アメリカから日本へ運ぶ間に、どうしても白カビがはえる。そのためにOPPが使われ

それからその次に、食品添加物の毒性あるいは公衆の一般論でございますが、食品添加物、これは各国とも同様でございますけれども、動物実験を丹念にいたしまして、動物に何の作用も起こさない量というのをまず決めます。最大無作用量と申しますが、それを決めます。その百分の一の安全率を見まして、その百分の

それから、前にもちょっとお話の出ました変異原性でございますが、これは新しい技術でございますので、これについてはやはりすでに指定をしております添加物につきまして、年間三十から五十ぐらいの添加物につきまして、変異原性テストを、この四年間ぐらい続けてまいっております。

○菅野久光君　輸入食品なんかの食品衛生監視員は、いま調べますとわずか五十六人ということ

ですから、私は国を守るといふ、そういう意味で防衛外交には大変首相は御熱心でありますし、また、日本を守るといふ面でそういうことも必要だといふことでおやりになっていますけれども、やはり日本の国民を守るといふ意味では、毎日とにかくわれわれは食料を口にしなければならぬ。そういう中でこの食品添加物などを含む食品を六〇％とかあるいは七八％国民は、そういう添加物の入っているもので食事をしているといふような

話もあるわけでありませうけれども、日本の将来、日本の民族の将来ということにおいてこの問題は非常に大きな問題。だからこそ、消費者団体あるいは生産者団体も含めていまの食品添加物の規制緩和反対、こういうようなことについて熱心な運動を繰り広げている。

いまの食品の検査体制についても、先ほど私が申し上げました本当に徹底的な検査体制しかできない。国を守る、日本の民族を守るという面から国民が安心して食生活ができるような、そういう検査体制なども含めてこれからやっていかなければならないというふうに思うのですけれども、総理の所見をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(中曽根康弘君) 食品添加物につきましては、家庭の主婦の大きな関心が寄せられていると思ひますし、国民の皆さんも新しいものが続出てくるような状態におきましては不安を禁じ得ない面も出てくるかもしれません。そういう意味におきまして、食品添加物等に対する行政はこれからより力を加えて、綿密に科学的に行ななければいけないと思ひます。特に、いまおっしゃったような後代に影響が出てくるといううなものにつきましては、非常に厳重に検査をし、また監督していく必要があるだろうと思ひます。

ただこの問題は、やはり国際的水準というものをある程度考える必要があるものでありまして、なるほど、あるものについてよけいとり過ぎればどんなものでも害を及ぼしてくるということはあるまいであらう。おしよればかり毎日飲んでおたら必ず肝臓を害するのです。したがって、摂取量の問題、摂取のやり方という問題もやはり出てくるのだらうと思ひます。そういうような点をよく注意いたしまして、日本人全体の健康を守るために厚生省等を中心にして、その体制をますます強めていく必要があると思ひますし、また、国際機関との連携を緊密にいたしまして、科学的データの交換あるいは

標準のスタンダードの確立、こういうことによりまして国際的にも安定した食品添加物行政というものが行われる、これが必要であると思ひます。

○菅野久光君 以上で終わります。

○委員長(田中正巳君) 和田教美君。

○和田教美君 INFの交渉が中断ということになりました。非常に日本にも重大な関係のある問題でございますから、まずその問題についてお尋ねをしたいと思います。

ジュネーブでまる二年間にわたって行われておりました米ソの中距離核戦力制限交渉、つまりINF交渉でございますが、これが二十三日にソ連の交渉打ち切り宣言によって中断をされました。

そして、アンドロポフ・ソ連共産党書記長は二十四日に早速声明を出して、西側が計画しており米国の新型中距離ミサイルの年内欧州配備に踏み切ったことに対して、三項目の対抗措置をとるとの声明を発表いたしました。

このINFの問題というのは、もともとソ連が新しい中距離核ミサイルSS20を欧州、アジアに実戦配備したということから始まった問題でございます。そうして、これに対してヨーロッパ戦域における核バランスが西側に不利になるといふうに判断をいたしましたNATO、北大西洋条約機構がソ連との間でこの問題についての核戦力の削減交渉はやるけれども、もしそれが不調に終わった場合には八三年、つまりことしの十二月に西ドイツ、イギリス、イタリアその他五カ国に米国の新型パーシングⅡ型ミサイル、それから地上発射巡航ミサイル、これを配備するという決定を行いました。起こった問題でございます。

それで、二年間の交渉の経過はもう報道されておりますとおり非常に曲折があったのですけれども、結局条件が折り合わずに、西ドイツ連邦議会が二十二日に西独に新たな核を、当面はパーシングⅡ型九基にすぎませぬけれども、これを配備するというこの決議案を可決したということをつけにソ連が交渉打ち切り宣言をした、こうい

う経過でございます。

パーシングⅡ型の第一回の配備は、全部が百八基の予定ですから、その中でわずかに九基でございます。またイギリスやイタリアあるいは西ドイツに配備された巡航ミサイルにしましても、第一回の配備数は全体のごく一部でございます。したがって、これによってヨーロッパの核バランスが大きく変わるということ、私はないだろうというふうに思ひます。しかし、西側の配備決定に對しまして、その対抗措置としてソ連が、いままで行ってきたSS20などの凍結措置を解除するといふことをアンドロポフが言っておること。あるいはまた東独、チェコへの新型短、中距離ミサイルの配備の準備をすると言っておること。さらに米本土に直接脅威を与えるミサイルシステムの海洋配備をやる、準備するといふうなことを言っておるというふうなことから見まして、ソ連の態度は相当強硬だといふうに判断せざるを得ないと思ひます。

まあINF交渉の再開の見通しについては悲観論、楽観論が入り乱れておるといふ状況でございますが、確実に言えますことは、この交渉の中断によって米ソ関係、東西関係が軍縮どころか実際には核軍拡の新しいラウンドに入つたということではないかといふうに私は考えます。INF交渉の中断は、日本を初めアジアにも非常に大きな影響を与えるわけでございます。御承知のとおり、ソ連はすでに極東地域にSS20百八基を配備、最近防衛庁の発表によりますと、これが百三十基ぐらいになるのではないかと予想もあつて、アジアの犠牲において交渉がまとまることは困るということ、グローバルベースにおける交渉ということ、レーガン大統領にも申し入れたということを承知しておりますけれども、しかも、交渉が中断ということになりますと、少なくとも、現在ある極東のSS20の削減という日本側の希望はかなえられないということになるわけでございます。

とにかく実際に、もしソ連が譲歩しないのなら配備するぞといふことを、そういう強い態度を示すことによってソ連の譲歩を引き出すというレーガン方式は、現在の段階では成功していないといふうに私は思ひます。もちろん私も、交渉の再開を望みますのでございませうけれども、一体、こういう事態について総理はどういうふうに判断をしておられるか。また、交渉の再開の見通しはどうお考えになっておられるか。さらにまた、新たな核軍拡競争の始まりという問題について、日本政府としてどうお考えになるか。その辺のところをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) INF交渉が中断しましたことは、はなはだ遺憾でございます。速やかに両方がテーブルを狭んでこの交渉が再開されることを熱望してやみません。こういう事態があらわれることを恐れておりましたために、過般、コール首相が東京へ参りましたときに東京声明を出しまして、その声明の第四項に、強くテーブルを離れないように、そして不屈不撓の努力で話し合いをまとめるように要望してきたところなのでございませう。その事態が、結果が思わしくない方向へ来たことはまことに残念であります。しかし、ソ連の声明等を見ましても、ディスコンティニューといふような言葉を使つて、続けないと、中断という意味であつて、やめたとは言っていないのです。

それから、STARTの方の交渉は別個に行う可能性もある。情勢によってはSTARTとINFが次のレンジで合体して進められるかもしれない、そういうことも言われておりますが、いずれにせよ、ともかくINF問題も含めて、テーブルに着いて話し合いが一日も早く再開されるように熱望してやみません。

そこで、私は、この一月以来、アメリカに行き、アメリカ大統領に会い、あるいはサミット等におきましてもある程度積極的に発言して、世界平和を早く招来するためにINF等の問題も含

めて、レーガン・アンドロポフ会談をできるだけ早く実現するようにという期待を持って、いささか努力をしたものでございます。しかし、遺憾ながら、大韓航空機事件等々も勃発いたしました。それがだんだん望みが消えてきているというところはなほ残念でございますが、この努力をやめるべきではない。終局的には、INFの問題はアメリカとソ連との話し合いで、その周辺にフランスやイギリスの核兵器も纏綿しているということで、主力はやっぱりアメリカとソ連の話し合いであります。

したがって、来年になるというアメリカ大統領選挙等もありまして、なかなか日程が込み合っておりまして、チャンスができるだけ両方できるとして、話し合いの機会をできるだけ早く復活させる方向に努力してもらいたい、そう考えておる次第でございます。

○和田教義君 総理は、二十四日に胡耀邦中国共産党総書記と首脳会談をやられましたけれども、そのときにもSS20問題について、日本が非常に重大な関心を持っていることを表明されたということが報道されております。それからまた、二十五日には、安倍外務大臣が呉学謙中国外相と会談しましたが、そのときもINF問題が話し合われたということでございます。私は、日本と中国がお互いに連絡をとりながらこういう問題に対応していくことは非常に重要なことで、結構なことだと思っておりますけれども、この会談の内容はどうであったか、ひとつお話しを願いたいと思っております。

まず総理大臣から。

○國務大臣(中曾根康弘君) 私は、ソ連が極東に展開している百三十五とも最近では言われておりますが、SS20の展開についてはアジア全体、日本の国益等考えて重大な問題を持つておる。中国側におかれても、安倍外務大臣の報告によれば、国連における呉学謙外相との会談等において同じように大きな関心を持っていて、そして、ときには情報交換等もあり得るというふうな報告を

受けておられるけれども、自分はそのようにこれを重視しておる。そういう意味において極東におけるSS20のこれから展開、その処理等については日中兩國ともに重大な関心事項であるのであるから、ともに今後ともこの問題に深く留意をするともに、お互いが情報を交換したり話し合いをしたりする。そしてこれが縮減、廃止の方向にいくように努力したい、そういうことを申し述べて胡耀邦総書記も大体それに賛成をした、そのように考えております。

そして先方は、対ソ連正常化の問題について、その中に大きな項目として、中ソ国境におけるソ連軍の配置の問題が一つの障害になっていると申しましたが、その中にSS20の問題も入ってきている、そういうことを言明いたしました。いままで三十五個師団とか言われておる既成の兵力やあるいはミサイルのほかに、SS20という問題もその話の重要な条件として入ってきたということをわれわれは確認した次第であります。

○和田教義君 外務大臣。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いま総理から答弁をされたところでありますが、私も呉学謙外相とニューヨークで会いまして、またさらに今回会談をいたしました結果、中国がSS20の配備につきまして非常に重大な関心を持つておるということが明らかにされたわけでありまして、中国側としては対ソ交渉を進める中で進めておるわけですが、その中で三大障害の一つ、すなわち中ソの国境におけるソ連の軍備増強、その中にこのSS20の配備が行われておるということについては、われわれとしてはこれを認めるわけにはいかない。したがって、中ソ交渉においては今後とも中ソ国境における、極東におけるSS20の配備については、これを大幅に削減するかあるいは撤去するよう強く求めていく考えを明らかにいたしました。

○和田教義君 また、先日十九日でございますが、カナダのトルドー首相がわざわざ来日をされて総理と会われまして、そして五大核保有国による核軍縮の場を設けることなどの四項目の軍縮提案をされたという聞いております。緊張緩和のための政治対話を促進するという考え方は、私は非常にタイミングのいいことではないかと思うのですけれども、総理はレーガン大統領にいろいろ言うという以外に、たとえばトルドー式のそういう呼びかけというふうなものを、この際軍縮提案をいままのような状況の中で考えていかれるおつもりはないかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思っております。

○國務大臣(中曾根康弘君) 私は、トルドー首相に對しまして、INFの問題あるいはそのほかの問題、たとえば大韓航空機事件やあるいは最近における中近東におけるPLOの問題とか、ともかく国際関係が非常に手詰まりになってきておる。こういうときにトルドー首相が、この手詰まりの状況を心配して、そして何とかこの手詰まりを打開する一つの雰囲気づくりに乗り出してきたというところについては敬意を表する、私もそういう必要を感じております、そしてあなたが具体的に提案を持ってヨーロッパの各国を歴訪し、また、わざわざ日本にも来られたということについては大いに評価する。

それで、そのいろいろな御提案の中で彼がかなり強調したのは、結局は、核を持つておる五大国が一堂に会して、そしてこの問題について話し合うことが大事だ、そういうことを強調しておりました。私も原則的には賛成だ。しかし、中国は核拡散防止条約には入っていないし、フランスも入っていない。そして

て国連軍縮委員会に対する立場も非常にみんなのおの違つておる。そういう状況のもとに、INF自体がまだまともなという状態では五大国が一緒に一堂に会するということがはきわめてむずかしいでしょう。だから五大国が、いざ終局的には一堂に会して核兵器の問題を真剣にお互いが論じ合い、そして具体案をつくってもらうことが必要であると私も考えています、最終的にはそういう仕上がりでないと核兵器の問題は仕上がりできないのだらうと思っております。ただ、それへ前進するために、やはり何となく目下のINF問題が片づかなくてそこまでするはずがない。そういう意味において、INF問題を片づけ、STARTの問題を片づけていくところにわれわれはまた大いに努力しよう。しかし、あなたの申しやることは非常に私はよくわかります。

それからもう一つ大事な点は、今度は私から言ったのでありますが、われわれは核拡散防止条約、NPT条約に批准しておる。あのNPT条約を見ると、核保有国が自衛措置を講ずると書いてある。それから原子力平和利用について、核兵器を持たない発展途上国等に積極的に便宜供与をやる、そういうことが書いてある。ところが、われわれはそれを期待して核拡散防止条約に調印して、そしてこれは発効しておるけれども、核保有国側の自衛措置が足りない。これはわれわれ大いに核保有国に対して責めべきポイントではないだろうか。それから、原子力の平和利用につきましても、やはり発展途上国その他についてこれを便宜供与することをもっと勇敢にやってもらわなきゃいかぬし、平和利用のためにやっている国が拘束を余り受け過ぎるという点では困る。日本なんかはその一つの国になっておる。そういう意味において、核拡散防止条約の面からひとつこの問題をわれわれは持ち上げていこうじゃありませんかというのをトルドー首相に申し上げました。

彼も、その具体的なそういう足場を持つて言うというところは非常に私もよくわかりました、それは非常にいいアイデアだ。で、あなたがそう言

うならば、ニューデリーへあなたこれから行かれるようだけれども、英連邦の三十数カ国の首脳部が集まるそうだが、東京で中曽根がこう言った、そういうことを英連邦の諸国の人々にも申し上げて、大いに共鳴をとるようになさってください。あなたの考え方には私は原則的に賛成です、そのこともお伝えください。そういうことを申し上げたところなんでありませう。

○和田教美君 いまソ連のSS20の脅威という問題については、いろいろ政府側のお話もあったのですが、すけれども、しかし、SS20の脅威ということをお話するだけではアジアにおける核の問題というものは十分ではない、正確ではないというふうに思っています。

ソ連がアジアで核を中心とする軍事力を増強しているという点に對抗いたしまして、当然アメリカも戦域核その他の戦力の増強を図っておられるわけでございます。そして、アジアにおける戦域核という問題を見た場合に、一つの問題は、アメリカがいま進めておられます海軍の兵力近代化、この計画の一環として、海上、水中発射の巡航ミサイル、つまりトマホークでございますが、このトマホークの配備計画の問題だと私は思います。トマホークには、御承知のとおり核、非核両用がございまして、まず非核のトマホークから配備をするというところで、これはすでにニュージャーシーなどには配備済みだということが報道されております。そしてアメリカ側の発表によると、来年の半ばぐらいから核弾頭つきのトマホークの太平洋第七艦隊の水上艦艇、潜水艦などに対する配備を始めるということも報道されておるわけでございませう。

アメリカの軍事筋の情報などによりまして、この近代化計画によって、アメリカは非常に太平洋における核戦力のバランスを取り戻す、立て直すという点を重視しているというところでございまして、アメリカの権威ある民間研究機関の軍縮協会がことしの五月に明らかにした巡航ミサイル問題についての特集によりまして、今後十年間に日

本に寄港するアメリカの主要艦艇はほとんどトマホークを積載することになると。これはもちろん攻撃型原潜、戦艦、巡洋艦などを含むわけでございませうが、そして、十年後に日本に寄港する可能性のあるトマホーク艦は約八十隻になるだろうというふうな予想も出しておるわけでございませう。もちろん、このトマホークは核、非核両用でございますから、どれだけが核弾頭をつけるというところになるかどうか、これは恐らくアメリカの秘密であって、核の所在を明らかにしないという原則から見て明らかにしないのだらうと思っております。

しかし、そこで問題は、日本の非核三原則との関係という点になってまいります。このようにふたつに約八十隻のトマホークが積載艦が日本の港に入ってくるというふうなことになるわけですから、核を積んだ米艦の日本寄港は認めないというこの非核三原則が、そのままだと国民に対して説得力を持つかどうかという問題が一つ出てくるのではないかとこのように思っています。非核三原則の中で、核を持ち込まないという条項については、陸上への核持ち込みは断るけれども、しかし艦艇の寄港は認めざるを得ないというふうな、いわゆる三原則を二か二分の一原則に変えるというふうな考え方がすでに自民党の中にも出ておるというところをいっておるわけでございませう。総理はその辺のところをどういうふうにお考えなんでしょうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 非核三原則は従来どおりこれを堅持してまいりたいつもりです。

○和田教美君 私は、非核三原則が修正しなければならぬという事態に陥るというのを決して望んでいないわけではございませう。そういう日本国是に關係する重大な問題が起ってくる可能性のある問題が、このINF問題の底辺にあるというところを指摘したいわけでございませう。それだけに、何としても米ソ兩國の自制を強く求めて、余り相手をお互いに刺激するような行動をとるべきでないというふうにお考えののです。

いま総理は、核保有国の会議だとか、そういう

ものに原則的に賛成だということもお話しになりましたし、いろいろアジアの他の国の首脳部に対してアプローチをするようなお考えもあるようでございますが、これは非常に結構なことだと思っておりますけれども、もう少し具体的にその形をとる時期にきているのではないかと。つまり、核抑止論というところと一点張りではとめどない核軍拡競争になつていくわけですから、抑止論の効果というものを私は全面的に否定するわけではないですけども、その抑止論に加えた新しい何か考え方をいものを出すべき時期にきているのではないかと、こう思うわけで、たとえばスウェーデンのパルメの提唱している共通の安全保障というふうな考え方でですね、そういうふうなものでございませう。委員会で取り上げられたいけれども、それ一つだけの模案だというふうに思っています。核抑止論だけではいかならない、そのいろいろな穴をどうやって防ぎたいというのが問題だろうと思うのですが、その辺についてどうお考えでございませうか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 私は、たしか一九八〇年でしたか、中国に行きまして伍修權副総参謀長といひ、中国の軍の二番目の偉い副総参謀長に会いましてときに戦略論をやったことがあつたのです。そのときに私が申し上げたことは、あなたの方は大規模な人民遊撃戦術だ、私の方は海洋型あるいは列島型総合抑止戦略だ、といううことを言つたのです。中国の方は膨大な国土を持つていてふところ深いので、遊撃戦術的な発想が成り立ち得る。日本はそんなに細い、人口がこれだけ過密な場所ですから入れたらだめになる、そういう意味において総合抑止戦略だ、その差がある、そういうことを指摘したことがあつた。やはり、総合抑止戦略というのは日本に非常に大事なんです、しかも列島型という、この大八洲を守つていくというのを基準にして考えていくということが必要ではないか。そういう意味において、和田さんと基本的に同じ考えを持つていないかと思つた。

〔委員長退席、理事成相善十君着席〕

○和田教美君 INF問題と關係をいたしまして、アジアにおける軍縮会議といひますか、軍縮を討議する場づくりといひものを、その可能性を探るべき時期にきているのではないかと。つまり、私は思うわけですが、ヨーロッパでは、何だかんだ言つてもたとえばINFの交渉あるいはまた戦術兵器の削減交渉、STARTですね、それから、来年の初めに開きます欧州の軍縮会議、かつては全欧安保会議といふふうなものもあつて、そういう場がとにかく継続的にできておるわけでございませう。そして、そこで軍縮、軍備管理の問題がいろいろ話し合はれるということなんですね、けれども、北東アジアでは、いままではそういう地域的な軍縮の問題を話し合う場が全くできていない、また、そういう交渉も行はれたこともないというところでございませう。もちろん、ヨーロッパと日本ではいろいろ事情も違いますし、困難性があることは十分承知ですけれども、この地域での軍縮、軍備管理の交渉の、あるいは場づくりの必要性を説く議論が非常に学者などにも多くなつておる現状でございませう。

また、いわゆる信頼醸成措置と申しますか、たとえばNATOとワルシャワ条約機構の間には大規模な軍事演習の事前通告とか、主要な軍隊の移動の事前通報とか、そういうふうなことに一つ一応の協定みたいなものができておるわけでございませう。アジアにおいては、それすらないわけでございませう。そういう問題も話し合うというふうな場をぜひつくつていくことが必要ではないかと思つた。その点についてお考えを聞きたいと思つた。

○国務大臣(中曽根康弘君) ヨーロッパの場合は歴史的因縁がございまして、わりあい軍備管理という問題が成熟してきておる、熟成していると言つてもいいと思つた。これはやはり、第二次世界大戦が終わつてからのいろいろな因縁がありまして、初めは陸上兵力を、特に戦車というものを中心にして兵力の均衡というものが論ぜられておつた。ところが、ソ連軍が相当な戦車をワルシ

ワ条約体系の中へ投入した、二万とか二万数千とか言われておる。それに対して西側の NATO 側は非常に微弱である。そこで、アメリカの核兵器、戦術核兵器を導入してきて、それでソ連の戦車群に対抗して均衡を成立させた。そういうところから軍備管理というものが幾何学的に、物理学的に数量計算で成り立ち得るという基礎があるわけでありませう。

〔理事成相華十君退席、委員長着席〕

ところが、アジアの場合はそういう幾何学的な、数量的な均衡という場はまだなれておりません。非常に流動性を持っておりませう。それで、どっちかという、アジアの場合は遊水地みたいなものがあるのです。水を遊ばせるような場所が。堤防がきちんとできて、数量計算までびしとできていという要素はない、非常に政治的な流動性を持った点がございませう。それはごらんのとおりです。そういう意味で、ヨーロッパのような原理をアジアに適用できるかという、私はむしろかしいと思っております。のみならず、わが国自体は、憲法によりまして日本列島の防衛にのみ防衛というものは重点が置かれておる。そういう情勢を見ますと、なるほど軍備管理、軍縮というものは非常に望ましいことであるわけですが、おのずから限界が、ある程度あります。日米安全保障条約ということにみれば、これは現在安全保障の相手方を求めているわけでありませう。

そういう面からいまして、終局的に将来、アジアにおける国々がその北東アジアを中心にして軍備管理の会議を設けるという構想もあながち否定すべきではないと思っております。そういうものが将来できれば、それはつくり方によっては望ましい形になるだろうと思つて。しかし、ではそれがすぐできるかというと、中ソの間ですらまだ SS20 やらあるいは国境における三十五個師団のソ連軍というものの処理、モンゴルにおけるソ連軍の進駐、駐留、そういうような問題をめぐって、それですらまだ片づかない。そういう状況のもとに、いまずそれが可能であるかと言え、ヨーロッパ

から見ればまだまだ未熟成の要素がございまして、いまずそれをわれわれが推進するとか何とかという段階にまだ事態は来ていない。

それよりも、日本固有の立場を考えつつ、しかもアジア全体における抑止方法というものをどういうふうに展開していくかという政治戦略等も加味しつつ、戦争を起さないような必死の努力をしていくことが現実的ではないかと、いまはそういうふうに考えております。

○和田教義君 INF の問題はこれぐらいにいたしまして、行革の本論に入るわけでございますが、まず最初にお聞きしたいのは、総理はこの特別委員会、臨調答申の線に沿って増税なき財政再建を堅持する、仮に総選挙があれば増税しないとか約したい、私個人としてはそう考えているという趣旨のことを答弁をされました。

ところが、その後、竹下大蔵大臣初め各閣僚のお話を聞いておると、個別の税目については増税あり得るといふふうなニュアンスがあるわけでございます。また、臨調の答申そのものが必ずしも一切の増税を否定しているというのではないわけでございます。臨調の言っている増税なき財政再建というのは、この間こへ参考人として出てこられました瀬島さんなんかのお話を聞いても、全体としての租税負担率は余り上げないということとあって、たとえば直間比率の是正とか、見直しとか、所得税を減らした場合にはそれに合わせて間接税をふやすとかというふうな考え方は否定してない、というふうな趣旨の発言がございました。総理の言われるいわゆる、私個人としては増税はしないという意味も、結局そういう意味でございます。

○国務大臣(中曽根康弘君) まず第一に、私は、臨調が言う増税なき財政再建という基本原則をできるだけ最大限に堅持して、これからは財政政策の運用をやつてまいりたいと思つております。

第二に、仮に総選挙というものが近くあるといたしますと、来年度予算の編成問題が出てまいります。その来年度予算編成については臨調答

申の線を守って増税いたしません、私はそう申し上げておるので、これは私は実行していきたいと思つております。党が具体的にどういふ公約をするか、まだ党の公約はいまやっている最中でありまして最終的なものは見ておりませんが、私は、自民党員は、今度の仮に選挙があった場合には、来年度予算については臨調の線をわれわれは守って増税しません、そういう形で公約して差し支えないと思つております。

恐らく野党の皆さんは、増税するぞ、増税するぞと言つて大分御宣伝なさるのじゃないかと思つてますが、そういうことはしないことをはっきり私は申し上げておきたいし、そういうことをまたお訴え申し上げたいと思つております。

○和田教義君 しかし、いま私も申しましたように、臨調の基本答申そのものが、増税なき財政再建というもののについては全体としての租税負担率を上げないということであつて、いま申しましたように、「所得税制における課税最低限及び税率構造並びに現行の直接税、間接税の比率等税制上の問題のある重要課題につき検討すべきである。」と書いてあるわけですね。そして、いま言つたように、所得税の減税分に見合つて来年度間接税を引き上げるといふふうな政府税調の考え方、そういうものについても基本的に矛盾はないと瀬島さんははっきり言つておるのです。われわれの考え方と基本的には矛盾はないと言つておるわけですから、総理の考え方というのはいささか正確に言つていただかなければ、一般国民は非常に、何というかな、増税なきと言われれば、何というかな、増税なきと思つちゃうわけでございます。一切の増税がないんだと思つちゃうわけでございますから、その辺のところをもう少し明確に言つていただきたいと思います。

○国務大臣(中曽根康弘君) 私、行政官庁長官をしておりまして、臨調の御議論の内容もわりあいに知つて一人でございますが、私が行政官庁長官をしてるときから増税なき財政再建といふことを臨調はいろいろ御議論になりました、この間瀬島さんがおっしゃつたような線が臨調が

言われるものであり、それは文章化されておるのです。

GNP に対する租税負担率というものは変えない。新しい税目を起こしたり何かすることはしない。ただし、でこぼこ調整はさまざまもやつてきた。そういう意味で、たとえば租税不公平措置の是正、そういうような意味でいろいろでこぼこ調整をやつてまいりましたが、たとえばそういうことはいままでもやつてきていることであり、それはまた可能なことではないか、そういうふうに思つておりました、そういう臨調の線に沿つてわれわれは財政政策もやり、来年度の予算編成に当たっては増税はしない、臨調の方針に沿つてやる、そういうことを私は演説で約束したいと、そう思つておるのです。

○和田教義君 いまの問題について、総理の言つておるのは、一般消費税のような大型間接税は今度やらないということであるけれども、大蔵省などは個々の税目の見直しなんというところは当然なんだというふうな考え方があるということ、またたそういうことがよく報道されるわけですから、いまの総理の答弁をお聞きになつて竹下大蔵大臣はどういうお考えでございませうか。

○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。総理の答弁は非常に正確であると私は思います。確かにいろいろな報道がなされますが、いわゆる一般消費税(仮称)、そういう大型新税については、税調におかれまして国会決議があるというところを十分踏まえた上のことでございます。うで、したがって、これについては私は絶えず否定的な発言を明確に申し上げておるわけでありませう。

そこで、いまも総理から申されました、でこぼこ調整という表現をお使いになりましたが、国会の審議の場におきまして、いわゆる増収措置についてはいろいろの提言を含めた議論が今日まで行われてきております、各党から。それを、各党からいゆる増収措置あるいは新税等をやったらどうかと言われたものは、全部私整理してみます

とたくさんな数がございます。それを、すべてをその都度検討したりしております。

それから、もう一つ国会議論の中で大きなポイントになっておりますのは、自分たちの言ういわゆる是正措置というものは、たとえば特別措置の改廃等はこれは増税ではない、これは是正だと受けとめる。しかし、その対象の適用の人から見れば増税と受け取られるかもしれない。しかし、それらが総合的に見て、いま総理が言われた、従来ともやってきたでございまして調整というものは、国会の議論の場を通じたりしながらそれを税調に正確に報告して、その都度結論を得ておるわけでございます。

したがって、すべてを現状施策を固定した上でお答えするということは、あるいは国会議論に対しても、あるいは税調に対しても、それは当局としては避けて通らなければならぬことではなかろうかなというふうに思います。したがって、いま増税なき財政再建、これに対してまさに糧道を断って歳出削減に努めて、いささかも念頭に置くことなくそれに取り組んでまいりますという趣旨の総理発言というものを奉参服膺し事に当たらないければならない、これが私の使命である、このように考えております。

○和田教美君 次に、行革法案の内容に入りたいのですけれども、その前に総務庁設置法案に関連をいたしまして、中西委員の関連質問をお願いしたいと思ひます。

○委員(田中正巳君) 中西珠子君から関連質問の申し出がありました。和田委員の持ち時間の範囲内においてこれを許します。中西君。

○中西珠子君 行革関連法案の中で、総理府設置法の一部を改正する等の法律案、また、総務庁設置法案などに関連して質問をさせていただきますかと思ひます。

昭和五十年の九月二十三日の閣議決定に基づきまして、国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取り入れその他婦人に関する施策につきまして、関係行政機関の相互調整を緊密に

し、また総合的かつ効果的な婦人問題に関する対策を推進するために、婦人問題企画推進本部というものが設けられておりますが、総理府設置法の一部を改正する等の法律案が通りますと、その婦人問題企画推進本部の副部長である総理府総務長官、また本部員であります総理府総務副長官などが廃止されることになっております。

それで、こういった状況は非常に婦人に不安を与えておりました。一体婦人問題企画推進本部がどうなるのか。多分内閣官房長官あたりが後をおやりになるのかもしないけれども、一体どうなるかわからない。また、総務庁設置法案が成立したしまして総務庁ができ、行政施策の総合調整機能を強化することを一つの目的としている総務庁というものに行かないで、総理府の中に残されることになるならば婦人問題担当が一体どうなるのか、仕事がいやになるのではないかと懸念する向きも婦人の間にあるわけでございます。

そこで、婦人問題企画推進本部長でいらっしゃる総務大臣の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(丹羽兵助君) お答えさせていただきます。

いま先生の御指摘は、総務庁の設置に伴い、婦人問題企画推進本部の副部長である総理府総務長官と、本部員である総務副長官が廃止されることになる、これによって本部が弱体化するのではないかと。また、本部の弱体化により婦人問題の担当の仕事が大変やりにくくなるのではないかと。う、大変御心配を、考えてお尋ねくださったのでございしますが、それについてお答えさせていただきます。まず、婦人問題企画推進本部は、先生もいま申されたように、昭和五十年の九月二十三日の閣議決定により設置されたものでありまして、今回の法改正により廃止されたりその機能が弱体化するものではない。

なお、本部長、副部長をどうするかについては、今後また総理のもとでよく検討されることとございまして、いずれにいたしましても、婦人対

策については、婦人差別撤廃条約批准のための条件整備を初め、「婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標」の達成に向けて今後一層の推進を図ってまいりたい、さよう申し上げてお答えにさせていただきます。

○中西珠子君 どうもありがとうございます。総理が婦人問題に対して引き続き強力な効果的な施策を展開していただくことを心から希望いたします。次の質問に移ります。

国連の婦人の十年の中間年の昭和五十五年、コペンハーゲンにおける世界婦人会議で、日本政府は国連の婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に署名いたしました。この署名したということは、国連の婦人の十年が終わる前、すなわち昭和六十年までにこの条約を批准すること、を国際的に約束したことになると思ひます。あわせてこの条約の批准状況に関しましてもお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 婦人差別撤廃条約につきましては、昭和五十五年六月の婦人問題企画推進本部の申し合わせの通りまして、目下関係省庁との間で批准のために必要な国内法制等、諸条件の整備につきまして鋭意検討を進めておるところであります。できる限り早く、少なくとも昭和六十年に開催が予定されております国連婦人の十年最終年世界会議までには同条約を批准したい、こういうふうに考えておるわけでありま

す。なお、本条約はこの締約国に対して、女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、男女の平等を確保するために、すべての適当な措置をとることを求めています。わが国におきましては、特に国籍、教育、労働、公職、社会保障等の分野におきまして、国内法制等の整備につき検討を進めております。国籍並びに労働の分野における措置については、それそれ関係の審議会におきまして検討中でありまして、近くその答申が得られる、こういうふうに承知をいたしております。

○中西珠子君 国連の婦人の十年が終わるまでにぜひこの国連の婦人差別撤廃条約は批准していただきたいと思ひますが、この批准を実現するためには、次の通常国会に関係国内法の改正案を出さなければ、また次の次の通常国会にはこの批准案件を出さなければ間に合わないこととなると思ひます。でございますが、ただいま国内法の整備の問題で一番難航をきわめているのが労働省だと聞いております。労働大臣の御見解をお願いしたいと思います。

○国務大臣(大野明君) 現在、御承知のとおり、婦人少年問題審議会において鋭意検討を進めていただいております。でございます。いすれにしても六十年というところでタイムリミットもございまして、年内に答申をいただけるだろう。そのことについては、先月、審議会の進捗状況あるいは中身等について公表したところでございまして、特に、時間外労働とか休日労働とかあるいはまた深夜労働とかいろいろむずかしい問題ございまして、基準法に基づいた点において、それらをいま鋭意検討していただいておりますので、その答申をいただき次第、早急に労働省としては対応をしていく、こういうふうに考えておるところでございます。

○中西珠子君 ただいま女子雇用者は昨年度の平均によりまして千四百十八万もおります。この女子雇用者が採用の前の募集の段階から昇進、昇格、賃金、また訓練、教育、そして退職といった面でも差別されているという実態がまだに存在しているわけでございます。そして諸外国も男女雇用平等法のような、働く婦人に対する機会均等と待遇の平等を確保するための法律をOECDの加盟国はほとんどが持っている状況でございます。一日も早く男女雇用平等法を制定していただきたい。公明党・国民会議といたしましては、このような国際的な潮流、また婦人に対する差別が現在存在しているという状況を見まして、迅速適切な差別の救済というものを考えて雇用平等法案を提出したわけでございますが、この問題

に關しましては、速やかに制定をお願いいたしたいと思ひます。

また、千四百十八萬の婦人労働者の二割はパートタイマーでございます。このパートタイマーは、賃金、労働条件が非常に低い、雇用の安定がない、また社会保険が適用されていないというふうな、また雇用契約の内容が非常に不きつりしいというふうなことで多くの婦人が困っているわけでございますが、ことに、主婦でありパートをやっている人の課税最低限の問題が大きいクロージアップされているわけでございます。

現在、パートをやっている婦人の収入の非課税限度額は、基礎控除が二十九萬圓、給与所得控除が五十萬圓、計七十九萬圓でございますが、現在政府が提案しております減税法案によりまして、基礎控除がたつた一萬圓上がるだけ、三十萬圓になるだけで、また給与所得控除というものは据え置きになっておりますので、パートの非課税限度額は八十萬圓と、一萬圓上がるだけでござい

ます。そして、この減税法案が通りまして、八十萬圓を超えるという収入を持つているパートの主婦は、所得税や地方税を払うばかりでなく、夫の配偶者控除というふうなものがなくなつてまいりますので、その世帯の税金が急激に上がります。主婦がどんなにパートで一生懸命働いても、家族全体の収入はかえつてマイナスとなるという現象も出てきております。それゆゑ、税金を取られないために、年末の繁忙期に休んだりして労働時間の調整と収入の調整を図っている主婦のパートタイマーもいるわけでございます。そして、こういったことは使用者側にも不便を与えていると聞いております。また、課税最低限を超えない程度に主婦のパートの賃金を低く抑へ込むという口実を使用者側に与えるということにもなっているわけでございます。

昨年度のパートの収入の年間平均額は八十六萬圓となつておりますので、非課税限度額をせめて百万圓とすることを御提案申し上げたいのでござい

ます。

○國務大臣(竹下登君) 委員の御指摘のことを正

確に整理してみますと、いまおっしゃいましたように、七十九萬圓を超えますとみずから納税者になるのみならず、夫の所得について配偶者控除の適用が受けられなくなる。そして、現行の仕組みのために賃賃が場合によっては低く抑へられるとか、それから年末において、いみじくも御指摘なさいました就労を自制、調整するとかいう現象が生ずるので見直しを行うべきであるという意見、これはかねて所属される政党内からも出ておる意見でございます。また一方では、パート収入がそれを超えた場合の負担の逆転という不自然さを回避するため、妻に所得がある場合の配偶者控除額を妻の所得を差し引いた額とすべきである、こういう意見もござい

ます。そこで、主婦であつても一定以上の所得があれば相應の負担を求めるのが所得税の応能主義から言へば一応考えられますが、現行の所得要件の水準は、主婦に所得のない世帯等の負担のバランスから見れば高過ぎるのか、あるいは職業を持つ主婦で七十九萬圓を上回る水準の収入を得ていらっしゃる方もふえておるといふようなこと、それらを勘案しますと、いわゆるパート問題についてという点にはござい

ます。が、当面は百万圓という、感覚的にはわかりませんが、やはり税制となれば腰だめで決める、腰だめという表現はいささか不適切でありましようが、大ざっぱな感じで決めても

ならぬ。そこで、「当面は、給与所得控除と配偶者控除の適用限度額の組合せ」といふ現行制度の枠内で対処していくことが適當」ではないか、こういうふうな税調が最終的には指摘された。そうすると、いまおっしゃいましたように、大蔵委員会で

税調の審議でその控除額そのものがどうなるかというところで、おのずから算定されてくるわけでありますが、その問題についていま直ちに何と何ぼになりますと言ふわけには税調の審議を前にしてお答えはできないのじやないか。御趣旨は絶えずお聞かせいただいておりますので、よく頭には入れておくつもりでござい

ます。○中西珠子君 ただいまの大蔵大臣の御答弁にもござい

ましたが、税調の答申も私読みましたけれども、給与所得控除とか扶養者控除といった控除額をもつと大きくすることによりまして、何とかパートを救つていただきたい、少なくとも百万圓ぐらゐまでは非課税限度額になるようにお考えいただきたい、これは婦人のパートの人の要望として善処していただきますようにお願いいたしま

す。それから、まだちよつと時間をちょうだいいたしまして、婦人差別撤廃条約はその第十一條と第十四條で、婦人が「社会保障計画から直接に利益を受ける権利」というものを掲げておりますけれども、これは厚生大臣の御所管になるかと思ひますが、日本においては被用者年金を受ける妻の地位の從屬性が問題となつてい

○國務大臣(林義郎君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、現在の年金制度は婦人にとりまして非常な問題があるというところは、もう事実でございます。現在では、被用者の妻は原則として夫の年金によつてカバーされる。一方、国民年金では任意加入の道が開かれておりますが、どちらに入つてないということになると非常な問題が出てくるということもありますし、特に昨今では婦人の働く方がふえておる、こういうことで、婦人の年金保障問題はこれから考えていかなければならない点は当然のことだと思ひ

ます。基本的には、すべての婦人を公的年金に強制加入させることによつて固有の年金権を付与するといふ考え方もござい

ますし、また、被用者の無業の妻につきましては、夫の年金に対する加給という形で保障を別にするといふ考え方もござい

ます。が、私たちといたしましては、次期通常国会に提出を予定しておりますところの国民年金、厚生年金の統合の問題におきまして、この婦人の年金保障を充実する立場に立つて現在検討しているところであり

これまで整備を進めてきた結果、全国的にはほぼ必要な水準に達しておりますが、なお、保育需要の多様化に対応するように、保育所機能の強化に努めてまいり所存でございます。

○中西珠子君 ただいま厚生大臣の御答弁にございましたけれども、婦人の独自の年金問題の確立、そしてまた生活保護における男女基準の差の解消、そういったものは大いに推し進めていただきたいと思ひます。

ただいま、ほとんど託児所は需要を満たしているというお話でございましたけれども、産休明け保育とか、ゼロ歳児保育、また長時間、夜間保育というふうなものが非常に欠けておりますために、ベビーホテルなどの弊害も出ておりますから、そういう面の規制も大に行つていただくと同時に、保育需要の多様化に対しまして対応できるように体制を整えていただきたいと思ひます。

次に、婦人差別撤廃条約のもう一つの要件といふことは、男女同一の教育課程の問題があると思ひます。これは家庭科教育の問題にもつながるかと思ひますが、文部大臣の御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 御指摘の婦人差別撤廃条約第十条(四)項、これには男女同一の教育課程にしようということが書いてございます。

一方、わが国の高等学校の教育課程では、御承知のとおり、女子に対しては四単位の、食物とか、あるいは被服、あるいは保育とかいうような、四単位の家庭教育、家庭課程を実施するようになっております。これが差別というようになっておるわけでございまして、これはわが国の社会生活の実態に沿うようなことで今日まで来ておりますが、この条約との関連では、これを見直しをしなければならぬ。そういうことで、これは小中学校のいわゆる家庭科の授業にも関連してまいりますので、いまそういう教育課程の内容について中央教育審議会でも検討してもらつておりますから、その結果を見て、条約の批准には支障

のないような措置をとりたいと、こう考えております。

○中西珠子君 中央教育審議会の答申を待つてというお話でございますが、大臣としても、どうぞ、その前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、差別撤廃条約を批准するに当たつての要件は国籍法の問題だと思ひますが、現行の国籍法は父系血統主義になっておりますが、これを父母両系主義に改めるということでございます。しかし、ただいま審議会で審議中というのを外務大臣から承りましたので、法務大臣への質問はちょっと省略させていただきます。

時間の関係もございまして、総理大臣の御決意のほどをお伺ひたいと思ひますが、現在五十一カ国が婦人に対する差別撤廃条約を批准し、またOECDのほとんどの国が男女雇用平等法というものをつくつております。こういったときに、やはり日本がこの条約を批准し、また職業上、雇用上の男女差別をなくすという法律を制定いたしませんと、日本は婦人に対する差別を是認し、婦人を差別しなから低賃金で雇つて品物をつくつてゐる、そんな品物は買えないのじやないかというふうな、日本製品 boycott だとか、貿易規制の強化というふうな口実を与えかねないという心配があるわけでございまして、その国際社会における日本の地位を高めるために大変努力をなすつていらつしやる総理大臣でございまして、この点はぜひ早く実現していただきたいと思ひますが、総理の御決意のほどをお伺ひしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 婦人差別撤廃条約は、政府としてはこれを批准する方針をもうすでに決めておりまして、それに関するいろいろな環境整備にいま努力しておりますのでございまして、御趣旨を体しまして、できるだけ早期に環境整備をして批准ができるように持つていきたいと思ひます。

○中西珠子君 どうも総理大臣、ありがとうございます。

いたしました。多くの日本の婦人が総理大臣のたゞいのお言葉を信じて一生懸命やつていくと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

これで終わります。

○委員長(田中正巳君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(田中正巳君) 速記を始めて。

○和田教美君 それでは、総務庁設置法案についてひとつお尋ねをいたします。

総務庁設置法案が通りましたら、政府の計画によりまして、総務庁の内部部局としては、行政管理局の全部とそれから現在の総理府の人事局、恩給局、総計局などが加わつて総務庁ができるというところでございしますが、一方、新総理府には、大臣官房のほか賞典局などが残るだけの非常にスリム化したものになる。そして大臣がその担当と。総務長官もなくなるわけでございますね。そういうスリム化したものまでどうしてわざわざ新総理府本府として残す必要があるのか。いっそのこと内閣官房長官と一緒にやればいいんじゃないか、そういう素人の意見はかなりあるわけなのです。その点がまず一つでございまして、

それから、この委員会で齋藤大臣の答弁を聞いておりましたも、総務庁ができて簡素化、効率化と申しますか、再編によつて予算も人員もほとんど減らないというふうなことでございまして。たまたま衆議院の行革特別委員会でも附帯決議がつけておりました。「総務庁の設置に当たつては、「予算、人員等につき所要の合理化を図る」という注文でございまして、そういう附帯決議も踏まえて右の二点について、ひとつ齋藤行政官の御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) まず最初の問題は、総務庁設置に当たりまして、総理府がスリム化した以上はむしろそれを内閣に移したらどうか、こういうふうな第一点のお尋ねでございまして、御承知のように、内閣というのは国務大臣をもつて構成される合議体の行政組織でございまして、そういうわけでございますが、総理府の仕事というのは、

は、御承知のように、内閣法におきましては、行政事務というのは各省大臣が分担管理するといふたてまえでございまして、どうしてもやつぱり一つの省で管理する、分担させることは困難である、数省庁にまたがっている事項、そういう問題の総合調整というものは、当然これは総理大臣がやる仕事でございまして、内閣という合議的な機関にこれを行はしめるということとは適当ではない。現在の内閣法のたてまえから言つて、総理大臣の総合調整という仕事は最後まで残る。そういう意味において新総理府というものが残る、こういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

それから、衆議院における附帯決議の点でございしますが、政府としては、附帯決議の趣旨を踏まえて誠意を持って努力をしていかなければならぬと考えております。

今回御提案申し上げておりますのは、組織に関する法律でございまして、人員の問題あるいはまた予算の問題等については触れておりません。その問題は五十九年度の予算編成の際に措置しなければならぬ、こういうふうな考えでおります。

そこで、人員につきましては、すでに御承知のように、国家公務員の定員削減五カ年計画というものがございまして、それに基づいて新しくできる総務庁の人員の削減というものは当然これをやつていかなければなりませんし、予算等についても、できるだけ節減に努力するというふうなことをしたいと考えておまして、その内容等は、具体的に決まりますのは五十九年度の予算編成過程である、こういうふうな御了承願ひしたいと思ひます。

○和田教美君 次に、国家行政組織法改正案についてお尋ねをいたします。

国家行政組織法改正案の目玉といひますか最大ののねらいは、現在、各省庁の内部部局の新設、改廃は法律によるということになっております。これを、今度政令事項に改めるということでございます。この問題については、国会のコントロールを弱体化させる、いろいろな批判があることは言う

までもないわけでございます。あるいはまた、官僚の強化策だというふうな意見のあるものもお聞きだろうと思ひます。

公明党・国民会議といたしましては、衆議院の段階で修正が行われまして、部局の新設、改廃をしたときは「その状況を次の国会に報告しなければならぬ」という義務規定が入りました。それを一歩前進だというふうな評価をして実はこの法案に賛成をしたわけでございますが、しかし基本的に見ますと、法律事項を政令事項に変えるという事は明らかに一種の授權法であつて、場合によつては高級官僚の権限強化法につながつていくおそれが十分あるというふうな考へております。そういう意味で、チェックの機能を果たすべき国会としては、今後の運用に非常に重大な監視の目を持つていかなければならないというふうに思つておるわけでございます。

そこで、ひとつお聞きしたいのですけれども、政府案によりまして「毎年一回の行政機関の組織の一覧表を官報で公示する」ということだけでございまして。それが今度新設、改廃のときは、「次の国会に報告する」という規定に修正されたわけでございますが、「官報に公示する」ということと報告義務というものは、一体政府としてはどういうふうな違ふとお考えなのか。また、報告というものはいろいろな形式がございまして、単にプリントで国会議員に配るといふのも一つの報告だし、委員会にちゃんと報告して議論をするということも報告でございまして。その辺のところは齋藤長官としてはどうお考えなのか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 御承知のように、国家行政組織法ができましたのは昭和二十三年、今日までもう四十年近く経過したわけでございますが、当初は、御承知のように、議院内閣制というものも十分成熟してまいりませんでしたし、そういうふうなことで、やはり国権の最高機関である国会を通して法律でこれを規制する、膨張を抑制するといふたてでございまして、その次に

て、私は、それはそれなりの非常に大きな効果があつたと思ひます。しかし、そういうふうな長い間の経過を経ました後に、一方には行政需要の変化といふものも目覚ましいものがあるわけでございます。弾力的に内部部局の再編成を行ひ得るようになつていきたかといふ要請、特にこれは臨調が非常に強い主張でございまして、今回政令に委任していただきたいということを御提案をいたしましたわけでございます。

そういうことでございまして、政令に委任するということになりますと、政府が何でも一方的にやつてしまつて、国会のチェック機能というものが十分働かないのではないかと、いったんお話しもございましたので、私どもは、実は当初は、行政組織法を官報に公示する、国会を含めてごらんいただきたい、そして、それによつて御承知いただくと同時に、国会においては国政調査権といふこともありますし、さらにまた、予算を提出するに当たりましては、参考書の中で各省の局の数もちゃんと明示をいたすわけでございます。それから、それで十分国会で御審議いただけるのではないかと、こういうふうな考へたわけでございますが、それだけでは不十分だ、行政機構、内部部局のそういう弾力的な再編成と国会の審議、監督といふものの調和をもつて図るべきである、こういう御主張から、御承知のように報告義務ということになつたわけでございます。

さらにまた、五年後は見直しの規定も入る、こういうふうになつたわけでございますが、この二つの条の修正は結局のところ、内部部局の弾力的再編成と国会の審議、監督権との調整、調和といふことからできた修正でございまして、私どももこれはごもっともな御意見であるというわけに従つておるわけでございます。

そこで、その報告と官報公示という点でございますが、官報公示は行政組織の一覧を官報によつて一年一回公表する。報告は内部部局の再編成、局の新設、改編がありましたときには、その次に

開かれる国会に御報告するといふわけでございます。報告のやり方等については十分検討しなくちゃなりません。衆参両院の議長あてに御報告を申し上げる。それは新設のもの、それからまた改編したもの、官房、局のものについて御報告をする、そういうことによつて国会の審議が容易に行ひ得るようになる、こういうことでございまして、あくまでもその趣旨というものは弾力化の要請と国会の審議、監督権との調整を図るために、ごもっともな修正であるわけでございますから、その趣旨に従つて政府としては報告の義務を果たし、さらにまた五年後には見直しをする、こういうふうなことをいいたすべくであると思ひます。

○和田教義君 国家行政組織法改正案に關連をいたしました。私、前の関連質問でいろいろ指摘しましたとおり、中央省庁の機構で見るとは簡素化、つまり簡素化といふと仕事減らし、機構減らしでございまして、これとははなはだ縁の遠いものになつておるといふことを指摘したのですが、そのとおりだと私は思ひます。

特に、中央省庁の数は、現在一府、十二省、八委員会、二十四庁といふことですが、齋藤長官の答弁によりまして、総理府は大臣ではなくなるというのでございまして、この一府、十二省、二十四庁といふ数は変わらないわけでございます。それからまた、内部部局の局の数も、政府はこの国家行政組織法改正案が通つたら、臨調答申に基づきまして八省庁の内部部局の再編成をやるという計画でございまして。しかし、臨調答申は、一局、三部削減を提案をしてゐるわけですが、局長のお話ですと、臨調答申が指摘をいたしております厚生省の援護局もすぐにはなくなるといふこととございまして。

また、省庁組織について臨調答申が指摘をいたしております。国土庁、北海道開発庁及び沖繩開発庁の統合といふ計画でございまして、この統合構想もどうもなかなか実現しそふにもないといふこととございまして。つまりそういう

スリム化といふは、機構の簡素化といふ中央省庁に關する限りはどうも答えはない。尽くしであるといふ感じがするわけで、これは官僚の抵抗がいかに強かつたかといふことを示しておると思ひます。

なるほど今度の改正案によりまして、現在以上の行政機構の肥大化を防ぐため、当分の間、官房及び局の総数の最高限度を、現在あります百二十八に抑えるということが書いてございまして。つまり総数規制でございまして、しかし、これは現状より減らすということではなくて現状に固定するということにすぎないわけでございます。これまた非常に突つ込み不足ではないかといふふうに思ひます。

そこで、ひとつお尋ねをしたいと思います。この問題についても、実は衆議院で附帯決議がついてございまして「国家行政組織法等の運用については、時代の変化に即応した機構の見直しを促進し、その合理的再編成及び整理簡素化を推進するもの」と、こうなつておるわけでございます。けれども、上限は百二十八と決まつてゐるけれども、しかしそれ以下にどんどん減らして行くといふ努力を今後怠るべきではないと思ひます。けれども、省庁の、つまり機構減らしといふ問題も含めて長官のお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 中央省庁の数は、お述べになりましたように一府、十二省、八委員会、二十四庁といふことになつておるわけでございますが、この中央省庁の問題につきましては、今回行政管理局と総理府の機能、組織を一体的に統合していかうといふこととございまして、この総務庁の設置によりまして、総理府というのを庁と数えるわけにはいきませんけれども、まあ一言で言へば庁と考へていいと思ひますが、国務大臣を長とする庁、庁ではありませんけれども、そういう一つの中央省庁の役所が減るといふことはこれは事実でございまして。これはもう御承知のように、戦後中央省庁の変遷といふものは増加の一途をたどつておるわけでございますから、大臣を長

とする一つの役所が減るといふことは、私はこれは画期的なものだと申し上げていいのではないかと思いますので、その点はひとつ評価いただきたいと考えております。

なお、国土三庁の問題等でございますが、これは私もたびたび申し上げておりますようにそれぞれの特長、沖縄はまだ復帰して十年ということでございます、北海道にはまた北海道の特殊な事情もあるというわけでございますので、将来十分検討はしなくちゃならぬと思いますが、そういう特殊事情を踏まえて検討をしていかなければならぬだろうと考えております。

それから、省庁のほかに局の問題がございましたが、援護局等の問題については、中長期的な問題として臨調も指摘をいたしております。しかしながら、御承知のように援護業務というものはますますなくなるわけでもございませんし、非常に縮小されるわけでもございませんので、もうちょっと将来の推移を見てそういう問題は検討していきたい、こう考えておるわけでございます。そこで、官房、局の百二十八という数でございますが、これは現在中央省庁にありままする局の数を抑えておるわけでございます。したがって、これはこれ以上ふやしてはいけませんよ、これが立法の趣旨でございます。

しかし、それと同時に衆議院における附帯決議等の趣旨、それから修正いただきました五年後に見直すという規定が今度入りましたですね、あの規定等の趣旨から言え、膨張抑制のみならずできるだけ減らすような努力を政府はすべきである、という意図が私はその修正の趣旨の中にあられておると思います。したがって、附帯決議の趣旨等もございまして、将来でできるだけ減らすような努力をしなくちゃならぬということを政府にある程度義務づけるということはどうかと思えますけれども、そういう趣旨も含んで、こういうふうにご承知いただければ幸せだと考えておる次第でございます。

○和田教美君 次に、国家行政組織法第八条に規

定されておりますいわゆる八条機関に関連した問題でございます。この八条機関の中の「審議会等」でございますが、現在の国家行政組織法第八条に、「附属機関その他の機関」について「法律の定めるところにより、審議会又は協議会及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる。」というふうになっております。これが通常八条機関と言われるもので、しかしその中には種々雑多なものが含まれておるわけでございまして、今度の改正案ではこの八条機関を「審議会等」、「施設等機関」、「特別の機関」に三分類して、現在八条機関の設置についてはさっき申しましたように、すべて法律事項となつていたのを改めて「審議会等」及び「施設等機関」の設置については法律事項または政令事項とするというふうになるわけでございます。しかし、そういう現在は法律事項になっておる「審議会等」にもかかわらず、私がここで指摘をいたしたいことは、最近大臣、局長のいわゆる私的諮問機関というふうなものがやたらにふえておるのではないかと、いうことでございます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 行政組織法におきましては八条機関というものは「審議会等」あるいは「施設等機関」、その他の「特別の機関」、こういうふうに分類に改めまして、十分組織規制を進めてまいるところでございます。

ところで、いまお話しした私の審議会というお言葉でございますが、これは大臣なりそれそれの省の何と申しますか、私的懇談会でございますね。審議会というところでございまして、そういう学識経験者等による合議体の機関でございますが、私的懇談会ということになりまして、これは法律的に審議会とございせんから、合議体として答申を出すとか意見を提出するわけにはまいりません。それぞれその審議会に加入しておる人々の個人的な意見を大臣なり局長ですか、そういう方面に出しまして、行政運営の参考にさせていただきたい、こういうわけでございまして、性質は違いますが、ややと申すとそういう私的懇談会というものは審議会と間違えられないのではないかと、いうふうな御意見等もございまして。

そこで、たしか去年、おとしでございましたか、総理大臣が行政長官時代に発言をいたしました、こういうことはお互いに厳に戒めていこうではないかという閣議における発言等もございましたので、今後ともみだりにそういうものをつくっていくということは適当ではないと思っております。必要なのは私はわかりません。そうしてまた必要なものもあるということも十分わかっておりますが、みだりに混濁を来さないように努力をしていかなければならぬだろう、こういうふうにご承知しておきます。

○和田教美君 もう一つ、いまの問題に関連をいたしまして、今度は法律事項と政令事項と二つに分れてですね、審議会等は、その場合に私的諮問機関はある程度コントロールするということ意味で、そういう乱造を避けるという意味で政令によって定めるというふうなことにしていくということではできないのでございませうか。私的諮問機関とは、いまのところ、各省を調べてみますと、これをやめてしまおうというところはほとんどありませんね。そうすると、政令によるものにさらに私的諮問機関を加えるとむしろふえるというふうな状況にさえるわけで、その辺の規制措置というふうなことをお考えになっているかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 審議会等はなるべく整理していくというのが政府としての基本方針でございますから、その懇談会を政令に基づく審議会にするということは直接的に結びつかない問題でございまして、否、むしろそういう混濁を来さないように、行政運営の必要に応じてつくる懇談会でございますから、その任務が終わつたり目的が達成したらやめていくというのが私本当じやないかと思ひます。

○和田教美君 それじゃこれで終わります。

○委員長(田中正巳君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時再開することとし、休憩いたします。

午後二時十四分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(田中正巳君) ただいまから行政改革に関する特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、梶原敬義君が委員を辞任され、その補欠として中村哲君が選任されました。

○委員長(田中正巳君) 休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。久保田真苗君。

○久保田真苗君 総理、行政改革に関する基本答申の中で、行政の今後を目指すべき目標として二つの大目標を挙げております。一つは活力ある福祉社会、もう一つは国際社会への積極的貢献ということになっておりまして、これに関連しま

して、経済力ではわが国は大国化したけれども、しかし国際社会に対する受け身の姿勢はなかなか改まる気配がないという見方をしております。またこれに続いて、安定した国際的政治経済秩序をつくること、そして世界の平和に貢献していくことがわが国の最大の目標とならねばならぬ、そして非常時にこの「国際社会に対する積極的貢献」というのに比重を置いていられると思われまふ。

○国務大臣(中曾根康弘君) そのとおりでございます。

○久保田真田君 レーガン大統領が訪日されましたときの会見の中で、総理はグレナダ問題について話し合ひをされたということでございますが、今回のこの武力介入と、それから外国軍隊の撤退について何か意見、助言を言われましたでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 言いました。

○久保田真田君 どのようなことをどのようにおっしゃいましたでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) この場所ですでに御答弁申し上げておりますが、まず、武力介入という事実についてはきわめて遺憾である、しかしいろいろ実情を聞いてみると、アメリカの市民の生命、財産を守るためにやむを得ない措置であったということ、あるいはカリビアン機構といたしまして、あの周辺の国家機構の諸国の要請に基づいて一緒にやった、そういうような点を考えてみると理解はできる、しかしこれは異常な事態なのであって、できるだけ早く撤兵をして、一日も早く事態を正常化することを望む、アメリカ側はすでに三千五百人撤兵したとか、あるいはイギリスの総督が内閣を組織するように活動しているとか、すでに内閣はできたとか、そう言われておることは結構なことだ、さらに撤兵を促進して正常化することを望む、そういうふうに申し上げました。

○久保田真田君 外務大臣に伺います。

十一月二日の国連総会で、グレナダ情勢に関する決議案というのが百八の圧倒的多数をもって採択されておりますが、日本は棄権しております。このときに、棄権投票に当たってどんな理由を説明されましたでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これは、先ほど総理が申し上げましたような、いわゆる実力行使を含む事態の発生を見るに至ったことは遺憾である、一方またアメリカの行動については、米国人の安全確保の問題や関係諸国の強い要請等の事情があった、こういうことであります。そういう事態を踏まえて決議案の投票に当たっては棄権ということにいたしましたわけでございます。

○久保田真田君 私は、このグレナダ決議案の項目別について、もう少し疑問の点を伺いたいと思っております。この項目は六項目ございまして、項目別に採択しておりますので、その投票の理由を御説明いただきたいと思います。

その第一は、こういうふうにあります。「国際法及びグレナダの独立、主権、領土保全の重大な侵害であるグレナダにおける武力介入を深く遺憾とする。これは日本は棄権しておると思ひますが、その理由をおっしゃっていただけますでしょうか。」

○政府委員(山田中正君) お答え申し上げます。先生御指摘のように、主文第一項、分割投票になりました、わが国は棄権いたしました。第一項は先生御指摘のように、今回のグレナダ事件に絡みます東カリブ諸国及び米国の行為を国際法違反と断定いたしておるわけでございますが、本件につきましてもわが国の立場は、当委員会において総理、外務大臣から御説明されましたように、わが方が承知いたしております状況、事態からは最終的にそのように判断できないという立場でございますので棄権いたしました。

○久保田真田君 先ほど米人の生命、財産に危険があつて救出するための御指摘がありましたが、外務省の方では、米人に危険があつたとか被害があつたとかいう事実をつかんでお

でなかったのでしょうか。

○政府委員(江藤久君) お答え申し上げます。ただいま御質問の点につきまして、米国としましては当時のもろもろの状況から米国人の安全を確保する必要があると判断するに至ったという説明を行つてきておりますけれども、一方、日本につきましても、詳細な事実の把握ということ、現地に大使館もないということもございまして限界がございまして。

○久保田真田君 もう一つ、それでは武力介入が行われる前に米人の問題について外交交渉等があったかどうか、そういうことはお聞きになりましたでしょうか。

○政府委員(江藤久君) お答え申し上げます。大変詳細な情報というものは持ち合わせておりませんが、当然相当のやりとりがあつたのではないかと、うろたふに理解しております。

○久保田真田君 やりとりがあつたということを御確認していらっしゃるわけですね。

○政府委員(江藤久君) いえ。米国は米国人の安全確保のために近隣諸国に在留しますところの外交官四名を派遣いたしました。その結果、一時期におきましては、それまでに被害が加えられたという実情を把握して米政府に報告したということございまして、この点につきましては一部新聞に報道されたのみならず、私も後になりまして米政府からそのような説明に接しております。しかしそれは、ある時点におきまして被害が加えられていないことを確認したのみでありまして、その後の状況全体の進展を勘案して、米政府のみならず、事態の進展を前年から非常に心配しながら注目してきておりましたところの近隣諸国も、同じように非常に差し迫った事態である、このように判断して先ほど米の措置に至つたもの、かように理解しております。

○久保田真田君 それは、差し迫つた危険とかあるいは被害ということが事実あつたと確認されたわけですか。

○政府委員(江藤久君) お答え申し上げます。

先ほど来申し上げておりますように、日本としてそういう事実関係を確認したということではございせん、全般として米国及び関係諸国がそのような説明を行つておりますので、現時点におきましては私もとしましてそのように理解しているということでございます。

○久保田真田君 そういう説明がその関係諸国の方からあつたということですが、実際には余りわからないままに投票しているから棄権している、こういうことでございますか。

○政府委員(山田中正君) お答え申し上げます。ただいま中南米局長の方からお答え申し上げます。したのは在留米国民の安全の点でございますが、私も米国の本決議に棄権いたしましたのは、東カリブ諸国及び米国のとりました行動は、グレナダにおいて当時機能し得る政府がなく、スクーン総督からの援助の要請によつて援助のために派遣されたという事情も勘案し、これを国際法違反と断定する立場にございせんので棄権したわけでございます。

○久保田真田君 第二項について伺います。第二項は、「武力介入による無辜の市民の死を遺憾とする。」というふうになっております。これについて日本はやはり棄権しておりますけれども、これはどういう理由なんでしょうか。これはボタンの押し間違いじゃないのでしょうか。

○政府委員(山田中正君) 今回の事件で無辜の市民の方が亡くなられたこと、これは大変遺憾なことと考えております。ただ、この決議につきましても、先ほど申し上げましたように、東カリブ諸国及びアメリカの行為が国際法違反と断定した前提での決議でございますので、そういう立場に同調する立場にないということから棄権したわけでございます。

○久保田真田君 外務大臣、国連総会の演説で大臣は、大韓航空機撃墜事件についてソ連を名指しで非難しております。その場合に、それは民間機の撃墜であつて、民間人が多数死んだということとを政府として何度も遺憾の意を表しているわけ

ですけれども、そういったと、グレナダの場合には同じように無辜の市民の死があるわけですが、それを悼むことはできないのでございましょうか。つまり、この投票に賛成した方がよかったとお思いになるのじゃないでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) グレナダにおいても無辜の市民が亡くなったということに対しては心から遺憾の意を表するものでありますが、ただ決議につきましては、御承知のようにこれが国際法違反であるという大前提のもとに出されておるわけでありまして、日本の場合、いま局長が説明をいたしましたように、国際法違反と断定をすることは、日本の立場としてそれだけの確信を持っていないということでこれは棄権をした。その背景には、もちろん武力行使は遺憾である、しかし同時にまたアメリカが武力行使を行った背景等については、いま先ほどいろいろ申し上げましたようなことを踏まえてわれわれとして対応しているわけでありまして。

○久保田真田君 この国際法云々に関しましては、これは第一項に挙がっていることなのです。そして第二項は、ただ「武力介入による無辜の市民の死を遺憾とする」。総理も先ほどから武力行使は遺憾であるとおっしゃっている。そして無辜の市民の死を悼むことになぜ——私は言葉の揚げ足を取るつもりはないのです。しかし、これは国連総会において日本が世界に向かって日本の態度を表明する場ですから、こういうときの適切な投票というものは非常に大事だと思うのです。現にこの投票に対してアメリカ自身は賛成票を投じているわけですから、これはやはり日本としてはアメリカへの気がねというようになことでこういう投票をしたのではいけないかと思いますが、外務大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これは先ほどから申しましたように、やはり決議いろいろと分かれておりますが、決議全体としてわれわれは把握をいたしまして棄権しておるわけです。その決議は

全体的にアメリカの行った行為が国際法違反であるという前提に基づくものでありまして、先ほどのお話のような大韓航空機事件とは全く異質である。大韓航空機の墜落事件というのはもう明らかに国際法違反であります。そういう立場でわれわれとしてはいろいろな状況判断から国際法違反とこれをとらえることはできない、こういう判断のもとに全体的に見て棄権をいたしました、こういうことであります。

○久保田真田君 第三項につきましては、「全ての国に対してグレナダの主権、独立及び領土保全を厳格に尊重することを要請する」となっておりますけれども、これには日本は賛成しているわけですね。そういったと、どうしてこれは賛成なすったのでございましょうか。当然賛成すべきものですけれども、同じことならば国際法違反のもとにあるものではないかと、全体が筋が通らないとおかしいのじゃないでしょうか。

○政府委員(山田中正君) お答え申し上げます。第三項に、先生御指摘のようにわが国は賛成いたしております。この内容は、国連憲章にもうたわれておりますとおり、それぞれの国の主権、独立、領土保全を尊重するという大原則でございまして、日本としてこれに全く異議ございませんので賛成いたしました。

○久保田真田君 どうもおっしゃっていることがちっとも筋が通らないですね。それだったら第二項も当然賛成すべきだったと思ひますし、私は非常に日本の投票ぶりは残念だったと思ひます。やっぱりアメリカへの気がねいちゃったという自主性のなさ、こういうことから投票されているのではないかと、そういうふうな思わざるを得ないわけではございませんか。

第四項につきましては、「武力介入の即時停止及び外国軍隊のグレナダからの即時撤退を要請する」。これは棄権しておりますけれども、なぜでしょうか。

○政府委員(山田中正君) お答え申し上げます。第四項につきましても、わが国が国際法違反と

断定する立場にない事態、それを武力介入という表現で、その事態の即時停止、撤退を求めているものでございまして棄権いたしました。

○久保田真田君 現在、外国軍隊の状況について把握しておられるか、また撤退の予定について何かお聞きになっているか。

○政府委員(江藤久君) お答えいたします。現在外国軍隊は、米軍につきましては二千三百名程度、先ほど総理からも三千五百名の撤退が実現したということで、残りの二千三百名というふうに承知しております。また、米軍と一緒に上陸いたしましたところの他の七カ国の軍隊、これは全部で三百名ちょっとというふうに承知しております。

また、撤退の予定につきましては、米軍に限り、米国の戦闘要員は十二月二十三日までに撤退するということを、すでに去る十七日、ホワイトハウスのスピークス副報道官が公式に言明をしております。

○久保田真田君 第五項は、「グレナダ人民が自らの政府を民主的に選ぶことを可能ならしめるよう自由選挙を可及的に速やかに行なうことを要請する」となっております。これは日本は賛成しておりますけれども、外国軍隊の占領下で自由選挙というのは非常にナンセンスだと思ひます。この米軍の早期撤退について、総理は米大統領にもそういう意見を言われておりますし、今後撤退を早期にするという姿勢で日本は国連総会にぜひ臨んでいただきたいと思います。外務大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いま局長が答弁いたしましたように、外国の軍隊は早期撤退というのとに相なっております。そういう状況の中で自主的な政府が生まれるということとわれわれは期待をいたしておりますわけでありまして、またグレナダのいまの情勢からいけば、自主的な独立政権というものが生まれてくることは間違いないと判断しております。

○久保田真田君 ぜひ予定の時期までに外国軍隊

が完全に撤退するように努力していただきたいと思ひます。

第六項ですが、これは「事務総長に対し緊急に状況を評価し七十二時間以内に総会に報告するよう要請する」。こういうふうになっております。これに棄権されたのはなぜでしょうか。

○政府委員(山田中正君) お答え申し上げます。わが国は、一般方針といたしまして国連の平和維持機能を重視いたしております。その関連で事務総長の調査権限の強化、これは常に支持いたしております。いま先生御指摘ございました第六項は、先ほどから申し述べておりますように、東カリブ諸国及びアメリカの行動が国際法違反であるという断定のもとにできておりました。そのような前提に基づいた上での御調査、これについてはわが国として積極的に支持する立場にないという観点から棄権いたしました。

○久保田真田君 しかし、日本の場合は在外公館もなく、先ほどのように自分の手でわかる情報がないわけではございません。それであれば、国連のようないくつかの第三者の中立的な、そういう機関が行って実情を調べる。特に相手は十一万の非常に小さい小島でございまして、そこへ何カ国かの軍隊が行っているという状況でございまして、こういうことを調査してもらおうということは、基本的にはどうなんですか。国連が今後こういう問題に関して調査を行う、あるいは調停の労をできるだけと、こういうことについて基本的にはどうなんですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 国連がその平和維持機構としての役割を大いに果たしていく、そのために調査をするとかあるいは調停、あつせんに乗出すということについては、われわれは賛成でありまして、むしろ国連はそういう役割をもちつつ積極的に行動すべきであるというのが基本的なわれわれの考えであります。

○久保田真田君 そういたしますと、グレナダにつきましても国際法、国際法と、そこところは

私も時間がありませんから論議に入りませんけれども、国際法の一点にだけこれにかけて、非常に後ろ向きな態度をとっているところからやばり日本としては脱皮する必要があるのじゃないでしょうか。そういう後ろ向きの態度から前向きに建設的に、この問題を国連にどういうふうに関与してもらおうかという姿勢を打ち出していただくことが、この臨調の言っている趣旨に合うことなんじゃないでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 決議に棄権をいたしましたのは、先ほど申し上げましたような、いわゆるこの武力行使の断定が前提にあるわけですから、そこで、日本と立場が違ふものだから、棄権をいたしましたわけでありまして、しかし、国連が平和維持を図っていくための積極的な活動の一環として調査をし、あるいはまた調停をするということについては、私もはむしろこれは積極的に取り組んでまいりたい、こういうふうな思いです。

○久保田真田君 日本は国連への拠出第二位でございまして、一〇％もの拠出金を出しております。もつと堂々と筋の通った表決をしていただく、あるいは意見表明していただくということをぜひしていただきたいと思うわけです。日本がやったことでもないのに、他国のために日本の信用を落とすような、そういう何と云いますか、気がね外交、受け身の外交、こういうものからぜひ脱却していただきたいと思ひます。

臨調は、外務省にはなかなか好意的のようであり、情報機能の強化なんか挙げております。しかし情報を集めても、それを公明正大に使っていく勇氣がなければ、仏つくて魂入れずなんじゃないでしょうか。行革は真つ先に頭の中から始めるべきなんじゃないでしょうか。ですから、十二月二十三日予定されている撤退が完全に行われるように、ぜひ外務大臣から決意を表明していただきたいと思うのでございますけれども。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 一日も早く外国軍隊が撤兵をするように、日本政府としても関係各国に対しまして積極的に関与したいと思ひます。

なお、国連活動の一環としてのいわゆる調査、調停、これは今後とも積極的にこれを推進してまいり。国連に対してはわれわれ強く言っておりますが、国連の演説でも私もこれに触れておりますが、今後ともそういう姿勢で世界の平和のために役割りを果たすことについて積極的に対応してまいりたいと、こういうふうに思ひます。

○久保田真田君 総理大臣に伺ひます。

お聞きになっていただくか、わかりませんが、レーガンさんいろいろな言っているわけですが、密室の中でお友達として助言する、それも大事なことでなければ、それだけでなく、やっぱり国連あるいは外交の場々々々日本の立場を、筋の通った表決をしていただく、このことを私はぜひお願いしたいと思ひます。理解は理解、筋は筋だと思ひます。そしてそういうふうにする中で日米関係が壊れるなんて、そんなことはなと思ひます。それはイギリスでもフランスでも、自分の立場を表明しているけれども、それで外交関係が壊れるなんてことはなと思ひます。これはもうわけです、そうしていくことがやはりアメリカの道義的立場というものを結局は救つていくことになるのじゃないかと思ひます。ですから、いままも外務大臣お約束をいただいたのですけれども、予定されている外国軍隊の撤退日にぜひそれが完全な実施されますように、総理もあらゆる努力をお払いいただきたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私は、前から申し上げておりますように、国益を守るのは政治家の美徳である、タフ・ネゴシエーターは政治家として心がけなければならぬことである、こういうことを考えておきまして、御趣旨を体してやりたいと思ひております。

○久保田真田君 私もう一つ、これは政府にお伺ひするのではなくて、この国会はアフガニスタンのときも大韓航空のときも、全会一致で決議を採択しております。今度のグレナダにつきましても、少なくとも外国軍隊の一日も早い撤退について

国会の意思を表明すべきであると思ひます。このことを同僚議員に訴えまして、この件を終わります。

次に、環境庁にお願いいたします。

いま全国的に湖や沼の汚染が広がってきておりますけれども、環境庁の環境基準というものがございまして、これについてごく簡単に御説明いただけますか。

○政府委員(佐竹五六君) 国は公害基本法に基づきまして、あらゆる行政施策の目標といたしまして環境基準を定めております。水質につきましても環境基準を定めておまして、この内容といたしましては、まず河川、それから湖沼、それから海域と、それぞれにつきまして幾つかの項目につきまして環境基準を定めておまして、健康項目につきましては一律に定めておまして、生活環境項目につきましては利用目的に応じて幾つかの類型を定めているわけでございます。その当ては、都道府県知事にゆだねられておるところでございます。

○久保田真田君 ところで、いま全国の代表的な湖沼のうち、これは百三三あるそうですが、環境基準に達している湖沼が四十三ということで、海や川の場合と違ひまして、水が動かないので湖沼の場合は非常に汚染がひどくなつておるわけでございます。

社会党が土曜協議会というところで、千葉県手賀沼の問題を住民の方あるいは政府の方と一緒に研究しておりますけれども、それによりまして、過去に賀沼の汚染が非常にひどうございまして、過去にあった水草の三十六種のうち、現在ある水草はたった五つ、魚等水生動物につきましては、過去に生息した魚が四十六、絶滅してしまつたのが二十八、減少したのが十三、いまでもいるという魚はたった五種にしかすぎない。非常に汚染がひどくなつております。

ところが、残念なことに、全法案を通すことを目標とすると言つておられますけれども、これは実際に六本も積み残しがございまして、そのうち

ちこの湖沼法案と、それから環境影響評価法案、いわゆるアセス法案ですけれども、環境庁が提出していらつしやる二本が積み残しになつてしまつております。それで環境庁長官にお伺ひしたいのですが、こういった湖沼の状態から見て、あるいは環境破壊が進んでいる状態から見て、この二つの法案は非常に緊急性が高いと思ひますが、どうなんでしょうか。

○国務大臣(梶木又三君) お話のとおり、大変大事な法案だと思つております。

○久保田真田君 今回積み残しになつたわけですが、私は内容的に必ずしもこの法案が十分だとは思つておりませんし、なまぬるい点が非常に多いと思ひますが、こういうものをとまかく出していただかなければ話が始められないわけです。今回こういうことになつてしまつたのですが、この二法案の後始末を環境庁長官はどういうふうにお考えになつていらつしやるか、何か御決意があるか、それを伺ひさせていただきたいのですが。

○国務大臣(梶木又三君) 国会はあさつてで終わりでございまして、率直に申し上げましてこの国会でこの二法案は成立しない、これは仰せのとおり、そのとおりになると思ひます。私も久保田委員と同じように、まことに残念だと思ひます。そこで、しかしいまお話しのように大変大事な法案でもございまして、これは私は近視眼的に見ると、経済全体の先を見通して、やはりこれはいまの間に成立させておく必要がある、このように私は考えております。そういう意味で、今回は残念ながら成立を見なかつたわけでございまして、次の通常国会、これにはぜひ再度提出いたしまして成立を図つていきたい、努力したい、このように考えております。ぜひひとつ社会党の方でも絶大な御支援をお願い申し上げたいと思ひます。

○久保田真田君 どういう御事情があるか知らないけれども、ぜひ実効が上がるような内容のものにして、受益者負担、受益者負担とおっしゃるば

かりじやなくて、やっぱりこういう汚染者負担の問題、これにかかわることもしつかりやっていたかなければならないと思うのです。もしもとなお仕事ができないような事態になるようでしたら、私はこの行革の中で、むしろ環境庁をつぶすという提案をなさる方が中曽根内閣としても正直なんじゃないかと思ひます。ですから、この法案の後始末、どうぞしつかりお願いいたします。

最後に、文部大臣にお伺いしたいのでございますけれども、どうも行革は大人だけの問題じゃなく、まず真つ先に子供の方にやらなければいけないのじゃないか、こう思うわけですか。と申しますのが、もう何度か国会にさんざん出てきた問題なんです、共通一次試験の五教科七科目、これを改めることについて御検討をさせていただいてるわけでございます。昨年の本院の予算委員会でも、文部省は、五教科七科目の科目選定については大学に自主的な選択を認める方向で、六十年代以降実施したいというようなことを言っておられます、衆議院の文教委員会三月十八日には、具体的な改善方法について五十八年度において結論を出す、こう言っているわけですね。

ところが、五十八年度というのはあと余ところ四か月しかないのです。それで、国立大学協会等の審議状況を見ますと、この時期がどうもおくれるのじゃないか。しかし、ここで行革、行革と、こう言っている中で、やはり科目別の細張りでもっともとうとめなく科目肥大が行われています、子供の上のしかかっているわけでございます。この行革の趣旨からいって、当然これは早急に結論を出していただかなければならないと思ひますし、これを早い時期に実施していただきたいと思うのですが、文部大臣、この辺についての状況と、大臣のお考えを伺わせていただきたいのです。

○久保田眞苗君 わかりました。それでは、六十年代から実施ということをお約束いただいたものとして、どうぞしつかりやっていただきたい、お願いいたします。どうもありがとうございます。

○委員長(田中正巳君) 次に、神谷信之助君。若干質問をしたいと思ひます。

○神谷信之助君 きょうは、法案の中身について、まず、国家行政組織法関係の二法案でありますけれども、当委員会が昨日わが党の近藤委員が、この法案を提出した理由について齋藤長官にお尋ねをしました。また当委員会が総理の方、同じようにその理由を述べられております。まとめて言いますと、この法律ができて三十年経過して、国会も非常に充実したし、それから議会によるコントロールあるいは国政調査権というものは非常に充実して活動できる状態になっている。そして諸官庁に対する監督もかなり行き渡ってきておるし、同時に、もう一つは日本の社会が非常に円熟をきて大きな変化が起きている。その変化に機動的、弾力的に行政機構みずからが対応できるように改革をするということにねらいがある、こういう答弁です。

そこで、この問題で若干質問をしたいと思うのですけれども、まず第一の問題は、国会は国権の最高機関である、こう明記をした憲法原則からい

っても、国会の機構というものは今後ますます国権の最高機関たるにふさわしく名実ともに強化されなければならぬというように思ひます。こうした方向こそが憲法が要請していることだというように思ひます。ところが、そういう国会が国権の最高機関にふさわしくその内容を充実する。すればするほど、これでもう国会のコントロールが十分になったから、国会のコントロール、これを骨抜きにしてもよろしい、そういう理屈になって、どうもこれは話にならないのではないかと、どうもこれに思ひます。この点はいかがですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 国会が骨抜きになっていいのではないかと、そんなことを私も考えているわけではございませんので、法律で内部部局の設置、廃止等を行うという従来のこの行政組織法の規定が施行されて約四十年経過したわけでありまして、その間に行政上の変化というものがあるわけでございます。

そこで、従来のような方式でいきますと、中央官庁の部局等につきましても、ややともすると硬直化し、自律的なそういう再編の努力というものがややともすれば劣ってくるというところは、現実避けたい今日までの経過であったわけでございます。そういうふうなこともありますので、この際、従来のような法律で決めるというやり方について、国会のコントロールも十分強くなったことでもございまして、政府を御信頼していただいで政令に御委任をいただきたい、こういうことでございまして、国権の最高機関に対してこれを弱めようなどという考え方はないことを明らかにしておきたいと思ひます。

○神谷信之助君 今日までこの法案を変えようというところで三回も法案が出されて、そしてそれが慎重審議されて成立するに至らなかった、廃案になった。そのことは結局、国会が法律に基づいて行政機構についてこれをコントロールするということが必要だという認識ですね。ところが、いまの長官の答弁は、そうやって国会のコントロール

○国務大臣(齋藤邦吉君) お話のとおり、いわゆる共通一次試験についてはいろんな方面から議論がなされております。五回の実施をいたしました、教科あるいは科目の問題、あるいは

を得ているとなかなか間に合わない、思うとおりでできぬ。だから思うとおりにしてもいいというところは、逆に言ううと国会のコントロールを外してもらいたい、こういうことになるわけですね。それから、一方国会が国権の最高機関にふさわしいそういう内容を持てれば、それは十分必要なものは必要として法律を成立させるでしょうし、それに異論があるものは異論ありとしてストップをかける、チェックする。それを煩わしいとか、だからそれでは間に合わないとか言うのでは、まさに何といひますか、政府の側の、立法機関のコントロールといひますかチェック機能、これが煩わしい問題だと。これは国会監視になる、こういうことにはなりません。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 国会のコントロールが煩わしいということではありませんが、行政改革というものを考えてみますと、やっぱり官庁が自主的、自発的に活動するというのが一番大事なことであるわけでございまして、恒常的な自己改革、これが行政改革において最も大事なことでございまして、ややともすると硬直化し固定化しております。官庁機構について、自発的に自主的に恒常的な改革を行うという行政改革の精神からいって、この際法律から政令に御委任をお願いしたい。こういたしましたも、この法律の中には、御承知のように国会における国政調査権というものもありまして、それからまたさらに予算を審議の際におきましては、予算の参考書として各省ごとの局の内容等もお知らせいたしたわけですから、国会の審議に際して十分御審議いただくわけでございます。さらにまた先般の衆議院の御審議の際には、官報公示ということだけではなしに、国会に報告するという義務も与えることにいたしましたし、五年後は総合的検討をするということでもございまして、国会においての十分な審議は私は十分あると考えておるわけでございまして、すなわち、今回の改正というものは、修正案を含めて、弾力的な機構再編成の要請と国会の審議、監督権の調和というものを図るということか

ら出ておるものとございます。

○神谷信之助君 いま幾つかの理由をお述べに
なりました。その幾つかについて、一つ一つ私はお
尋ねをしていきたいと思うのです。

まず第一の問題は、いま国政調査権の問題をお
つしやいました。しかしこれは現実には、諸官庁
に対する監督がかなり行き渡ってきているとおつ
しやるけれども、事実は決してそうじゃない。私
はそう思う。たとえば現在国家行政組織法で政令
事項となつていて各省庁の課、室、官です、こ
の設置改廃について、今国会の衆議院の行革特別
委員会がわが党が、来年度の機構改正要求、これ
で予定しているものを資料として提出するように
要求したのに対して、行政府内部の資料だから
出せない、こう言つて提出を拒否されている。

都合の悪いものは提出を拒否されておる。国政調
査権というものは事実上機能していない、こうい
う実例があるのですが、いかがですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 資料の要求に對しまし
ては先般、政令に御委任願いたいとお願ひしてお
ります。部局の内容については資料として提出を
いたしてございます。ただ、いまお尋ねの課の問
題でございしますが、これは予算編成の際に最終的
に決定を見るわけでございますので、私どもの事
務的な処理の方法としてここまで提出することは
御勘弁願ひたい、こういうふうに出ておるわけ
でございます。

○神谷信之助君 事務上繁雑だからということ
で提出を拒否するというのは、これは大変なことじ
やないですか。それは理由にならぬです。来年は
この行政組織法そのものの審査をするのに必要な
資料として要求するのには、事務上繁雑だからと言
つて提出を拒否する、これは理由にはならぬじや
ないですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 予算編成の過程におい
て決める事務的な内容の問題であるという考え方
でございます。

○神谷信之助君 そうすると、私どもが要求した
のに対して、行政府内部の資料だから出せないとい
うのは、それは理由じゃないのですね。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 必要なものは提出をい
たしておるわけでございますが、課の問題につい
てはこれからどんどんいろいろ動いていくわけで
ございしますから、予算折衝の過程において事務的
に折衝をしていく問題でございしますから、これは
まだ申し上げるまでに至つていない、こういうこ
とでございます。

○神谷信之助君 概算要求の方は大蔵省に出す、
それから機構改正要求書とか定員改正要求書とい
うのは、これは行管庁を経て大蔵省に回つてきま
すね。だから概算要求の言うならば根拠になる機
構なり定数の改正、こういったものは同じ資料な
んです。片一方は出せるけれども片一方は公表で
きない、これはおかしい話であります。

今日も法律事項になつていのは局、部までで
す。かきこまでは出します、しかし政令事項にな
つていのは繁雑だから出せない、に、現に概
算要求と同時に行管庁に出されているのにそれは
出せません、あるいは言葉をかえて言つたら、行
政府内部の資料だから出せぬと言つてみたり、事
務上繁雑だから出せぬと言つてみたり、国政調
査権もくそもないじゃないですか。

しかもこれは、局、部の改廃についてもわれわ
れは知りたいたと同時に、課や室、官の改廃ある
いは増減、あるいは所掌事務の変更、これを見るこ
とによつて政府の政策の重点がどこへ向けられよ
うとされているのか、あるいはこの政策はもう必要
ないから切ろうとされているのかというの、その
内容を見れば来年はどこに重点を置くかとしてい
るのか、したがつてそれに基つて概算要求はこ
ういふものになつていのかというところが理解で
きるわけなんです。国政をチェックするのにわれ
れはそういう資料が必要なんだ。ところが、それ
はもう出しません、これでは国政調査権は機能
してないじゃないですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 定員の要求の問題、課
の問題等につきましては、先ほどからたびたび申
し上げておりますように、予算折衝の過程におい
てお互いに話し合いをしながらまとめていく性質
のものでございますから、一応事務的なものとし
てこれはお出しすることはどうであらうかと、御
遠慮させていただいておるわけでございます。

○神谷信之助君 それは同じことですよ。概算要
求書も、それは大蔵省と折衝するのだから決ま
たものじゃない、これから大蔵省と折衝して、そ
うして最終的に予算として決まるまではまだ単
なる言うならば内部資料とも言えるものです。そ
してその概算要求書に基づいて、課をふやすとか
減らすとか、あるいは審議官を一人ふやすとか、
参事官をふやすとか、そういう概算要求によつて
大体ここに力点を置いている、あるいはここはも
う切ろうとしておる、減らそうとしておると。同
じ資料じゃないですか。こつちは出せて、こつち
は出せない、どつちもこれは話し合ひはするの
です。いまの答弁は理由は話にならないと思つ
た。だから事前に、来年度の予算がどうなるのか、
そして各省がどういふ政策遂行のための予算要求
をしているのか、あるいはまたそれに対して機構
をどう考へ、定数、定員をどう配置しようとする
のか、こうして初めて政府のやろうとする政策に
對して立法機関がチェックする、そういう力を持
つことができる。全部それがなしで、事後で国会
にというのでは、それこそ国会の国政調査権とい
うのは機能しない、こういうふうに言わざるを
得ぬと思つたのです。その点は指摘しておきたい
と思つたのです。

それからもう一つは、いまおつしやつた理由の
中で、この行政改革をやつていくのに、一々国会
の審議をしてもらうというよりも、ひとつ委任を
してもらつて、そしてその後は官報に載せたり、
あるいは修正によつて今度は国会に報告すること
になつたんだと、こういうふうにおつしやるので
すけれども、それは欧米の先進諸国の行政組織規
制制というものは弾力化されていて、行政府にその権
限がゆだねられていて、わが国はこれに比べて余
りにも厳しく制約されておるから、こういう
点もひとつ考へる必要があるというのをいまま

での中でおつしやつていますね。しかしそれ
は、それぞれの国の行政機関というのはそれぞれ
の歴史やあるいは憲法、制度、行政機関と国会と
の関係、こういう関係の中で生まれてきているの
であつて、わが国の立法府と行政府との関係も戦
後の今日の憲法体制の中で生まれてきている。だ
から一律に外国がどうだからこうしなければなら
ぬということにはならない、そういうふうに思
うのですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) それは、もとより外国
は外国のいろいろな特殊の事情があつて、行政機
構の規制の方式というものはあるわけではござい
ます。しかし日本は日本独自の立場でございま
す。しかし日本独自の方式と言ひましても、やは
り外国のこととも参考になくぢやなからぬといふ
ことともあると思ひますけれども、日本は日本なり
によつて考へていく。特に、この法律が施行され
てもう四十年近くになりますから、その間に経済社
会の事情も変わり、行政需要も非常に変わつて
しまつた。議院内閣制もこれだけ成熟してまいり
ました。国会と行政府との関係において信頼の上
に、法律でありましても政令に御委任いた
きた、こう考へるものも自然の動きじゃないか
と、私はかように考へております。

○神谷信之助君 おつしやるように、外国に何も
右へならえする必要はない。しかし、いいところ
はとらなせやならぬだろうと私も思ひます。

そこで、立法府と行政府との関係、行政機構に
對する立法府の関与の問題、それと政府との関
係、この点でいろいろ外国の例もあります。た
とえばアメリカのやり方ですね、これは長官も御
承知だと思ひますけれども、アメリカの方は一九
七七年の行政機構改革法ですか、これで今日運
営されている。機構改革について立法府は部分的
に、全部あるいは一部それぞれ違ひますが、それ

を行政府に、大統領に委任をしていますね。

今度の法律改正もある意味ではこれに似て、先ほども長官おっしゃったように委任をしてもいいというところで局と部の問題が出てくるわけですね。でも、それでもアメリカはそういうふうな大統領に行政機構の改革について委任しており、すけれども、アメリカの場合は白紙委任ではないですね。大統領の方から行政機構改革計画を議会に出す。議会が六十日以内にそれに対して否定をしないならば、六十日たつてからその計画が発効する。したがって、その機構改革を実施する以前に、その計画自身に議会の方でチェックする必要がありますね。だから編成権はやっぱり議会にあるんだと、機構編成は、このことを原則で確認して、そして議会と大統領とがチェックし合う、議会がチェックするというそういう関係、これを軸として残し併用する。これで行政権の権限も一定程度拡大をする。こういう併用といいますが、こういう環境をつくっているでしょう。

ところが日本の場合、今度出てきているのは、先ほどもおっしゃったように委任ですよ、白紙委任。そして事後、変更した後官報に載せたり、修正されて今度は議会で報告される。事後なんですね、事後審査。事前審査ではない。これが非常に大きな違いだ。私はこのところが今度の日本案について根本問題と言えものだと思いますが、この点についてはどう考えますか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) アメリカにはアメリカの方式で、事前に大統領に委任いたしましたし、その大綱について委任していただくということもありましようが、日本は事前でなくて事後において、事後においてと申しますか、局の設置廃合が行われますれば次期に開かれる国会に報告するとか、あるいは予算編成の際に行うとか、あるいはまた五年後には総点検をしようというふうな修正が行われておるわけでございますから、私は事後だからそれはいいのだということにはならぬ。やはり国会の審議、監督権というものは十分

及んでいく、こういうふうな考えております。

○神谷信之助君 いまの長官の答弁、私は非常に重要だと思ふのです。アメリカはそうなっている、それはアメリカのことで、日本は日本なりに考えた方がいいのだ、こうおっしゃるのではありませんか。日本は一体どうであったか。第一回国会、第二回国会統一してこの行政組織法の議論があったときに、現憲法のもとで国権の最高機関である国会がちゃんとこれは決めにやいかぬ、国会で法律で決めたのではありませんか。それからこれは修正されたのでしよう。だからアメリカがどうであろうと、日本は国会が行政機構の改廃については法律でこれを定めるのだということでは修正をされたわけだ。

当後の本院の決算委員会の委員長はこういうふうに言っていますね。「この部局というものは」「これは明白に法律によって決めねばならぬものであります」「これを政令でやるというふうな考え方は、戦時中に法律で定むべき事項をやたらに勅令に委任したと同じ考え方でありまして、これは勿論新憲法の精神に違反するものであります。」「修正は、現れた文字から見ますと誠に簡単のようでありまうが、その含むところの内容は真に重大なものがあつた。それは、従来の旧憲法の官制大権のごとき思想をさりと捨てまして、すべては国民の代表たる国会におきましてこれを決定すべしとする国会至上主義、新憲法の精神に則る国会至上主義の実現であります。我々憲法を最も合理的に運用せんとする考えを持つ者にありまして、これは重大原則の確立であります。」「日本の歴史的経験から言ふたらこれなんです。そうして六十五国会以降ですか、三回にわたって提案をされても、国会はやっぱり国会で決めるのだと、国権の最高機関である国会は三回にわたってこれを廃案、審議未了にしてきたわけなんです。これが日本の伝統です。

アメリカは、先ほど言いましたように、一九七七年以前からありました。これがつづれたり復活したりして、そして七七年以降の現在の法律

になつてきている。アメリカはそういう経験をを経てやつと、日本が第一回、第二回国会で確立した国会で決めるのだという原則を最近になって確立して、そして大統領に一定の委任はしたけれども、白紙委任ではないに国会のチェック機能というのを残すという、国会が権限を持つていたのだというその原則をいま買ってきている。日本はずっと買ってきている。だから日本は日本でそれを貫くのがあたりまえだ、後退をする必要はないじゃないか。こう思ふのですけれども、この点はどうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 新しい憲法ができた後の行政機構のつくり方につきましては、たびたび申し上げてありますように、旧憲法下における行政組織のあり方についての反省等もありまして、法律ですべて局の設置廃合をやるといふふうになつたこと、私はそれなりにつばな局膨張の抑制という効果を十分果たしてきたと思ひます。

しかし、それ以来今日までも四十年近く経過いたしました、わが国の経済社会も大きく変わつてつたありますし、そしてまた議会制民主主義というものが進んでまいりましたので、国会のコントロールの機能というものが本当に強くなつてきたわけですね、戦争前は全然関与できなかったのですから。それは十分に監督することができるようにもなつてまいりましたし、そしてまた最近におきます、特に行政需要の変化に対応して弾力的にやるといふことが行政機構の自発的、自主的な向上、改革というものの要請にこたえるゆえんであるということを考えまして、従来の方式でやつてまいりましたが、議院内閣制がこれだけ成熟してまいりました今日、国会は政府を御信頼いただいて、政府もまた国会の審議権を尊重して、そしてそれぞれの立場に立つて法律から政令に御委任をいただきたいと、こう申し上げておるわけでございます。戦後四十年間にわたる経済社会の変化、行政需要の変化に対応し、弾力的な措置が必要であるという考え方でこの際委任していただきたい、こう申し上げておるわけでございます。

○神谷信之助君 いままでどおり局や部の改廃についてはそれぞれの各省の設置法なり組織法なりの改正案を出し、そして国会の審議を経て改廃すればいい。それで、それ自身が重大な問題がある場合には継続になったりすることもあるでしょう。それほど多く廃案になつたりなんかしてないでしょう。そうやって国会の審議を経て、局、部の改廃についての可否について国会が審議をし、そしてオーケーを与えたりノーと言ふというのは従来やつてきている。その権限を取つてしまおうというのだから、まさに国会の権限を弱めるもの、あるいは取り上げるもの、ということが私は重大な問題だと申し上げておるわけです。

だから、行政改革の必要な場合だから国会のそういうコントロールは困る。困るといふのは、国会がよろしいと言ふのは構わないわけでしょう、法律で提案して、よろしいと言ふ場合。よろしいと言ふようなものが出たら困る。まさに国会がノーという問題がある。それを政府が自由にやれるようにしてもらいたいということでしょう、実施することになれば。だからこの点では私は納得ができないのであります。

修正されました内容について修正案の提出者に続いて質問をしたいと思つておりましたが、きょうは御都合が悪くて御出席いただけませんので、いずれ次の機会にこれは譲つていきたいと思ふのです。

さらに、その他の法案についても質疑がございますが、これはばかりやるわけにはいきませんので、重大な問題があるのでそちらの問題に移ります。

これは総理にお尋ねをいたしますが、当委員会の審議を通じて、きょうの午前の質疑の中でもお述べになつておるようですが、臨調答申の線に沿つて増税なき財政再建を堅持する、近く総選挙があれば増税しないと公約したいと私個人としては考えている、こういう御発言がありました。これはいまもお変わりないですか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 変わりがございませ

ん。

○神谷信之助君 これはわざわざ、私個人として
そうお考えになっているということなんですが、
これは総理の見識を示して、総理としてこう考
えるというように言っているのかねですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私は先ほどは、自民
党総裁としても選挙になれば演説をいたしたい
と思うと、そう言っておきました。

○神谷信之助君 そうすると、まだ自民党として
は決まっていけないことですね。

そこで問題は、この増税なき財政再建の増税な
きという中身の問題です。これが問題なんで、臨
調が増税なき財政再建というのを基本理念にする
ということを示すにいたして、国民はこれを素直に
受け取っています。ああもうこれで税金をふや
さぬで、上げないで財政の再建をやってくれる
んだな、そういううまい道があるなら結構なこ
っちゃ、こうなっているのではありませんか。

ところが、この間、当委員会でも参考人で瀬島
さんに来ていただいて聞きましたけれども、中身は
違ひですね。租税負担率は動かすな、しかし直
間比率の見直しはよろしい、一つ一つの税目では
増税なり増収があっても、それは増税なきという
範疇に入るのだ、こうおっしゃっているわけだ
す。総理のおっしゃる増税はしないという公約を
したという、その増税はしないという意味はそう
いうことをおっしゃっているのですか。いわゆる直
間比率の見直し、具体的に言いますが、物品税や
その他の引き上げはしないという意味でございま
すか。どうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 一般論として臨調答
申に従ってやろう、増税なき財政再建、臨調答申
の考えに従ってやろう、そういうことでありま
す。

○神谷信之助君 そうすると、臨調答申に沿え
ば、これは直間比率の見直しがあってもよろし
い、税目一つ一つの中には増税あるいは増収があ
ってもそれは増税なしということである、こうい
うことになるわけでしょう。これは臨調の瀬島さ

んに確認をした。それじゃ、これは国民の側から
言ったら、増税なしと公約しながら、きのうは酒
税は上げてもらいたくない、上げないように祈っ
ているという御答弁でなければ、総理が祈れば
上げずに済むかどうか知りませんが、総理が祈れ
ば物品税や酒税が上がる、そういうようなこと
が結果になって起これば、選挙で増税なし
と言いつつながら選挙の後にそうなるということに
なれば、これは国民は公約違反だ、だまされたとい
うことになるでしょう。そういうことにはならな
いということなのか、なるのか、どちらですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) いままででもい
わゆる不公平税制の是正、そういうようなことはや
ってきたので、そこは調整というのはやってきた
わけでありまして、ですから、いままでの考えに沿
ってやっていますという事です。

○神谷信之助君 大企業などに対する特別の措
置、これの見直しは私も要求する、きわめて微
微たるものでありますけれども、若干のことはや
られた。私が言っているのは、大多数の国民にと
って影響のあるような増税をやるのかどうかとい
うことです。

先日も私、総括質問でやりました、時間が十分
なかったんでなんですけれども、たとえば今
度の税調答申では、所得税の最低税率は引き上げ
ない、最高税率は下げない、こうなっているわけ
で、最低税率は下げない、最高税率の方は
たえば五%下げるといふことになる、昨年の
長者番付第七位の松下幸之助さんが十億円ちょ
とで、さうなると三千六百万円ぐらゐの大幅
な減税になる。しかし最低税率、仮に一〇%
を二%に二%上げただけでも、そのクラスは
一万二千万円の増税になります。減税と言いな
がら、片一方その財源としてそういうものを考え
ないと税調は言っている。それだけではなしに、
物品税や酒税や自動車関係諸税あるいは運転免
許税などというふうなものも新しくつくりな
いというふうなことで言っているわけでしょう。
これに対して私は、当委員会では大蔵大臣に、

地方行政委員会では自治大臣に聞きました。本
当に増税しない約束できますかと。そうしたら、
年末の来年度税制についての税調の答申が出る前
に、一〇%というものを申し上げるわけにはまいり
ません。だから増税をしないとは言えない、こう
いう答弁だった。そうしたら税調で言うようなそ
ういう増税が年末に出てきたら、これは増税なき
財政再建の範疇に入らないと臨調は言っているの
ですから、そうしたらそういう増税はやりません
ということになるわけですね。

○国務大臣(竹下登君) いささか事務的な問題も
ございまして申し上げますが、税調から中期答
申をいただいておりますのは、いわば定性的に税
制のあるべき姿というものについてそれぞれ検討
項目等を指摘されておる。

○神谷信之助君 それはこの間も聞きました。
○国務大臣(竹下登君) いや、この間もお話しし
ましたが、これは何回でも話をしなきゃならな
いから。

そこで、それに基づいて今度は五十九年税制の
あり方というものをこれからまた御審議いただ
くわけですね。言ってみれば政府がお願いした税
調のこの五十九年税制のあり方あるいはその後の年
度税制のあり方が出る前に、あらかじめ予見を持
ってこれに対して一〇%とかイエスとか厳格に言
うべき筋合いのものではない、こう申し上げたわ
けですね。

○神谷信之助君 この間のなには、言うならば三
それで、事実今度はこのおたくの党からのいま
までいろいろな場合にお聞かせいただいております
のを見てみますと、これは増税すべきだとい
う意見もございまして、それから、これは不公平税
制の是正の範疇だという意見もございまして。そう
いうものも意見が正確に報告して、それに基づ
いて問題点の提示がなされておるわけございま
すから、この問題点が提示されたものは増税の方
向が示唆されたものかどうかの考えを持つこと自体
が私どもは誤りではないか、こういうふうに申し
上げておるわけでありまして。

年間ほどのある意味の税制の見直しといいま
すか、問題点というものが出された、それは承知し
ているのです。それで、大蔵大臣もこの間の答
申の中でおっしゃったように、今度の税調答申は財
政審議会の答申かいたと間違えはど前文がついて
いる。言うなれば歳出カットをしつかりやれよ、
そうした上でやれば財源は増税に頼らねえいか
ぬだろう、やるとすればこういふようなものが考
えられると、こう並べてあります。だから年末
の状況になって、今度は具体的に税についてい
うとしたらいいという来年度の税制について示し
になるだろう、こういうわけですね。その場合に
はさあっと物品税から固定資産税からさうとうけ
出されているものの全部が出るかどうか、それは
別ですね。それ以外のものは出てこないわけだ
すね。その中から全体のたとえ歳出カットの状況
などを見ながら、それも財政当局の意見を聞いた
り政府の意見を聞いたりして、そしてこういうよ
うに来年の税制をいささないという問題提起がな
されるであらう、それはよくわかっていけるので
す。私も言うように、政府の方が歳出カットを、
たとえば正面装備はもうやらないといふことで一
兆四千億の財源をつくれれば、これは全く増税を
する必要はないということも可能になります。政府
がそういう方針をとるかどうか、これもわから
ぬ。恐らくいままでの答弁ではおとりにならない
でしょう。仮にそれをもしやらないければ、歳出カ
ットといつたってそう大きいものができるわけ
ではないし、新しい人件費増その他の財政需要の要
因も生まれてきますから、そういう関係を見れば、
やっぱりある程度増税をして相当新しい税収
に頼らなきゃならぬ、こういうことになるのはこ
れは大体明らかであります。

なかなかむずかしくて、去年はとうとう減税なしになった。今度は政府の方でちゃんとつくってやれ、こうなってきたのがいまの状況ですね。そういう状況はわかってる。

だからそれを考えてみたら、いままでの政府の方針を堅持していくならば、当然、税の増収に頼らなきゃならぬ。そのことをまた予知して先般の税調の答申が出ているし、恐らくそれを踏まえた年末の来年度税制に関する答申も出てくるであろうし、そうすれば必ず、全部とは言いませんけれども、相当の部分の税についての引き上げなり何なりが出てくるであろうということを考えなきゃならぬ、こういうふうに思うのです。特に所得税の税率の最低引き上げ、最高の引き下げというのは、これは具体的に言われていますから、だからこれは減税の方としてそういうことは当然お考えになる。その率をどうするかはいろいろ検討されているだろうと思うのだけれども、そのことは間違いないと言えるんじゃないですか。

○国務大臣(竹下登) いままでのいわゆる税調のあり方に対するいまの神谷さんの認識は正確であると私も思います。

ただ、そこで一つ大事なことは、昨年の三月四日以来のいわゆる減税小委員会というものは、施行されたつづつある、言ってみれば進行形中の歳入歳出予算というものの前提の上に立って、これからのものでやったわけじゃないのです。したがって、その中で財源探しというのは、各党の専門家がお集まりになりましたもやっぱ大変な作業だったと思います。どなたがどういう税目を御主張なされたか皆ごさいますけれども、これは言ってみれば内輪の審議でございましてそれを公表する考えはございせん。しかし、見つからなかったということをやむを得ず見送った。

今度は、政府税調はその事実も踏まえながら、五十八年度はできぬが、五十九年度以降考へるべきだという答申をいただいたわけですね。しかし、国会でさらに減税問題について各党合意の問題がある、それではというので、その範囲内において

今度は政府で考へると言われて、したがって進行中の五十八年度予算については新たな増収措置ということはわかに見当もつきませんから、五十七年度の剰余金を使わせてくださいと、こう言って御審議をいただいているわけですね。

そこで、五十九年度以降の問題については、指摘されたような中期答申も絶えず念頭に置いて、われわれもその年度ごとの答申を踏まえて議論をしていかなきゃならぬ課題です。そこでもおっしゃいました今度は最低税率、最高税率の問題ですね。大体十九もブラケットがある。これが日本所得税としては多過ぎるんじゃないか、こういう議論も一つございまして。それから課税最低限は大体世界で一番高いところにあるが、最低税率は世界でまた一番低いところにある。したがって、これらもいろいろに見て調整していった方がいいではないかという御指摘もありました。それから特に中間層、この定義は非常にむずかしいのですけれども、中間層に、いわば総理の言葉を借りれば子持ちとか、ちょうど学校へいらつしやっていると、そういうところが優遇されるような形の累進税率構造というものを考えれば、おのずからそれはなだらかなものになりますね。特定のこれをつかまえて特に上げよう、下げようじゃないわけですから、税率というものは、その税率構造というものを考え直していこうと。

そこで誤解がありますのは、いわば最低税率を引き上げたらすぐそれだけ実質増税じゃないかというところですが、いわば課税最低限が上がりますから、仮に二百からいまのように六十刻みであったら、二百六十の人は六十の一〇%がかかるわけですね。今度それが二百三十になり四十になれば、それから上に対して税率がかかるわけでごさいますから、実質増税になるといって恐ろしくないだろう。ただ、あらゆる控除のない人でたまにございまして、予測するのはいろいろむずかしいのでございまして、ひとり者さんで、それから自営業者でちょうどそういう層ができればいいかということも理論的にもいま探してみている

のですけれども、それらが仮にもしあれば、それらもいわゆる実質増税にならぬようにして差し上げなきゃならぬんじゃないかというように勉強はしておりますけれども、いま税調答申、なかなかずいまいとおっしゃいましたのは所得税・住民税部会でございますだけに、これはまさに五十九年度の税制のあり方についてというものを考えてからやるわけでごさいますが、そのような勉強は絶えずしております。事実個々の人によって増税になるということはないようにしなきゃならぬと思っております。

○神谷信之助君 これ六年間、所得税減税はなかったわけですね。これは本院の予算委員会でも私は指摘したと思うのですけれども、六年間で一人平均約六万円の増税ですね。そういうぐらゐの実質の増税になっております。所得税減税がないので、同時にまた不況でもあり、生活が厳しくなってきたという状況の中で、所得税、住民税合わせて一兆四千億の減税という、これが国民的な要求になってきておる。したがって、ずっといままでとめてきたのですから、だから課税最低限を引き上げる、控除額を引き上げてという措置をなさるといふのは、これはある意味で言ったらその六年分の一部を戻してやる、かためてやるということにもなる、そういう問題だと私は思うのです。

それで私は、増税をせずと総理はおっしゃるのだけれども、しかしその中身をそういう意味で見ますと、少なくとも高額所得のところは大幅に減税になります。確かに増税をしないことになるでしょう。大衆課税である間接税が少々上がったのも大幅減税になる。しかし低所得層、特に年収四百万円以下という七五%の国民です、ここに、どの程度間接税を引き上げるかによりますけれども、いま考えられていることをやられるとすれば、これは減税ではなくて増税になるということになる。もちろん歳出カットがどうなるかというところがある。だが、そういう財源を税収

だけで求めようとするれば計算はそうなる。だから、大多数の七五%の国民に対して実質増税になるようなそういう減税と増税の抱き合わせ、これは総理の言う増税はしないというのとはそういう中身になってしまおうということを指摘して、もう時間が過ぎましたから、これで私は終わります。

○委員長(田中正巳君) 次に伊藤都男君。

○伊藤都男君 先ほど来、増税なき財政再建に關連いたしましたさまざまな議論があるわけですが、先ほど総理は、いままでもやってきたのだからでこぼこ調整というのには認められるのだ、こういうことを言われました。総理の言われているでこぼこ調整という中身が、いまのところではどういうことなのか私にはわかりませんが、そこで私、確認をしておきたいのですが、総理の言う増税なき財政再建という意味は、一切の増税はしないという意味なのか、それとも一般消費税のような大型間接税やあるいは減税の規模を上回るような増税はしない、こういう意味なのか、この点をお伺いしておきたいと思うわけでごさいます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 来年度予算編成についての話と、それから長期的な財政計画の話と二つあると思うのです。

長期的な財政計画に關しまして、臨調答申の線を守って努力していきます。増税なき財政再建という形で努力してまいります。そういうことも申し上げてきておるのであります。それはこの間、瀬島さんがここで申し上げましたような考え方が基本にあるわけでありまして、それから、来年度予算の編成については、でこぼこ調整というものはあり得ます。しかし、一般消費税のような大型間接税などは絶対やりません。それから、新しい税目を起こして税を課徴する、そういうようなことも考へる考えはない。でこぼこ調整という範囲内にとどめて来年度予算はやる、増税はやりません、そういうことであります。

○伊藤都男君 私は、でこぼこ調整というのの一部増税だ、こういうことだと思ふのです。

ただで求めようとするれば計算はそうなる。だから、大多数の七五%の国民に対して実質増税になるようなそういう減税と増税の抱き合わせ、これは総理の言う増税はしないというのとはそういう中身になってしまおうということを指摘して、もう時間が過ぎましたから、これで私は終わります。

○委員長(田中正巳君) 次に伊藤都男君。

○伊藤都男君 先ほど来、増税なき財政再建に關連いたしましたさまざまな議論があるわけですが、先ほど総理は、いままでもやってきたのだからでこぼこ調整というのには認められるのだ、こういうことを言われました。総理の言われているでこぼこ調整という中身が、いまのところではどういうことなのか私にはわかりませんが、そこで私、確認をしておきたいのですが、総理の言う増税なき財政再建という意味は、一切の増税はしないという意味なのか、それとも一般消費税のような大型間接税やあるいは減税の規模を上回るような増税はしない、こういう意味なのか、この点をお伺いしておきたいと思うわけでごさいます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 来年度予算編成についての話と、それから長期的な財政計画の話と二つあると思うのです。

長期的な財政計画に關しまして、臨調答申の線を守って努力していきます。増税なき財政再建という形で努力してまいります。そういうことも申し上げてきておるのであります。それはこの間、瀬島さんがここで申し上げましたような考え方が基本にあるわけでありまして、それから、来年度予算の編成については、でこぼこ調整というものはあり得ます。しかし、一般消費税のような大型間接税などは絶対やりません。それから、新しい税目を起こして税を課徴する、そういうようなことも考へる考えはない。でこぼこ調整という範囲内にとどめて来年度予算はやる、増税はやりません、そういうことであります。

○伊藤都男君 私は、でこぼこ調整というのの一部増税だ、こういうことだと思ふのです。

そこで、来年度は一兆円規模の減税が実施される、こういうことになるわけですが、では一体その財源をどうするか、いまだそれは明らかにされていないわけですね。しかしそれは、間もなく予算編成の作業が始まると明らかになってくるわけでごさいますけれども、いずれにいたしまして、これはわが党の両委員が指摘しておられるわけですが、このような財源不足、しかも要調整額が三兆六千億にも達する。大蔵大臣はどのような玉手箱を持っておられるかわかりませんが、いずれにしてもこれは埋めていかなければならぬ。そうすると、国債整理基金のさらに繰り延べとか、そういうやりくり手段はあるわけですが、いずれにいたしましても、総論的に言いますと、思い切った歳出削減か、私どもの計算によると一兆円規模どうしても不足してきますから、これに対する、減税に伴ってこの見返り増税をしなきゃならぬという道しかないのではないかと、こう思うわけですが、総理は、でこぼこ調整程度はやるんだ、それ以外はやらない、こう言われるわけですから、でも、そのような私は見通しを持っておる。

そして、伝えられているのは、これは税調でも中期答申で明らかにしているわけですが、しょうちゅうなどの酒税の増税に加えて、自動車関係諸税の増税ないしは新税の導入、こういうことが伝えられているわけですが、たとえば、伝えられているような自動車関係諸税がもし行われるとしたら私は大変な影響がある、こういうふうに思っております。

【委員長退席、理事長田中「君着席」】

いま自動車ユーザーには九種類の多額の税が課せられているわけですね。その負担額は年平均十数万円と言われている。これに加えて有料道路料金とか保険料とかさまざまな負担を入れますと、負担総額は年額にして約四十六万円にもなるわけですね。したがって、もうこれ以上の負担には耐えられない、こういうのがユーザーの気持ちではないかと思う。もし自動車関係諸税が伝えられるように導入をされますと、これは内需の回復

にも水を差すことに私はなると思うのです。いまは自動車を取り巻く輸出環境というのは非常に厳しいわけですから、結局内需に依存しなければならぬ、こういうことになりませんか、内需回復にもこの自動車関係諸税というものは水を差すことになるのではないかと、こう思うわけですね。

しかもこれは、総理の言われるでこぼこ調整といった程度の影響ではないと思うわけですね。いまは自動車を一世代以上保有していただきますから、したがって全世代に影響を与えてくる、こういうことになるわけですが、昨日総理は、しょうちゅう愛好者だからしょうちゅうの税金は上げてほしくないなどと、こういう気持ちを表明されたわけですが、来年度のことになりますけれども、この自動車関係諸税につきまして、これもやはり相当の影響があるから上げてほしくない、あということをここで答えがでるかどうか、この点をお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(中曽根康弘君) 来年度予算編成についてはまだ何も決まっておられません。全く白紙の状態でおります。

○伊藤郁男君 私がいま指摘しましたように、来年度予算編成、いずれにしてももう少し明らかになってくるわけですから、そのときに、こういう問題も含めまして、意見を十分踏まえましてやっていただきたい、こういうことを希望しておきたい。

そこで、行革の問題につきまして、私は締めくくりにというような意味で質問を若干続けたいと思うのですが、今回の行革法案は、今後の本格的な行政改革を推進するための一里塚と、こういう位置づけ、もちろん総理もそういう位置づけをされているわけですが、そういう位置づけの中でわれわれも賛成に踏み切っているわけでごさいます。

しかしながら、政府におきましては、新行革大綱決定以後の行革に対するプログラム、スケジュール、こういうものはまだお示しをされていないわけですね。したがって、今後の本格的な行政改革

に対する国民の協力と支持を得るためにも、新行革大綱以後の行革のタイムスケジュール、こういうものを具体的に示すべきではないかと、こういうふうに私はこの時点で考えておるわけですが、御見解をお伺いしておきたい。

○国務大臣(中曽根康弘君) 大体いま七法案お願期してやっておりますので御協力願いたいと思っております。

それから五十九年度予算編成過程で結論を得るものは、当面は八省庁の部局再編成に関する具体的実施方針、これは運輸省以下の大改組が入ってくるわけですね。それから地方支分部局、ブロック機関及び支所、出張所の整理方針、第三番目が特殊法人等の事業の整理合理化、その次が郵政、林野等の合理化方針、それから五番目が補助金の整理その他、こういうものが予算編成過程で結論を得るものとして出てきます。

それから、次期通常国会を日途に法律案提出準備を進めている。これは電電公社の改革案、それから専売公社の改革案、それから地方事務官制度の改革、それから特殊法人の統廃合、これはかなりやりやろうと思っております。

それから向こう数年にわたって実施すべきものは、これは一つは国鉄事業の抜本的改革です。これは五年間という約束になっております。それから国家公務員の定員の削減、これは定年制もいよいよよしかれるわけでありまして、実質的に大いになをふるっていかうと思っております。その次は各省庁の課等の整理再編、これも思い切った削減をやろう。昔、一省一局削減というのをやりましたが、課についてもかなりのことを心がけていきたいと思っております。それから地方支分部局の整理、それから特殊法人の民間法人化、それから統計事務の整理、これが向こう数年間にわたって実施すべきもので、大体三年から五年以内ぐらいには完了したいと思っております。

それから中期の展望のもとに進むべきものは、年金改革、年金の大統合計画を実行していく。それから財政構造の健全化、その他でございます。大体以上がおよその目安として申し上げたものでございまして、その他一般の課題については、遅くとも臨時行政改革推進審議会の存置期間とされる三年以内、つまり六十一年度の六月までにおおよそ成果を得るようになりたい。大体こういう計画でございます。

○伊藤郁男君 いま総理から詳しく今後のタイムスケジュール的なものをお伺いしたわけですが、そこで、それでは具体的に伺いたいわけですが、私は、旧態依然の体制のまま肥大化した中央の行政機構を今後の行政需要の変化に対応し得るよう簡素で効率的な機構に改めることだと思っております。しかし、中央省庁の統廃合につきましては、先ほどのタイムスケジュールの中にもございましたので、今回の総務庁の設置以後具体的な計画が示されていない、こういうふうに思うので。

そこで、これは午前中の委員の質疑の中にもございましたけれども、たとえば臨調でも指摘されておりますように、国土庁と北海道、沖縄両開発庁との統合、これは一体いつ実施するのか。また、臨調が検討を要望している七つの機構改編というのがあるわけですね。これは各省庁にまたがって方向を指示しているわけですが、この七つの機構改編について、どういう手続によってこれを具体化していくのか、この点についてお伺いをしておきたいと思っております。

○国務大臣(中曽根康弘君) 中央省庁の問題につきましては、ただいま御提案申し上げておられます総務庁の設置、すなわち行政管理局と総理府の組織、機能を一体化して総務庁をつくらう、これが一番大きな問題でございます。そこで、臨調答申にありますのは国土三庁の問題でございますが、これにつきましては、きのうも申し上げたとおり、それぞれ特殊なやっばり事情があるわけでごさいます。沖縄は、沖縄が返

てまいりましてからまだ十年きりたつてない、そういうふうな特殊な事情等もありますし、北海道は北海道の特殊な事情等もありますので、中長期的な問題として処理をしていくことが必要ではないだろうか、こういうふうな考えておるわけでございます。

それから、中央省庁の局の再編問題でございますが、臨調の答申におきましては八省庁というところを言われておるわけでございます。ところが、そのほかに、各省の中でもやはり自己改革をやるうではないかという機運が盛り上がってきておりまして、現在いま行管に相談のありますのは、そのほかにもう二つくらい省からも出ておるわけでございます。この部局の再編問題は来年度の予算編成の過程においてこれを決めていく、こういう手順になっておるわけでございます。

○伊藤都男君 いまの長官の御答弁は私は不満なんです。やはり中長期的に、中央省庁の統廃合については一歩一歩、総務庁が終わったからこの次はこうする、という、そういう考えでいきたいところとおっしゃるのだけれども、それじゃ中身はどうかという、まだ具体的に何ともいえないところ申し上げられない、こういうことだと思ふのです。したがって、私はその点について不満なんです。だから、予算編成の過程における問題でいま総理からかなり長期にわたってタイムスケジュールの大綱的なものを御説明いただいたわけですが、やはりそれに基づいてより具体的な方向を打ち出していくべきじゃないか、こういう考えなんです。それは一つ要望としておきます。

次に、地方支分部局の問題ですけれども、これはこれまでの地方支分部局の設置経過が示すように、現業部門はもろろ除きますが、現業部門を除く地方支分部局というものは、戦後地方自治制度の確立とともに設置されてきたものであることは、これはもう長官も御承知のところだと思います。これは公選知事、こういうものに対する不信が一つあり、あるいは交通手段の未発達、こういうものが背景になりまして、地方支分部局、約七千にわた

るわけですが、そういうものが設置されてきた。しかし今日、交通手段についてはもう目覚ましい発達を遂げている。そしてまた地方の行政能力も著しく高まっている、こういうように私は思うわけなんです。したがって、現業部門を除く地方支分部局はもはや存在理由がなくなった、私もはそういうふうに判断をしているわけです。

ところが、今回の改正は、地方支分部局については単なる看板のすげかえにすぎなかったのではないかと、こういうふうに私は考えているわけですよ。したがって、この地方支分部局の抜本的整理合理化について、次期国会にその計画を示していくべきではないか。もう本当に地方支分部局は存在理由がないのですよ。そういう意味から、この点については早急に手を打っていただきたいと思ふんです。その計画は速やかに示していくべきではないか、こういうふうに思うのですが、長官の御考えをお伺いしておきたいと思ふんです。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 府県単位の機関につきましては、今回御提案申し上げておりますように、ブロック機関がありながら府県にもさらにある機関、それはこの際縮小改組しよう、行政監察局、財務部、公安調査局、この三つについては縮小改組をしていく。縮小改組をいたしまして、その事務はブロック機関に集中処理をさせる。そして、それぞれの縮小改組された機関の定員は約二〇％ブロック機関の方に移していく、こういうやり方にしていきたい。これはもう御提案申し上げているとおりでございます。

そのほかに、さらに小さな、小さなものはおかしいのですが、地方支分部局がたくさんあるわけでございます。郵便局とか税務署、これはできません。それ以外のものが、大体数字で申しますと、これもたくさんあるわけでございますが、大体五千八百あるわけですね。郵便局と税務署を除きますと五千八百。この五千八百については、今後五年間に二〇％減らしていく、廃止していく、こういうことになりました。それは来年度の予算編成過程において、今後五年間にこの出張所は

幾ら減らしていくかという計画を五十九年度の予算において確定していく、こういう計画で進めておるわけでございます。今後とも地方支分部局については、現業を除いて全部廃止するというわけにはまいりませんけれども、五千八百について今後五年間に大体二〇％減らしていく、こういう計画で進めてまいりたいと考えております。

○伊藤都男君 次に私は、これも昨日具体的な提案も含めまして長官と質疑を交わしたわけですが、そのときには総理は外交諸日程をこなされまして大変お疲れのようでしたので、余り議論は聞いていなかったと思うのですが、例の総務庁の設置に伴う統計局の二分制案なんです、これについてももう一度、これは総理から御答弁をいただきたいと思うのです。

この二分制ですね、私は、行革というのは組織を再編統合して、そして効率的な行政をやっていくのだ、こういう基本理念があるわけですが、その理念からいいますと、どうしてもこの統計局の分割、分断というのは行革の理念に反しているのではないかと、こういうことを、これは衆議院の行革委員会でもわが党の議員が再三入れかわり立ちかわりお話を申し上げてきたところなんです、この統計局の二分制案というものをやはり考え直していただけないだろうか、こういうことなんです。具体的に統計局は統計主幹を官房に移して、そしていまの総理府統計局はそのままの形で運営していくというのが最もいい案ではないか。

いま統計局というのは非常に、私も現場を見てまいりまして、近代化され、非常に合理化されているわけですよ。これは二十年間にわたる職員の努力によって、しかもこれは製表部門と企画部門と双方が一体になつてなして進んできたものです。総理も御承知のように、統計事務というのは、調査企画の段階からずっと作業手順というのは連綿とつながっているわけですよ。そういうことは、それを分断していく。確かに総合的な立場に立つて企画立案をする部門が必要なんだ、こういうことはわからないことはないわけですよ。

が、せっかく積み上げてきた今日のこの努力、しかも行革の私は先駆をなした職場だと思ふのですが、そういうものの職場を破壊するような方向に、おけるこの二分制案というものは、私は非常に疑問を持っています。それは齋藤長官に言わせると、長い間議論を内部で積み上げてきたんですが、こう言われまますけれども、長い間積み上げてきたにしては結論がどうも余り適切ではないように私は思ふわけですが、昨日は総理お疲れで議論を十分に聞いておられなかったのではないかと思いますので、この点について総理の御見解をお伺いしたいわけですよ。

そして、これは政令で今度はやっていくわけですから、政令はこの法律が通りますと来年度七月です。七月の段階までにはやはりわれわれの意見を、これは私個人の意見じゃないのですから、中道四党が出している意見ですから、これらの意見を十分に参酌していただいて、よりよい方向に、いっていただけないだろうか、こういうのが私の願望であり希望であるわけでありまして、総理の御答弁をいただきたいと思ふんです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 伊藤さんを初め民社党の皆さんが、衆参両院におきましてこの統計問題をとり上げられて、非常に熱心に御議論なされているのは私よく承知しております。また、先般もここであたがとおっしゃったことはよく覚えております。

なかなか、行政学的にどう仕分けをするかという筋を通した話をするとはむずかしい問題なんです。ですから、わが党の橋本行財政調査会長がいろいろ苦勞をして、総務庁法案をつくるときに、党内各方面の意見も聴取し、また旧総理府諸君ともいろいろ話をし、ずいぶん詰めてやってくれたのです。

そういういろいろな苦勞をした結果、現在のようにな案に落ち着いたのでございまして、やはり、国勢調査に基づく統計の実務をおやりになつていらっしゃる方、つまり図表作成とかそういうところ、それから各省庁にわたる統計のスタンダードをつ

つたり総合調整をやっているところというのは性格が違ふわけですね。それで、総理府の総務庁の内局として置くべきものは、そういう各省全体の調整にわたる仕事をやるべきことである。そういうので、行政管理庁がやっておった統計主幹というものは、まさに各省庁全体にわたる統計のスタンダードづくり等をやり、国際的な関係も実はやっていたので、それは当然総合調整として内局に入るべきである。

問題は、総理府にあった国勢調査を中心にするようなそういう統計関係について、現場業務と企画部門とをどういうふうにするかという問題で、党の行政調査委員会から言えば、これは現業なんだから全部外局にいくべきものである、行管庁がやっておったような各省庁全般にわたるスタンダード、調整とは違う仕事であり、また国際関係とは違う仕事である。そういう筋を通した議論が非常に強うございまして、それでこの総務庁をつくるについて、その面でひっかかってしまつて総務庁ができないぐらひのピンチに陥つたこともあるのです。

その結果、妥協的な発想として、総理府がやっておったその国勢調査に関する等々の中でも、企画調整に関するものは内局に入れましよう、統計局にしましよう。しかし現業部門にわたるところは、外局と申しますか、センターと申しますか、そういうところで同じ総務庁の中には入っている。そういう仕分けをしたのでございまして、つくるについても非常に苦勞をして、これでどうやら筋は通っている、そういうことでできたので、その点はぜひ御了承願ひたいと思うのであります。

○伊藤都男君 経緯はわからないわけではないわけです。昨日も申し上げましたけれども、統計の仕事というのはやはりわれわれが素人目で考えるようなものじゃないわけですね。しかも正確さが要求される。迅速さが要求される。こういうことですから、やはり企画調査、そして製表が一体になつて作業がずうっと進められていかなければなら

めなわけですね。現実の問題として分けられてきますと、その間の調整というのがまた必要になつてくる。したがつて、行革で再編統合して行政事務を効率的に運用しようというのがまた内部が複雑になつてくるという、そういう障害もあるわけがございまして、その点のこともまた考慮の余地があると思ひますので、十分に検討をしていただきますようお願いをしておきたいと思ひます。

それで、次にお伺いをしたいわけですが、公務員の大削減の問題でございまして、私が先ほど申し上げましたように地方支部局の合理化あるいは民間委託の推進等、こういうものを積極的に進めていくことによつて、私は国家公務員数の大幅削減は一人の首を切ることもなく実現できるのではないかと、こういうふうに思つておるわけですが、これは必ず可能である、こう思ふのです。したがつて、現在約四割である退職者の補充率を二%にとどめることによつて、五年間で実質一割削減することを目指して現在の第六次定員削減計画を改定強化すべきではないかと思ふのですが、この点についてどうお考えか、御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 公務員の定員削減につきましては、五十七年度から五年間に五%削減するという計画を進めておるわけにございまして、五%を削減し、その削減した数をプールとして緊要な行政需要に充てるという方式をとつておるわけにございまして。そういうふうなことで今日まで努力をいたしておりまして、五十七年度は千何百、五十八年度も千六百幾らというふうに純減をいたしておるわけにございまして、五十九年度におきましても、五十八年度を上回る純減を出していくというふうにしたいと思つておるわけにございまして、いま計画実施の途中でございまして、いまこれを改めるといふことも、いまの計画を着実に実行していく、これを着実に実行していくということが一番大事なことじゃないかと思つておりますので、いまこれをやり直すというこ

とよりも、いまの計画を着実に実行していくということによつてその成果を上げていくということが適當ではないだろうかというふうに考えておるわけにございまして。

特に、六十年度の三月になりますと、御承知のように一万人千人に定年法がしかれてくるわけにございまして、そういうこともらみ合わせながらいまの計画を着実に実行に移していく、実行を進めていくというふうにしたいと思つておるわけにございまして。

○伊藤都男君 次に、国家行政組織法の改正についてお伺いしておきますが、この問題で私どもが最も心配をしておりますことは、第一回国会以来ずっと続いてきた国民を直接代表する統制機能ですね、国会ですか、この機能をなくして、パーキソンの法則ではありませぬけれども、政府各省庁が変化に対応すると称して、役人の本能とも言ふべき組織の肥大化に将来さらに走ることがないだらうかというのが心配です。果たして臨調答申が述べているこの恒常的な自己革新、組織の自律機能の強化、これが図られて、それが組織の簡素化、効率化という行革の本来の課題を実現できるのかどうか。公務員が現在やっている仕事、これ自体の必要度というものを役人自身が再吟味して、仕事そのものを減らしていく、こういうことが役人自体としてできるのだからかということが大変心配です。

そこでお伺いをしていくのですが、この人員や予算の削減を実現し得るという保証ができるのかどうかという点が問題なんです。この点について総理の確信と、それから具体的根拠を私はお伺いしておきたいと思つておるわけですが、いかがでしょう。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 人員等につきましては、先ほども申し上げましたように、削減計画を着実に実行していく、これによつて処理していく考えでございまして。それから、今回、国家行政組織法の改正をお願いしておる政令委任の問題でございまして、これ

については、すでにたびたび申し上げておりますように、局の数は百二十八、これ以上に絶対にふやさない、これは法律でそう規定されておるわけですから、上限抑制でございまして。上限が規制されておるわけにございまして。それと同時にまた、今回の法律案について衆議院からいろいろな、二点にわたる修正をいただいておりますわけにございまして、部局の設置、廃止等につきましてはその次の国会に報告をせよ、さらにまた、五年後は百二十八の総数並びに部局の再編状況について総点検をする、総点検をして必要な措置をとるということが規定されておるわけにございまして。それから、それにまた、附帯決議が附せられておりますから、そうした趣旨から言ひまして、百二十八というのは、総数の上限を決めて、これ以上肥大化させていかぬということ、同時に、できるだけそれは減らすように努力しなさいよという意味も含まれておるわけにございまして。

〔理事長田裕二君退席、委員長着席〕
私どもはその法律、修正を含めた法律の趣旨、附帯決議の趣旨、それを十分踏まえて、この目的を達成するように政府としては努力していかなければならない責任を負わされている、こういうふうな理解いたしておりますから、私は間違ひなく期待に沿ひ得るようになることを確信をいたしております。

○伊藤都男君 この点について総理の御見解もお伺いしておきたいのですが。

○国務大臣(中曾根康弘君) 人員の実質的削減につきましては、私も非常に強い関心を持って、できるだけ努力してまいりたいと思ひます。齋藤行管長官がおっしゃつたとおりでございまして、今後とも総理として行管庁とよく話し合ひをいたしまして、相ともに協力して進めるようにいたしたいと思つております。

○伊藤都男君 次に、許認可制度の整理の問題について質問をしておきたいのです。許認可制度は、それは国民の生命財産の保全、公益などの見地から国が国民生活、社会経済活動

に介入し、これを規制する制度、そして行政が果たすべき重要なこれは役割だ、こういうように思います。したがって、これは全部をすべて許認可というものが悪いのだというような考えにはもちろん私も立ちません。

ところが、最近この許認可の問題について、時代おくれの許認可が相当残っているのではないかと、それが民間活力の発揮を阻害して国際的競争の要因ともなっている、あるいは国民に繁雑な手数料と過大な負担を強いている、あるいは一部の者の既得権益の擁護に偏したり、政、官、財癒着の要因ともなっているというような、さまざまな批判が続出していることは御承知のことだと思います。社会経済情勢の発展等に伴う行政需要の変化に対応してこれを整理していく、可能な限り整理していくということは当然のことであるし、それがいまま強く国民の間から出ている声ではないかと思うのです。これはもう政府も十分御承知のことです。

ところが、今回の提案を見ますと、約一万件に及ぶ許可、認可事項、このうち整理の対象になっているのはわずか三十九件、それは臨調が提示した当面の目標である七十二件の改善項目にはるかに及ばないものであるということは、これはもう提案者も十分に御承知だと思ふのです。しかし、このようなことを続けておると、いつまでたっても本格的な許認可の整理というものが進んでいかないように思ふのです。

それで、臨調の瀬島さんにも私は質問をしてみたのです。一万件もあるものうち七十二件、それだけしか今度の場合には提起されなかったのはどうなんだろうということをお伺いをしました。が、とにかく一万件もあるものを一々法律を全部精査する暇がなかった、したがって当面これだけのものを提起をしたんですと、こういうことを言われておるわけです。確かに私は、この許認可というものを全部、主な法律だけで千五百本あるわけですから、その千五百本を精査するということは大変なことだと思います。だから臨調の作業

も間に合わなかった。これはわかります。

ただ、それと同時に、私は許認可というものを整理していく上で非常に障害になっていることが一つあると思ふのです。それは、行政需要の変化に対応しつつ絶えず許認可を見直しチェックしていく、それを立法や行政に反映させていくというシステムが存在していない。ここにこの問題の大きな障害があるし、ネックがあると思ふのです。臨調は、したがって、そういう意味も込めてでしょう、その最終答申におきましてチェックシステムの具体化の検討を提言しておるわけですね。先ほども申し上げましたように、許認可制度というものはほとんどが法律に基づいて定められているわけですから、関係法律の整備というものが当然許認可制度の整理についてはその前提となるわけでありまから。

そこで、これは具体的に提案をしておきたいと思うのです。千五百本もある法律、しかも臨調が二年間かけて間に合わなかった、こういう事情等にかんがみまして、国会にこの許認可等に関する法律の整備、そういうものについての検討委員会というふうなものを設けて法律の見直し、そして改革措置、そういうものについてやっていくべきではないか、こういうふうに思っているわけでありまから、とにかくこの問題はかなり重要な問題でありますし、そうして膨大なものでありますから、盛んに言われておる民間の活力の導入という当面の課題にも即応していかなくやならぬ、こういう側面も持っているわけでありまから、この点について御意見を伺いしておきたいと思ふます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 一万件あると言われておりますが、どうも許可が、一万件一万件と言われるのですが、それが全部悪であるかのごとく伝わる向きもありますが、これはやっぱり国民の生命、身体を守るために必要なものがたくさんあるわけでございますから、その点十分御理解をいただいているようにございまして、その点はありがたいと思ふます。

ところで、今度提案申し上げておる法律は、臨調が指摘しております法律事項のうち約半分の程度を御提案申し上げておるわけでございますが、これでも私どもも十分だとは考えておりません。今後ともやはり許認可の問題についてはもう少し整理合理化を図っていくという必要がある、かように考えております。

さらにまた、臨調答申に述べられておりますチェック機能をどうするかという問題もございまして、これは法令、法律とかあるいは政令等を審査される法制局等の御協力もいただかなければならぬので、新しくふえる問題については相当チェック機能を考えていく必要があるであろう、かように考えております。それから役所においてもできるだけ、臨調答申にこだわらずに、もっと整理合理化に努力をしていきたいと考えております。

そこで、国会内にそういうふうな委員会をつくらうかという御意見でございますが、これは国会内の問題でございますから、各党で十分お話し合いの上結論を出していただくべき問題ではないだろうかというふうに考えております。政府は政府なりに今後とも努力をいたしていきたい、かように考えております。

○伊藤都男君 最後に、総理、この行革はまさに国民的課題であり、国民がかなり期待をし注目をしていただいております。ところが、きのうでしたかきょうでしたか、NHKの世論調査をテレビで私見しましたけれども、この国民の期待感に反して、いまの行革の進め方、これは地方の行革も含めてだと思ふのですが、非常に不満を感じておる人が多いわけですね。希望の期待感が大きいから、よけいその不満があると思ふ。したがって、この行革につきましましては、先ほど総理が言われましたようなタイムスケジュール、さらにその中に具体的なものを加えながら不退転の決意でこれはやっていただきたい、こういうことを思ふのですが、最後に総理の御所見をお伺いして終わります。

○国務大臣(中曾根康弘君) 国民の皆様方に対するわれわれの御説明不足の点も多々あると思ふます。今後ともよく御理解をいただきまして、また各党各派の御鞭撻をいただきまして、強固な意思を持ってあくまで貫徹していく所存でございます。

○委員長(田中正巳君) ここで委員の異動について御報告いたします。

本日、宮澤弘君が委員を辞任され、その補欠として曾根田都夫君が選任されました。

○委員長(田中正巳君) 次に青木茂君。

○青木茂君 大変くだいようですけれども、もう一度御確認を申し上げます。

増税なき財政再建、その理念はあくまで堅持なさいますね。

○国務大臣(竹下登君) 増税なき財政再建、これは臨調からお示しいただいた理念として堅持してまいります。

○青木茂君 今度の政府税調の五十九年税制のあり方の中にもし各物品税の増税案、それがぼんぼん出てきた場合は突っ返されますか、増税なき財政再建の理念の中において。

○国務大臣(竹下登君) 中期的に見てこのような問題点があるという御指摘はいただいておりますが、まあぼんぼん出てくるというの、やはりそれは予見のうちに入ると思ふますので、出ないと思ひますが、申し上げるのは税調に対してはいささか非礼かなと思ひます。

○青木茂君 全部予見、予見で逃げられてしまつて。しかし、税調を何かにしきの御旗なのか隠れみのなのかよくわかりませんけれども、予見とおっしゃいますけれども、過去の政府と税調の関係を見てみまして、果たしてそれほど税調の答申を政府が尊重なさったかどうかということにつきましては、大変私は疑問を持っておるわけでございます。極端に申しますと、政府の過去の税制政策

というものは税調の無視の歴史であり、同時に税調自体が政府政策へ追従した歴史だというふうなことが過去の事実にはつきり出ておるわけなんです。政府はいままでかなり予見を持って税調というものを実はお考えになっていたのじゃないかと思うわけでございます。

一例を挙げますと、たとえば昭和四十八年度のみなし法人課税のときに税調はこれは適当でないからやめなさい、やめなさいと言ったわけなんです。ところが政府の方は、これは完全に無視して事業主報酬制度をおつくりになりましたね。あるいは昭和五十年、医師特例、悪名高き医師優遇税制、それに対して税調は何回となくこれは是正を要望している。これに対して政府は常に見送りであつた。実現したのは何と昭和五十四年度であつた。あるいは昭和五十七年度の農地の宅地並み課税のときに、税調はすでに五十五年度答申で強化の方向を打ち出して、ところが税調自身は、五十七年度答申では非常にトーンダウンしているのです。これは税調が政府の政策に屈服した、追認した歴史を物語っているわけなんです。あるいは五十八年度、税調は準備金であるとか特別償却であるとか、そういう企業関係の特別措置につきまして見直しを行うべきだというふうに答申しています。これに対して政府の方は設備投資促進税制ですか、それを創設なさいました。税調はそこでも無視されております。

時間的に申し上げますと、昭和四十三年から四十六年度までは政府税調の答申が出た日と自民党税調の出た日はほぼ同じです。同じ日に出てくるのです。ところが、昭和四十七年から五十七年までは自民党の税調の方が先に出てくるのです。そして政府税調がほぼ同じ内容を次の日に出しているのです。五十八年度は同日ですけれどもね。こういう歴史的な事実から見まして、一体政府の方が政府税調をそこまで予見しちやいかぬ予見しちやいかぬとおっしゃるけれども、事実これはかなり過去の歴史の中において予見があつたというふうには言わざるを得ない。今回だけなん

です、政府税調の答申が出るまで、出るまでとおっしゃっているのは。だから私は、これは隠れみのじゃないかというふうには言わざるを得ないのですよ。ここところはいいかげつでございましょうか。

○国務大臣(竹下登君) 確かにいま歴史的に前述べになりました事実、後ほど申し述べますが、肯定する事実もございまして。税調は内閣総理大臣の諮問を受けて税制に関する基本的事項を調査、審議することを目的として設置されているものでございまして、税制全般について幅広く審議の上、答申をお取りまとめをいただいて、それを政府が踏まえまして毎年度の税制改正作業を進めてきております。したがって、やっぱり諮問の仕方を見ましても、言ってみれば「国民経済の健全な発展を目的とし、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」という形で、一般的な形で諮問を行つておるわけなんです。これが予断を与えることのないようという一つの諮問の言葉からして、それを意図してそうした形の諮問を申し上げておるわけでありまして。

それで、今日までいま御指摘になりましたみなし法人、医師、宅地並み、これは地方税でございしますけれども、準備金の問題等々御指摘がございした。その御指摘を現実の中に調和してどのような努力をしながら歩んできた調和の歴史じゃないかと私は思つております。確かに、私も遅きに失したという感じを持ったことも率直に言つてございします。

そこで、この予見ということとは避けるようにしておりますが、われわれの考え方なり今日のいわゆる諮問に申し上げておられますように、まさに財政上ということ、「国民経済の健全な発展を目的」としてということを前提に諮問申し上げておるわけでございますから、言つてみればそれらに基づく資料の提出、あるいはききょうもこうして御議論いたしておりますという議論の経過、そういうものを正確にお伝えする、これまた神様でないで

すから、予見を全く与えたことになるかならぬかという疑問点はあるかと思いますが、われわれで見れば、そういう御参考にしていただくための資料を正確にお届けするという立場をとつております。

そこで、いまもう一つおっしゃいました四十八年から五十八年、それから党税調が先、五十八年は同日、こういうことでございしますが、私どもも自民党内にも税制調査会が存在しておりますが、これは議院内閣制のもとで政府として与党の意見をできる限り吸収するという意味では、これはあるべき姿でございまして、同調査会の審議には私も政府も出席いたして政府側の意見等を伝えたり、税調の審議過程もお伝えしたりと、こういうことをやっております。で、ときどき過去にも例があるように、後追ひ税調じゃないかと、いろんなことを言われたこともございします。それに対して税調の議論の中でもそのような議論も懇談等なされたこともございしますので、特に五十八年度税制は所得税減税の声が高かつたがこれは見送る、五十九年度以降に考えなさい、こう言われたのを、国会の与野党の合意で五十九年もう一遍審議してくださいと。

私、一番気を使ひましたのは、そのときに一事不再議じゃないか、仮にそういう議論が出たらどうしよう。それこそ緊張に緊張を重ねまして私もお願いしました。そうしたら、われわれも一応は五十九年度にはということ言つておつたのだから、それを早めてやつてやろうと、本当にほんとしました。だから隠れみのというよりも、まさに経済界、労働界、学業、消費者代表等々でおやりになつておる権威ある機関でございしますから、われわれとしては最大限結果を尊重するはもとよりでございしますが、それに対する対応の仕方というものは絶えず緊張に緊張を重ねて対応申し上げるというのが私の考え方でありまして。

○青木茂君 それにしても昭和四十三年から昭和五十八年まで党の税調の政策発表の内容と、それから政府税調の答申の内容、ほぼ同じものがもう

同日だとか一日しかずれずに、党の方が早いのですから、これは連係プレーがきつ過ぎるというのか、内部でもうすでに話し合いがほとんど進んでいるとしか見れないわけなんです。もしそうだとしたら、五十九年の政府税調の答申の内容も、すでに大蔵大臣少なくともおわかりじゃないかと思つたのです。おわかりだったらちよつとおっしゃつていただきたいのですけれども、おわかりじやございませんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 重ねて申し上げますが、議院内閣制のもとで政府として与党の意見をできる限り尊重するということは、これは一つの事実であらうと思ひます。各党におかれども、いづれ政権をおとりになるという立場からそれぞれ税制調査会をおやりになつておるわけでございますから、これはそうでございしますが、従来から大事なことは、特定の立場に偏ることなく審議が行われて必要な建議をいただいております。この立場を政府税調にはおとりいただくだいという形で、精神でわれわれは対応しております。したがつて、おまえ大体五十九年度税制の方向というのがおのずからわからぬかと、こう言われまして、国会の議論等を通じて一問一答しておる間にある種のニュアンスは出たといひまして、それをいま申し上げることはそれこそ慎むべきことだというふうには考えております。

○青木茂君 そうすると、大体はおわかりだけどもちよつと言えない、こういうことでございしますね。お立場としてはそうでしょう。そこで、これは総理にお伺ひしたいのですけれども、増税はやらぬ、でこぼこ調整はやむを得ないのじゃないかということでございしますけれども、でこぼこ調整、何がでこぼこかよくわからないのですけれども、どこどこをどう調整するということは総理の御胸中にはおありでございしますか。

○国務大臣(竹下登君) これは具体的にどこがでこぼこかといひますと、これは各党のいわゆる税制に対するお考え方を讀んでみますと、

各党ごとにそれなりのニュアンスが出たでありますが、そこにあるわけですね。それらを総合的に政府税調でクリアしていただいて、それで具体的には判断することでございますので、一般的によく言われる不公平税制を是正しない、これはここでございまして、だ、それはまた人によつて不公平たるものの基準がどうしても税制の問題は自己中心になりがちでございまして、その辺も、ずかしところはございますが、それをクリアしていただいた税調の答申をいただいて、政府としてそれを最大限尊重してやっていく。

だから、具体的にどことどこをさせと言われましてもそれは現実問題なかなかむずかしい。だから、各党の税制に対する考え方を読めばその党なりのことでとぼこというものはおのずから判断資料にはなりますけれども、いまの場合これがでこでこがぼこだということとは全くでこぼこして言いにくい問題であると思います。

○青木茂君　だんだん永田町式問答になってくるものだからわからないのですけれども、われわれの方には小会派で時間が少ないものですから問題を褒えます。

またこれも大變くどく辛くなりまして恐縮でございますけれども、私は、本会議におきまして、一番要望しているのは税における不公平感の解消である、その不公平感のしわを一番ひどくかぶっているのは給与生活者、すなわちサラリーマンである、だから税制改正というものはサラリーマン固有の控除であるところの給与所得控除というものを中心にやっていたきたい、こういうふうにお願ひ申し上げましたね。これに對しまして、原則的には御賛成をいただいたと私は存じております。速記録にもそのように載せておるのじゃないかと思ひます。

もう一つ、そこで申し上げますけれども、もし今度の政府税調の五十九年の答申において給与所得控除に対してきわめて冷淡な答申が出たところの場合、これは修正をさせていただけるのかと

うか。政府としてそれを乗り越えて給与所得控除の拡大というところへ持っていっていただけるのかどうか。この点をもう一つお伺いをしたいと思うわけでございます。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる所得控除の問題についての中期的な考え方というのは税調にも載っております。なかなか中堅層の方に配慮しなさいよ、こういう趣旨でございます。これから御審議いただくわけでございますけれども、きわめて冷淡という表現 私は、権威ある方々のお集まりでございますから冷淡というような答えが出てくるとは思いませんけれども、とる人によつてそれは冷淡だと言われる分まで否定するわけにはいかぬだろう。しかし、これとやはりこれ以上手見めいたものを申し上げるわけにはいかぬと思ひます。

○青木茂君 予見問答ですね。中堅所得者の減税方式と給与所得控除を中心とする減税方式というのは意味が違うのです。ですから、本会議におきまして総理から御答弁をいただきましたように、中堅所得者を非常に広く解しまして家庭持ちサラリーマンであるというふうにお考えいただけますならば、給与所得控除の拡大によるところの減税方式というものは、それで私は中堅所得者減税につながると思います。

思いますけれども、本来ならば中堅所得者の減税方式というのは税率の刻みを緩やかにするとか、あるいは総理自身御指摘になりました教育費に悩む家庭、だから教育費控除をつくるとか、あるいは住居費に悩む家庭、家賃控除、住宅ローン控除をつくるとか、そういうところに、本来ならば中堅所得者減税にしぼるならば、むしろその方がはつきりしているわけなんです。ですから、給与所得控除の拡大によるところの減税というのは、実は全サラリーマンに対して中堅所得者を含めまして影響が大きいわけですから、むしろ私どもとしてはそちらを考へていただきたいのですけれども、とにかく給与所得控除拡大イコール中堅所得者減税ということにおいては、中堅所得者と

いうものを幅広く解釈しなければいけないと思うわけですね。その点これはもうよろしゅうございませぬ。

○国務大臣(竹下登君) これはいわゆる「中堅所得階層の負担の緩和にも配慮しつつ」とか、「多人数世帯の負担軽減に重点的に配慮する」というふうに述べられております。そこで、中堅所得者層あるいは多人数世帯といった表現の持つ意味ということとなりますと、常識の線に沿って考えられるべきものでございますので、具体的な内容あるいは定義ということになるとなかなかむずかしい点がございしますが、今後この税制改正に対する税調の審議の過程でその言葉も徐々に整理されていくのじゃないかというふうに期待をいたしております。

○青木茂君　時間が来てしまいましたからこれ以上のことは申し上げませんが、ひとつここでお願ひだけ申し上げておきます。

たとえば、明治の末から大正の初めにかけて、ちょうど日露戦争が終わりまして外債をどうやって返すかというような問題が出たときに、そのとき当時の税法審査会は、まあいまの税調でしようね。明治三十九年五月十七日から三十九年十二月二十二日までわずかな間に何と五十四回会議を開いた。その間にこういうような考え方が述べ

られてゐる。不勞所得については全く甘くすることはないから全額課税してしまへ、營業所得については一五%ぐらゐけてやつて課税してやれ、給与所得については三〇%ぐらゐけてやつて課税してやれという答申がすでにわれわれの先輩たちから出ている。そういうものの考え方というものを踏まえて税制を今後考えを願いたいというお願い、これが一つ。

それから、もう一つのお願いは、三つの増税論だけを避けていただきたい。一つは第二臨調、土光さんの問題ですね。土光さんはどおりっぱな方があれだけのメンバーをそろえておやりになったのだけれども、行政改革というものはなかなかうまくいかないのです。うまくいかないからしようが

ない、さあ増税だ、このさあ増税論をひとつ抑えていただきたい。第二はいまの税制調査会ですね。あれだけのりっぱな人物がやはり増税なきやできないと言っているのだから、さあ増税だ、このさあ増税論ですね。第三は、中曽根総理が行政改革、努力をしたと、努力をしたけれども財政再建というものに間に合わなかった、間に合わなかったから間に合うまでさあ増税だ。この三つのさあ増税論ですね。これだけはひとつ私も一回くどくも辛くも御留意を願いたいということだけお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(田中正巳君) 次に田英夫君。
○田英夫君 ちようど折から中国の胡耀邦総書記が来日をされて、中曽根総理と数回にわたつて会

談をされ、きょうもお話し合いがあったようでありますが、そのお話し合いの中でさまざまなことを話されたと思いますが、われわれ日本の最も近い隣国である朝鮮半島の問題についてどのようなことを胡耀邦総書記が言われ、またそれに中曽根総理がどのような対応をされたか、このことをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 私から、わが国は朝鮮半島の永続的平和を望んでおりますと。もちろん、朝鮮半島の統一の問題は南北おのおのの国々の直接の話し合いで自主的に平和的に行わるべきものであると思うけれども、しかし半島の永続的平和ということとは周辺国家もみんな重大関心を持つておることであつて、そういう意味において朝鮮半島の永続的平和、緊張の緩和を望む、そういうことをまず申し上げました。その点については胡耀邦総書記も同じ考えで、朝鮮半島の永続的平和を望みます、そのために政治的に関係国が協力し合うということは結構なことである、そういう話がございました。

それで、私からは、韓国と日本は非常に友好親善の關係にあります、日本はまたアメリカとも非常に友好親善の關係にありますと。そういう關係等も通じて、朝鮮半島の永統的平和というものに

今日、国際社会で緊張緩和して安定的な関係を確立するには、信頼醸成措置というものが非常に要る。私は、今回、胡耀邦総書記との会談で、中国が言っておる平和友好、互恵平等、それから長期安定に相互信頼というのを入れたらどうか、そう申し上げたら、非常にこれは喜んで早速

取り入れて三番目に入れましょうと。長期安定の前に相互信頼があつて、それから長期安定になるのだ。きょうも昼食しましたときに、そういうことをおっしゃっておいりました。

そういうことで、信頼醸成措置というのは、やはりこれからの外交戦略上も非常に重要なことなので、そういうことが次第次第に展開されるような素地をつくり、また政策を実行していくということが大事ではないかと考えております。

○田英夫君 この問題を短い時間の中でいろいろ討議することは困難でありますけれども、いずれにしてもわれわれの日本の位置している場所や歴史から考えて、中国はもろんであります。朝鮮半島の平和、緊張の緩和といふことはむしろわれわれの責任でもある。過去の不幸な日本の責任を反省するときにまずこのことは大切だと思ひますので、今後あらゆる機会を通じて緊張緩和のために日本政府が努力をしていただきたい。

しかも、先日のレーガン大統領の訪日後の訪韓のときのレーガン大統領の行動、発言、態度というものは、中国も指摘しているところ、残念ながら緊張緩和の方向ではなく緊張激化に力をつけたというふうにも思ひます。わざとわざと三十八度線という南北対立の場所に、アメリカの大統領があそこにいる米軍を激励するためとはいひながら、なぜあそこ立つ必要があるのかといふことは、世界のリーダーとしてやるべきことではないと私は言わざるを得ないと思ひますし、そうしたアメリカの態度をたしなめることができるのは日本である、そうしたことをぜひお考えをいただきたいといふことを申し上げて、残念ながらこの問題はここまでにいたします。

次は、どうやらあさつて二十八日曜日には衆議院解散ということになるようでありすが、ここで一つ、もう長年国会に国会議員として活動してこられた中曽根総理には昔からこの議論についてはよく御存じのことと思ひますが、総理大臣の解散権といふ問題、これは過去に、特に昭和二十年代に激論が闘わされてきたにもかかわらず、い

まだに結論が出ないばかりか、政界はもろろん学界の中でも憲法学者の間でも意見が真つ二つに分かれたままになっている。しかし同時に、最近の今日に至る経過の中でジャーナリズムの報道などでは、総理大臣にいわば伝家の宝刀が与えられているかのごとく書かれていゝものが非常に多いのであります。そうした伝家の宝刀が与えられているかどうかさへ実は反対をする学説もあるわけでありまして、私は全くないとは言ひませんけれども、今回のこのあさつてに至る事態の解散といふものは中曽根総理は七条解散とお考えになるのか、六十九条解散とお考えになるのか、そのいづれかを答へていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 解散があるかどうかは全くわかりません。そういうお話をここで初めて承つたので、そんなことが問題になっているのかと初めて知つた次第であります。私が関心を持つてゐるのは解散の問題じゃなくて、全法案が正當下で成立するといふことが私の最大関心事なのであります。

一般論として、解散の問題については七条とたしか六十九条でございしたか、苦米地訴訟がありました。あれはマッカーサーの占領下われわれは当時野党で自由党を攻撃しておりましたが、七条けしからぬという議論もあり、GHQの国会課長のウィリアムズ博士等が多少あのころは野党に肩を持つて、それで強引に解散という形に持つていつて、六十九条という形でみんなが決議をして解散をする、そういう産婆役をやつたことが占領下あつたのです。それからそういうものが根づいてきた。しかし、その後は七条解散で潔然とやる、だからそれでやらなかつた、そういうことがわ

りあいに実際問題としては定着してきたと思ひます。私は七条解散の解散論が正しいと思つておりますが、それを今更に使ふか使わなかつたかといふことは、私にすれば全法案が成立するかどうかといふことに関心を持つておるといふことであります。

○田英夫君 また余りその全法案のことを言われ

ると問題が起きるといけませんのでその点はつきませんけれども、解散権の問題についてはいまはしなくとも、七条解散が正しいといふか、七条解散を支持するようなお考えが述べられたのでありますけれども、昭和二十七年六月に、これも中曽根さんはよく御存じのとおり経緯がありまして、いまおしやつたGHQが乗り出した二十三年の事態、これは當時は民主党は野党で、中曽根さんその中で七条解散反対を主張された党の中のお一人だつたのじゃないかと思ひますが、そういう中で今度は二十七年には逆転して自由党が七条解散反対を言われるというやうな混乱があつた。その直前です、二十七年の六月に両院法規委員会

で一つの見解、これは勧告という形で出ていた。これはもう御記憶だと思ひますので内容は言ひませんけれども、要するに、本来議會制民主主義の常識からいって六十九条といふものが解散のあるべき姿だけれども、七条解散といふものもどうしてても民主主義を守るという事態の中で起こり得ることであるけれども、これをつまり内閣の恣意によつて乱用してはならないといふ、そういう意味のことがあつたと思ひます。

また、亡くなられた保利元衆議院議長が、亡くなる直前に解散権の問題について、内閣の恣意によつて解散権を乱用してはならないという意見を文書にまとめられたものが亡なられた後出てきたといふ、そういう報道も承知をしてゐるわけでありまして、残念ながら時間がなくなつてしまつたのでありますけれども、この問題は、議會制民主主義の基本に触れてくる問題でありますし、日本国憲法の解釈の非常に重要な問題として残された問題であります。

また、日本の憲法によると、議院内閣制という制度になつてゐるといふ、そういう中で問題でありますから、なお重要な問題で、明治憲法の解釈と現在の憲法の解釈との間の、つまり天皇制、天皇の権限の国事行為の解釈の問題にも触れてくるといふところで、いつまでもいゝような形で両学説が分かれていて、その中で中曽根さん

は七条、つまり自分は伝家の宝刀を持つてゐるのだといふふうにおしやうたい気持ちはよくわかりますが、それに真つ向から反対する学説も存在することはこれまた事実でありまして、そういう中でいつまでも放置さるべき問題ではない、こう思ひます。

このことは、ぜひひとつ、われわれも今後とも議論をすべきであると思ひますけれども、総理大臣のお立場にある中曽根さんが自分には伝家の宝刀があるのだといふことだけで行動をされては困る、このことを申し上げて、時間が参りましたので質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 憲法上の政府の行為については疑義を残しておいてはいかぬと思ひますので、あえてお答えいたしますが、政府は法警局等ともよく検討いたしました、七条による解散は可能である。もちろん六十九条による解散も可能ですが、政府は七条による解散権を持つてゐる。そのように考へて、大体実践的にはすでにこれは解決しておる、そう思つております。

○委員長(田中正巳君) 次に、佐藤三吾君。○佐藤三吾君 大変お疲れだと思ひますが、私がきょうの最後の質問ですから、ひとつ目が仲よしになつておる方は聞いていただきたいと思ひます。

そこで、まず、先ほどわが党の久保田真節委員が質問をしました国立大学の共通一次試験問題について、私から一問だけ追加させていただきますと思ひます。

科目数と並んで問題点とされてきた点は実際の試験実施日の件であります。六十年度は一月二十六日、二十七日の両日とする、こういう案が具体化しております。ところが、この案が果たして最良のものかどうか、いろいろな意見があるようであります。国立大学協会の方で全国高校長会の代表を呼んで意見を求めたところ、高校側は国大協会は改悪であると答へたところであります。一方、受験生の立場からは高校長会とは違つた意見も強いと言われております。

そこで、私の提案は、来年の一月、共通一次の試験当日に受験生に直接アンケート調査をしてみたいかということですが、今月の十一日、読売新聞で受験生の投票がありましたので、一言だけ提案して、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 共通一次試験をいつやるか。現在は御承知のとおり一月中旬にやっておりますが、これでは高校三年の三学期の授業がほとんど行われない状況になる。それで、もう少し繰り下げたらどうか。一月下旬がいいとか二月中旬がいいとか、いろいろあります。そうすると、また一面においては雪の降るときは困るのだと。いろいろ意見が出ておる中で、先ほどお答えをいたしましたように、国大協あるいは入試センターといろいろ協議し、高等学校校長会の意見も聞きながら、先ほど申し上げましたように二月下旬にしようか、こういう方向で進んでおります。

一々受験生の――今度の改革は、これはお触れになっておりませんが、いわゆる科目の問題等についても検討を進めておりますが、受験生の立場を十分考えなきゃいかぬという、学校や先生だけの頭じゃだめだという考えから受験生の立場を考えながらやろうということを進めておるわけでございますが、これは一々アンケートをとるといってもなかなか正確なものではないと思ひますので、いまそういう考えはございません。

○佐藤三吾君 一つの提案ですから、今後ひとつ検討しておいてもらいたいと思ひます。

そこで、人事院総裁見えていますが。人事院総裁にお伺いしたいと思うのですが、例の給与法案に関連して人事院の態度を聞きたいと思ひますが、その前に総理、あなたは二十四年十二月二十一日、人事院勧告七千八百七十七円ベースの勧告があった際に、政府は財政難を理由にして実施をしない、そのことに對して、あなたはそれと、野党の立場からかどうか知りませんが、こういう国会における質問をやっておるわけですね。ちょっと読み上げますよ。

「御存じのように国家公務員法が制定されたのは、これは国家公務員に對して労働運動上の重大な制限を加える。」「こういう前段で、「従つて労働運動に制限を加えられた。その反面において保護を加えられなければならないことは、理の当然であります。しかも三割近くの生計費の上昇を見るのでありますから、客観的に見ても、ベースの改訂は当然しかるべきでなければならぬ。それがこのような年末手当という涙金によつて糊塗しようという態度は、私は国家公務員の権利義務に對する非常な侵害であると考えるのであります。」

と。そして、「国家公務員の生活を保護する緊迫な事態を、われわれは考えなければならぬと同時に、このような法秩序を無視する吉田独裁政府のやり方に対して、超党派的に国会の権威にかけて、われわれの権限は守られなければならないと考へるのであります。」「人事院を監視した考へをもつてやられたのだらうと思ふ。こういう点、私は現内閣の態度をはなだ遺憾とする。」と。

これはあなたが国会でやつた、人事院勧告を無視する政府に對する怒りを込めた質問です。これはもうそっくり、いま中曽根総理、あなたが言われているようなそういうなにかと思ふので、私はこゝまであなたがやつてきた経緯から考えれば、いまやろうとしておることについてこれはどういふふうな受け取っているのかわからない、こういうのが私の率直な感じでございますから、ぜひ反省をして、まだ間に合うわけです。まだ給与法は審議に入っていないわけですから、直ちにひとつ撤回して改善していただきたいということをまずひとつ申し上げておきたいと思ひます。

そこで、人事院に對して質問したいと思ひますが、人勧は、昨年は凍結されました。今年度はわずか二%のアップでございます。しかも、かつてこの人事院勧告の歴史の中でもございまして、給料表にさわるというか、これをやりかえるとか、こういうことはなかったことでありまして、今回は全面的に政府が書きかえるという事態

になっております。この点について私は、勧告制度そのものの根幹に触れる重大な問題である、こう思ふのでございしますが、人事院の総裁の見解を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) お答えいたします。

この点については、ただいま先生がおっしゃいましたとおりの私の見解を持っております。去年はああいうことで凍結、いろんな事情がありまして凍結ということがございましたし、ことしは六・四七%という勧告をいたしましたのに対して二%ということ政府決定で法案が出ておるといふ状況でございます。これは人事院の立場としては絶対承服できない大変遺憾千万なことだといふ立場はそのとおりでございます。特に俸給表自身は、これは人事院が昔からいろいろ専門的な立場から検討をいたして確信のあるものとして出しておるものでございまして、これを手直しをする、あるいはいろいろの立場からとは申せ手を加えるといふことは大変合理性に欠けるというふうな私には信じておりました。その点では国会においてもひとつ慎重に御審議をいただきたいという心からの念願でございます。

○佐藤三吾君 政府は、いま人事院の総裁がおっしゃったように、重大な問題であるこの勧告に對して、公務員の労働基本権を否定する。手足を縛つておいて、代償措置を置いておるからいいんだと、こう言つてきたこれまでの政府の態度、この面から見ても、その代償措置すら機能しないというふうな今回の一連の措置だ。このことは、返つて言いますと、労働基本権の権利、憲法で保障された、いわゆる合法かどうかという問題に私はならざるを得ないのじゃないか、そういうふうなふうに思ふのです。全農林のいわゆる警備法事件ですか、この判決を見ますと、人事院総裁の従前の答弁の経緯に徴して考えると、いまの政府の措置、人勧に對する扱ひは憲法問題にまで発展せざるを得ない、こういうことを私は思ふのであります。違憲の疑いが濃厚である、こういうふうな考へるわけでございしますが、人事院の総裁、もう

一遍この問題についての御見解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) お答えいたします。いまのような状況が憲法問題あるいは憲法違反の問題に発展するかどうかというの、これは私の立場において断定的に申し上げるわけにはまいりません、ただ、いま御指摘になりましたように、最高裁でもこれに関連して問題がございまして、また、人勧制度自体の持つ意義から申しまして大変これは重要な問題を含んでおるといふふうな私自身も受け取つておるわけでございまして、この取り扱ひ方いかんによつては、いつまで幾らぐらい削減措置が講ぜられあるいは凍結といふような事態が続けばそういう事態になるかどうかといふことは私の口から申し上げるわけにまいりませんけれども、これが長く継続するといふような事態になりますれば、当然やはり憲法問題にも展開し兼ねない重要な問題を含んでおるのではないかと、このことははっきり申し上げてよからうかと思ひます。

○佐藤三吾君 いま人事院総裁がおっしゃったように、憲法問題にかかわる内容にあると私は思ひます。これは、きょうは時間がございせんから、また後ほど内閣委員会の方で審議をされる状況にございしますから、政府が慎重にいただいて、この法案の扱いについてはひとつ慎重に對処していただく、そして、少なくとも中曽根総理が二十四年に堂々と主張したように、そういう独裁政権になつてはいかぬと思ふのです。これはそういう意味で、総理もひとつ背を思い出して、そしてこの問題の処理をしていただきたい。私は、言いかえれば、この問題は人事院そのものを否定する、こう言つてもいいといふふうな思つておるわけですから、ぜひひとつそこら辺は、後ほどまた給与法審議がございしますから、その際にひとつ配慮していただきたいということを強く求めておきたいと思ひます。

そこで、行政組織法の問題について若干お聞きしておきたいと思いますが、総理がよく、テレビでもそうでございますが、この国会の中でも再三言っておることで、私は気になって若干数字を調べてみたのです。

それは何かと言いますと、あなたは、総定員法ができて十六年間に純減で一万二千八職員が減っている、五十七年度は千四百三十四人だと、これは衆議院本会議で言っていますね。それから五十八年度は千六百九十五人だと、こういうことを盛んに、一つの成果という意味も込めてだろうと思うのですが、強調なさっておるわけです。今度、きょうのこの委員会の審議を見ましても、行政組織法でいわゆる法律から政令事項になるに当たって、百二十八の部局の定数をきちんと抑えておけばこのように心配はないのだと、こういう一つの強調をするのにこの数字を使っておるようですね、きのうもそういうことを言っておりました。

そこで、私が調べてみると、どうも一つ抜けておるのじゃないですかと言いたいです。あなたが言う一万二千三百四十七というのは、この数字で見ますと、これは沖繩の復帰職員の政令定員を含めてないのですよね。それを含めると四千四百八人の純減ですよ。これがまあ正確な答えなんです。あなたは、一万二千は減になつておる、こう言っておるのですけれどもね。

それが一つと、この実態を見ると、さつき伊藤さんとのやりとりを聞いておたのですが、純粋に減員になつておるのは第一次の定員削減の四十六年までですね。それ以後は増員になつておる、ふえておるわけです、各省庁定員が。ただ、五現業の職員が無差別にだんだんだんだんずうっと削減されておるものですか、総体として減といふかっこうになつておる。いわゆる非現業の職員を見た場合にはそうならない。わずかに減が目立ち始めたのは第六次、五十七年からですね。こういうことをあなたは盛んにおっしゃって、言うなら自分のいい数字だけ拾い上げておる。あた

かもそうだと、こう思わせるように。だから今度は、行政組織法でも百二十八を抑えればそれで十分で済むのだと、こういう印象を与えるかのような発言が少し多過ぎるのじゃないか、こういうような気がするのですが、いかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) あの中には沖繩の数は入っておりません。それは、沖繩が後から復帰してまいりまして、どうしても沖繩の行政を扱うについては人間が要るわけでございますから、それはそのまま認めてふやしてあるわけでありまして。沖繩の数まで中へ入れるということは、新たに付加された仕事があるわけでございますからそれは気の毒である、そういう意味で外してあるわけでありまして。

○佐藤三吾君 気の毒で外したということでございますが、私が言いたいののは、きのう、きょうの答弁でもずっと出ておりますが、行政組織法で法律事項を政令事項に直していくとそこで歯どめがからなくなるのじゃないか、こういう質問に対して、総定員法の例を引用して、決してそれでないのだ、こういう答弁を盛んに繰り返しておる。それから調べてみたのですが、そういう意味では適当じゃない。国民の皆さんも、何か総理の話を聞くと、一万二千名が減員になったのじゃないか、こういうような錯覚に陥るのではないかと思つておる。これはやっぱり今後正確に国民の皆さんには、数字ですから、そこで言いつくらつても、すぐわかることです、そこで言いつくらつても、ですから、やはりひとつ、物を引用するのは結構ですけれども、何か国民の目をこまかすような引用の仕方は私はよくないのじゃないかと思つておる。そこら辺はひとつ申し上げておきたいと思つておるわけですね。

それからもう一つ、総理がこの問題で国民の皆さんから見ると問題があると思つておるの、調べてみますと、総定員法でぐっと抑えられた。そこで役人は何を考えたか。そこらにいわゆる特殊法人、これが物すごく伸びておるわけです。できてきておるわけです。たとえば非現業職員を抑え

た。抑えた結果特殊法人がどんどんふえ始めた。これが四十七、八年ごろから国会でも問題になつて、そして国民の批判が強まってきたものですが、今度は特殊法人が百十四までいっていったのを、これをやっぱり統廃合で減らしていくというかっこうをとつておられます。ところがそれと並行して、今度は認可法人が続々とできてくる。これは九十二まで伸びていますね。そこに五万、十万人という職員が当然入ってきますから、ですから、そういうことから見ると、結果的には総定員を抑えたということだけでは、行政改革といふか、人員を抑えるとか、そういうことは事実上できていない。あなたも行政管理局長官をやられたわけですが、あなたも、しかしその行政管理局が機能していなかった、こういうことが言えるのじゃないかというふうに思ふのです。

最近では、これはここ五十年代に入ってから見ると、今度は公益法人がどんどんふえていきます。ちょっといま調べてみると五千二百ほどになつております。この公益法人がまた拡大していく、こういうふうなことが。そこに外向職員が行つておる、天下りが行つておる、こういうふうな内容になつておる。

ですから私は、これは一つの例でございますけれども、そういう観点から見ても、今回のこの行政組織法の改正というか、法律事項を政令事項とするということについては、非常に危惧を持つわけですね。公務員総体から見ると、外国と比較すると決して日本は多くございません。むしろ少ない。少ないんだけれども、あなたたちが行政改革、行政改革といふことを言つて、そして何かこれがすべて国民の目から見ると、縮小して、人員が減つていって、そして小さい政府になつておるといふような発想というのは私は誤りだと思つておる。そういう意味で私は指摘をしておきたかったわけですね。

そこで、もう一つの問題として、今度の行政組織法がいま出されておりますが、この総定員法の中曾根説明のように、率直に言つて歯どめがきか

なくなる。むしろいま法律事項であつた際でも中央官庁の膨張というのは非常にふくらんでおる部分があるわけでございますから、ましてやそこに歯どめがきかなくなつた場合には一体どうなるのだ。きょうのこの法案審議そのものが大変な失敗をする。後世に過ちを犯した、こういうことになるのじゃないかというふうな気がしてならぬわけですね。確かに衆議院の修正で、報告義務づけと、五年に一遍洗い直すというふうな附則がついたことは一つの歯どめにはなると思いますが、しかしこれには拒否権がついてない、承認がついてない。ですから、結果的には一方的な報告でやられるのじゃないか、こういう気がするので。この点はいかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 確かに第一の問題は、特殊法人あるいは認可法人等々がずっとふえてきた経過、私もよくそのとおりだと思つておる。そこで、臨調におきましてもそういう問題についてやっぱり根本的に見直すべきではないかという意見が出てきたことは、私はもう当然であつたと思つておる。したがって、私も今後臨調答申の趣旨に従つて特殊法人の見直し、こういう問題に努力をしていきたいと思つておる。

第二の問題の官房、局の問題でございますが、このたび、いままで法律でありましたのを政令に委任していただきたいということをお願いしておるわけでございますが、その局の数は百二十八と、こう抑えておるわけでございますから、もともと法律から政令に委任していただくということは基本的にはやっぱり国会と行政府との信頼関係の私は基礎に立っていると思つておる。そういうふうなこともありますので、政府としてはその法律の趣旨を完全に踏まえ守つて、百二十八よりも絶対超えないように、それから、否むしろ、先般の衆議院において受けた修正の趣旨あるいはまた附帯決議等の趣旨を踏まえて、今後とも減らすような努力をするということが私は政府の責任になつてきている、こういうふうに理解しております。したがって私どもは、その法律の趣旨なり附

したいのですけれども、これは全く事実と反する、そういう問題ではないと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(岸田俊輔君) お答えいたします。

先生御指摘の新聞報道でございますが、おおむねそのような内容であるということにつきましてあえて否定はいたしませんけれども、これはすべて別の問題でございますので、具体的内容につきましてはお許しをいただきたいと思っております。

○佐藤三吾君 そこで総理、この件は六件あるのです。しかし、二件がいま申し上げたように国税庁も否定してないというように、一億六千万の追徴とあわせて申告漏れ四千万の処分がされておるわけですが、これは調べてみると、いずれも田中さんの裁判の過程の中における事件です。五十二年と五十四年の事件ですね。彼はいま一〇・一二判決に見られますように有罪判決、こういう判決を受けておりますが、その刑事被告人時代におけるこういう事例なんですか。あなたは、この国会の問題の国会処理を求めて強く出ているときに、終始一貫して擁護した。擁護するか沈黙か、続けてきたわけでございますが、こういう事例を見てどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) すでに国税庁で取り上げられておる具体的な事件でございますから、論議することは差し控えたいと思っております。

○佐藤三吾君 多分そう言うだろうと思いましたが。

そこで総理、私は、本来ならこういう事件が起こって、そして一国の総理もやったということになれば当然やっぱり、本人自身が公判の初頭に言っておるうちに、万死に値するということと自衛自戒して謹慎をするというのがこれは常識的な判断だと思っております。しかし、政治的な面でも再三指摘されておりますように、もう私はここで重復することはないと思いますが、加えてこういう犯罪行為をやっております。しかもいろいろ調べてみますと、どうもやっぱり新潟遊園との逆さ合併も

田中さんが提起をしたらいいですね、越後交通の常務の話によりますとね。そういうようなことが許されていいのかというのが私は国民の怒りの一つでもあると思うのです。あなたは、国税庁が認めたことだから言は左右しません。例のとおりでですね。しかし、これはそういうことで済まされるような問題ではないと思っております。そういう意味で、ひとつぜひ田中問題の処理に当たって過ちのないようにしていただきたいというのが私は国民の声だと思っておりますから、強く求めておきたいと思っております。

そこで、総理はきのう、おとといですか、この委員会の中でも、選挙が近づいたことと関連して、意識的に新自由クラブと政治倫理の協定を結んだということを強調しております。しかし、政治倫理の問題につきましても、きょう新聞を見ますと、自民党さんは六項目か七項目の選挙協約を出しているようでございますが、これも私はおかしい話だと思っております。どうしておかしいかといいますと、政治倫理委員会を設置するというのは、鈴木さんが総理に指名されて登場するに当たったときに、みずから政治倫理委員会を設置する、そのためにロッキード特別委員会を解消する、こう言っている。ところがいままだそれが実現していない。あなたの場合にはそのことも内閣に出たときには言っていないのです。登壇したときに、それから政治家の資産公開、これもわが党はもう六年前に議員立法で出している。しかし自民党さんがこの審議に應じない。だからできないのです。それからロッキード事件に関連して会計検査院法の改正というのがございました。ダグラス、グラマン、いわゆる輸銀の融資先を検査する、この問題についても福田さんや大平さんは総理のときには約束したのです。国会では六回にわたって衆参両院で決議したのです。法の改正案もちゃんとできた。それを棚上げしたのはだれか、これも鈴木さんになってから棚上げになった。あなたも鈴木さんには言わなかった。これもいまだにあなたに入ったままになっている。さらに政治資金規

正法、この規正法も三木さんのときにできて、五年目には見直すと、こうなっていた。それを見直さなかったのはあなたなんだ。それが今度は急に政治倫理を提起する。そして大体同じようなものを六項目挙げる。

これは私は、口は重宝なものと言いますけれども、胸に手を置いて静かに反省してもらわねと困ると思うのです。一国の総理たる者がすぐばれするようなことを平気で言ふから、そうして何と何とですか、国民の前にも政治倫理確立は私は望んでおるぞと、こういうふうなすりかえた発言をする。私は、やろうと思えば、いま申し上げたように会計検査院法にしても、それから資産公開法にしても、政治倫理委員会にしても、これらはもう参議院はできました。これは二十八日までにはできないことはないです。いまさら公約を掲げることはない。それをやらなかったのは一体だれなのか。そこをあなたは抜きにして国民にお答えしておるといふことは、私は許すべからざる、一国の総理としてはまことに残念な態度だと、こう思わざるを得ないのですが、いかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 政治倫理については、前から申し上げておりますように、個人倫理の問題とそれから集団倫理の問題があると申し上げておる。個人倫理の問題というのは強制すべきものではない。特に、憲法や議員の身分保障という問題を考へてみるとなおさらそういう感を持する。

ある道徳界の最高権威者は、この間私お会いしましたら、倫理という問題は強制したらそれは死んでしまうのだ、倫理というものが生きていては、個人が自発的に自主的に物をやった場合に生きていて、それが強制された場合には、ある場合には陰謀に変わり、ある場合には派閥争いの利用になるのだと、そういうことを道徳家が私に言っていました。私はやっぱり倫理というものの生命力というものをしているお方の言葉ではないかと思つたのです。

集団倫理という場合は、これはみんな自分で自戒しようというので、そのために選挙法の改正を行うとか、あるいは内閣として資産公開を決めるとか、あるいはそのほか、かつてわれわれが新自由クラブと合意をしてやろうとした、諸般の政界全体で自衛自戒を示す共同行為を出しておるの、私は自由民主党が、この間の判決にかんがみ、国民の前にある意味においては自衛自戒の多くを示す一つのやり方としてあれを示した。すでに参議院においてもいまや倫理協議会ができておる。衆議院におきましては自由民主党は議院運営委員会をこれに提議しておる。そういうことであるから、機運は乗ってきたのですから、どうぞ社会党やその他の野党の方々もこの機にそういうことが実現するように御協力願いたいと思つておる次第であります。

○佐藤三吾君 あなたは、何か行き違ひなんですか、そういう言い方で拒んでおられますが、たとえば大平さんのときに賭博事件を引き起こした浜田幸一さん、それから大量の選挙違反で世論の批判を集中させた宇野、糸山両氏、それからKDD事件で疑惑で辞退した服部郵政大臣、これはいづれも大平さんの責任で議員を辞任し、もしくは立候補を辞退した。そして事後措置を自民党自体できちっとした例がある。私は、中曾根内閣はどうしてそれができなかったのか、このことが、私だけじゃなく国民の皆さんが見ておる目じやないかと思うのです。

ですから、あなたは確かに口はうまいです。すつとすりかえてやる癖を持っておるんじゃないかと思つてもいい。しかし、そんなことで私は国民はごまかされたいと思つて。ごまかせるなら、こんなに国民の皆さんがいまになつてもなおかつそれを要求しておる、とうとう解散、総選挙をせざるを得ない、こういう情勢になつてきたのもその一つのあらわれだと思つて、そういう点はひとつ僕らはもうおやめになつて、そして自分の責任、一党の総裁として、総理としての責任はきちっと果たす、こういったきょうの段階ぐらいでの答弁

があつてはしいんじゃないかと思つたのですが、残念ながらそれがなかった。

調べてみますと、ロッキード事件で警原運転手を含めて十六人が自殺もしくは怪死、こういう事態が発生してゐるのです。ですから、この事件というのは、単なる取崩とか、ロッキードから五億もらつたとかもわぬとかいう性格のものじゃなくて、殺人事件を含んだ大疑獄事件ですよ。こういう問題であるだけに国民の皆さんは、この事態でもなおかつこの国会で片がつけれぬのか、このくやしさが私はあると思う。そのことがあなたにはない。まことに私は残念でならぬと思うのです。

私は、もう時間がございませぬから、委員長がやきもきしておるようですからここでやめますが、答弁はただけなさいただかぬで結構ですが、それはひとつ総理、そんな一時逃れで言い逃れるのも最後まで続けるのはやめた方がいいんじゃないですか。そして、本日に国民に謝罪するなら謝罪して、自民党の総裁として、総理として、そうしてもう一遍ひとつ仕切り直す、こういう気持ちになつた方がいいんじゃないかと、私はそう思う。この問題に対する、政治に対する信頼というものは物すごく不信になつてゐると思うのです。政治は、やっぱり国民の信頼のないところにかゝるあなたの内閣が仕事をやるんだと言つても意味がないと思ひますよ。ましていわんや、行革という問題を抱えたときに、そういう態度というものは私はよくないと思ひますので、一言つけ加えて終わりたいと思ひます。

○委員長(田中正巳君) この際、暫時休憩いたします。

午後六時一分休憩

午後七時三十七分開会

○委員長(田中正巳君) ただいまから行政改革に関する特別委員会を再開いたします。

第二十五部

行政改革に関する特別委員会会議録第六号 昭和五十八年十一月二十六日【参議院】

本日、林道君が委員を辞任され、その補欠として下条進一郎君が選任されました。

○委員長(田中正巳君) 休憩前の質疑をもちまして質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕異議ありと呼ぶ者あり

○委員長(田中正巳君) 御異議があるようでございますから、改めて採決を行います。

〔賛成者起立〕

○委員長(田中正巳君) 多数と認めます。よつて、質疑は終局することに決定いたしました。

○近藤忠孝君 委員長。委員長不信任動議を提出します。

○委員長(田中正巳君) ただいま近藤忠孝君から賛成者連署の上、文書により私委員長の不信任動議が提出されました。よつて、委員長はこの席を譲り、長田理事に会議を主宰していただきます。

〔委員長退席、理事長長田裕二君着席〕

○理事(長田裕二君) 行政改革に関する特別委員長田中正巳君不信任の動議を議題といたします。

まず、提出者から本動議の趣旨説明を願ひます。近藤君。

○近藤忠孝君

委員長不信任動議

本委員会は、委員長長田中正巳君を信任せず。

右の動議を提出いたします。

以下、右動議提出の理由を述べます。

ただいま議題となつてゐる行政改革関連六法案は、いずれも国民生活、民主主義に重大な影響を与えるものばかりであります。そのため、わが党は、この法案の重要性にかんがみ徹底審議を要求し、具体的にこれら六法案の一括審議ではなく、

法案一つ一つについて徹底審議を行うこと、公聴会並びに連合審査を行うこと、質疑時間を十分に保障することなどを要求したにもかかわらず、田中委員長は、会期末で審議日数が少ないことなどを理由にこれらの要求を無視し続けてきたのであります。

たとえば、衆議院でのこれらの法案の審議経過と比べても、衆議院では委員会が公聴会を含め十回開かれ、質疑時間は五十七時間十分であつたにもかかわらず、参議院では委員会が四回、質疑時間はわずか二十三時間十分すぎないのであります。また、第九十五国会における本院の行政改革特別委員会の審議経過と比べても、九十五国会においては、委員会は地方公聴会を含め十四回、質疑時間は八十一時間十五分となつており、これを見て本委員会における審議は全く不十分であり、審議はまさに尽くされていないのであります。

特に、第九十五国会に提出、可決された行政改革関連法案は、臨調の第一次答申を受けて、一本の法案で三十六法律の改正を一括処理しようというものでありましたが、今回は臨調の第一次から第五次に及ぶ答申を受けて六つの法案で三百十法律の改正を処理するという膨大なものであり、一層多くの質疑時間が保障されなければならないものであります。

さらに、わが党の神谷委員が政府提出法案の衆議院における修正部分の発議者に対し質問すべく本委員会への出席を要求しましたが、この当然の要求を拒否し、質問通告に対し答弁がないまま質疑打ち切りがなされるという異常な事態まで発生したのであります。また、審議に際し、わが党委員から最低限必要な資料の提出を要求したにもかかわらず、いまもって提出されておられません。これを放置したまま質疑打ち切りを行った田中委員長の行為は、委員会審議を軽視するものと指摘せざるを得ません。

本来、委員長の職責は審議の円満かつ公正な進行を図ることにありますが、田中委員長は、以上

述べたように十分審議を尽くすという本院のよき慣例をも打ち破り、ただただ法案成立のみを急ぎ、質疑続行を求める正当な主張を排除して質疑を一方的に打ち切り、いま採決を強行しようとしております。これは当委員会委員長としての重大な職責を著しく踏みにじるものであり、田中正巳君は委員長の資格に欠けるものと言わなければなりません。同時に、中曽根総理の、両院議長より全法案成立の保障を得たという議会制民主主義の根幹にかかわる発言について、わが党主張のようになつて、決着がついていないにもかかわらず審議を進めた行為、及び私の当委員会における質問に対する中曽根総理の答弁中、福田衆議院議長がその趣旨の発言を行ったのに対し木村議長は黙認したとする重大発言をも放置したまま審議を進めた田中委員長の行為も、委員長の職責を果たしたものではありません。

以上が行政改革に関する特別委員長田中正巳君不信任動議を提出した理由であります。

何とぞ、慎重審議の上、賛成くださりますようお願いいたします。

○理事(長田裕二君) これより採決をいたします。

行政改革に関する特別委員長田中正巳君不信任の動議に賛成の方の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○理事(長田裕二君) 起立少数と認めます。よつて、本動議は賛成少数により否決されました。

委員長の復席を願ひます。

〔理事長長田裕二君退席、委員長着席〕

○委員長(田中正巳君) それでは、これより各案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。稲村稔夫君。

○稲村稔夫君

私は、日本社会党を代表して、国家行政組織法の一部を改正する法律案など、本特別委員会の審議に付されております行革関連六法

案に反対の立場から討論をいたしたいと存じます。

討論を行うに当たりまして、まず最初に明らかにしておきたいと思う点があるわけであります。その第一は、本日のこの委員会の運営についてでもそうでありましても、こうした重大な法案を審議するに当たりまして、審議の時間が短いというきわめて異例な状況の中で本院が審議を余儀なくされたわけでございます。したがって、いまして、本日も審議はもっと継続をすべきである、こういう立場で私も主張いたしましたけれども、取り入れられずに打ち切りになりましたことはきわめて遺憾でございます。今後かかる運営がないように、ひとつ委員長からも今後の運営についてはいろいろと御配慮を賜りたいと存じます。次に、そもそも行政改革は、国民の立場に立つて福祉、生活の向上を基本に、行政の簡素化、効率化を図るという、そういう観点から行われるべきであります。したがって、こうした国民の立場を踏まえた行政改革を積極的に推進すべきである、そういう熱意を持っていただければ、今回の行革関連法案に疑問が多く出てくるわけであります。審議の時間がもつとほしいということでございます。

さらに次は、こうした時間がきわめて短いという異例な中にもかかわらず、その貴重な時間が行政の最高責任者である総理の不用意な発言によって空費をさせられたということは、まことに遺憾であります。今後かかる事態が起らぬよう十分に留意をしていただきたいと思います。

さてそこで、国家行政組織法の一部を改正する法律案並びに同法施行に伴う関係法律案についてであります。私は、これに行政改革関係法案という呼び名を冠することは、それこそ羊頭狗肉だと言わざるを得ないのであります。行政の肥大化とか非効率などと言われているものをスリム化し、効率的なものへと向かって第一歩を踏み出せると

言うのでありましようか。

たとえば、膨大かつ強力な許認可の権限を中央に握り、縦割り行政をがっちり固めて、これによって利益誘導型政治が行われ、莫大なエネルギーと金を使った陳情政治が行われているという現状を、今度のこの法案がどこで歯止めをかけようとしているのか、この法案がどこで歯止めをかけようという方々を、官房それから局及び部などの設置を政令事項とすることで政府が勝手に機構じりをする、そのことができないというだけではありませんか。加えて、国会のチェック機能は、法律の審議ではなくて政令事項の実施の報告のみで国会には拒否権がないのでありますから、結果として政府の方針のみが押し通されるということになるのではございませんか。

本改正案を附帯条件つきで認めておられる立場からも、国民生活の面から、あるいは身障者対策等福祉の立場から、その他多くの疑問や要望が出されておりますけれども、これらのことが後向きに処理されることがないという保障が一体どこにあるのであります。とすれば、これは憲法に保障された民主主義の侵害になるではございませんか。そして、そのことをチェックすべき国会の権限を縮小するということになるのではございませんか。まさに、国民の大多数の立場から要望されているという行政改革とは全く無縁の政府の財政上のつじつま合わせの手段であるばかりではなく、民主主義を危機に陥れるおそれのある本法案として受け取らざるを得ないわけであります。反対の態度を明らかにいたします。

また、総務庁設置法案並びに総理府設置法の一部を改正する法律案についてもそうであります。大臣を減らすでもなく、局や部、審議会の縮減でもなく、あまつさえ財政節約にもならないと思われるわけであります。単なる看板のかけかえにすぎないのではございませんか。

総務庁設置法の一部を改正する法律案にしても、国民に対する行政サービスの窓口になっっている地方出先機関をいじくり回すだけで、分権の姿

勢は全くないではありませんか。縦割り行政、利益誘導型政治に手を染めるところはどこにもないではありませんか。

行政事務の簡素化及び整理に関する法律案については、一体どの程度簡素化され、整理されるというのでありましようか。各省庁で手放しても余り痛痒を感じないものばかり、しかも全体の中でぐくわすものにはしか手を染めないでいるという、俗に言うお茶を濁した程度でしかないではありませんか。

以上、私は、理由を申し述べまして、国家行政組織法の一部を改正する法律案などの行政改革法案に反対をするものであります。(拍手)

○委員長(田中正二郎) 成相善十君。

○成相善十君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案外五件に対し、賛成の討論を行うものであります。

今日、わが国をめぐる内外情勢は、内にあっては財政事情の悪化、急速な高齢化社会の到来、環境やエネルギー面における制約、国民の中における価値観の多様化など、多くの課題を抱えており、また外にあっては、最近におけるINF交渉の中断を初めとして、国際事情の激化、経済摩擦問題の深刻化などに直面をいたしております。こうした厳しい内外環境の中で、政治はいまこそ時代の要請に処して平和と国民生活の安定に努めなければなりません。このためには、高度成長時代の肥大化した行政を根本的に見直し、簡素で効率的な政府の実現が喫緊の課題であります。この意味から、行政改革は、財政改革とともに今後のわが国が二十一世紀に向けて活力ある社会と経済を構築するための避けて通れない国民的要請であります。

このため、わが党は、臨時行政調査会の答申を最大限に尊重するとの基本方針のもとに、行政改革の推進に全党を挙げて努力してまいりましたところであり、すでに行政改革の全体構想については、臨時行政調査会の最終答申に至る全答申を受けて、わが党と政府側との緊密な協議により、去る五月に決定されたいわゆる新行政改革大綱において示されているところであります。

議題の六法案は、この新行政改革大綱に沿って当面早急に措置すべき事項について政府において立案の上、提出されたものであります。その内容は、省庁の内部組織などの弾力的再編を促進するための国家行政組織法の改正、昭和二十七年以来の本格的省庁再編成としての総務庁の設置、地方支分部局の整理合理化の第一弾としての地方行政監察局、財務部等府県単位機関の整理、行政事務の簡素合理化のための許認可及び機関委任事務の整理合理化に関するものであります。いずれも今後行政改革を着実に推進していく上で欠くことのできないきわめて重要な措置であります。こうした措置は、行政改革を強力に推進すべしとする国民的課題に、わが党政府がこれにこたえてその第一歩を踏み出すものであります。まさに時宜に適したものであると思っております。

しかしながら、今回の措置はまだ序の口であります。今後やらねばならぬ重要な課題は多く残されております。政府においては、今回の法律案の成立をてことして、今後とも行政組織、定員、事務、事業等、多方面にわたり行政の合理化、簡素化のため格段の努力を求めるところであります。最後に、今期国会は一カ月に及ぶ審議の空白があり、このことはきわめて遺憾であります。行政改革特別委員会が去る十八日の本会議質疑以来、総括形式による集中審議、土光元臨調会長等の参考人の意見聴取など、限られた時間のもとで効率的かつ幅広い充実した審議が行われましたことは、国民の行政改革の期待にこたえ、あるべき参議院の姿として同慶にたえぬところであります。

われわれは、新しい時代の行政を今後とも真剣に模索し、わが国の将来への明るい展望を開くために、国民とともに進む決意を表明して、賛成の討論を終わります。(拍手)

○委員長(田中正巳君) 神谷信之助君。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、国家行政組織法改正案など、いわゆる行革関連六法案に対し、一括して反対の討論を行うものであります。

日本共産党は、今日まで一貫して国民本位の行政改革を主張し、汚職腐敗を生み出す行政上の要因をただし、ガラス張りな清潔な政治に改めること、むだと浪費をなくし、簡素効率的な機構で国民サービスの向上を図ること、地方自治体に大胆に権限を移し、二重行政の弊害をなくすることなどを具体的に提起してまいりました。しかし、この法案はその内容のみならず、これを提出した政府の基本姿勢において、また、その審議の経過においても、全くこの方向に逆行するものと言わざるを得ないのであります。

まず第一に、中曽根内閣は、その基本において行革の原点を欠落させています。

本来、行政改革は汚職腐敗政治の根絶と清潔な政治の実現を原点とすべきものであります。ところが、中曽根内閣は一〇・一二田中判決後も議員辞職と政界引退を求める国民世論に背を向け、議員辞職勧告決議の上程を頑迷に拒否し続けてきました。その上、中曽根総理は田中元総理と会談し、あたかも議員辞職で話し合ったかのようなポーズをとりながら、これでけじめがついたと称して、悪法の一斉強行採決など、田中擁護のいわゆる中央突破を図ってきたのであります。これは刑事被告人田中角栄議員の自民党支配ばかりか、自民党政治に深く根ざした腐敗汚職の構造の温存を意味するものであり、わが党の糾弾せざるを得ないところであります。

第二に、本法案の容認は国民生活への犠牲の押しつけと、その一方で軍拡、財界奉仕の臨調路線を一層進めることになるからであります。

中曽根内閣は、増税なき財政再建は堅持すると言いつつ、みずから約束してきた景気浮揚に役立つ相当規模の減税からははるかに遠い見せかけの減税を提案し、その裏で酒税、物品税の増税

など低所得者泣かせの増税を計画しています。また、健康保険に本人負担を持ち込む大改悪や私学助成の大幅削減も計画する一方、自衛官の大幅増員を目指す防衛二法改悪の強行、日米首脳会談に見る軍事分担の増大と軍事費の増大など、軍拡路線が進められています。土光敏夫氏が社長、会長を務めた東芝など巨大企業に対し、国民の血税を使った多額の補助金を出す仕組みや大企業に対する優遇税制の是正には何ら手をつけようとしていないのであります。わが党は、このような国民犠牲、財界奉仕、軍拡の政治を絶対認めることはできないのであります。

第三に、この法案審議の過程で明らかになった政府・自民党の一連の乱暴な議会制民主主義のじゅうりんの問題であります。

中曽根首相は、国会の最優先課題である田中議員辞職勧告決議の審議は拒み続けながら、野党が昼寝して苦勞するとか、田中問題以外の他の課題に応じないことこそ政治家固有の政治倫理にものなどという、すりかえ論理に終始してきました。その上、解散までも田中擁護に利用して、十二月十八日投票の総選挙日程を前提に、十一月二十八日まで国会延長を強行、両院議長長の保証を得たとして全法案の成立を強行しようとしています。もし仮に、中曽根首相の言う両院議長長の保証が事実であるとすれば、それは参議院が何ら審議に入らない前に、法案の成立を議長が政府の長に約束したことになり、これこそ立法院の自殺行為、審議権の重大な侵害と言わざるを得ないのであります。

ところが、当委員会では、わが党の主張に反して、議長は肯定も否定もしなかったとの見解により、真偽をはっきりしないまま審議再開が強行されたのであります。そして、わが党の近藤委員の質問に対し、総理は、福田衆議院議長が判断を示した、木村参議院議長は発言しなかったが、訂正する必要はないと強弁したのであります。これが事実とすれば、参議院で全法案を成立させる保証を木村議長が黙認したこととなり、木村議長の責

任が問われることとなります。わが党は、この問題の重大性にかんがみ、行革法案の審議に優先して、この真偽をはっきりさせるべきことを強く主張してきたところであります。

また、わが党は、委員長の不信任動議の提案理由説明で明らかにしたごとく、きわめて不十分な審議のまま終局に至ったことは、本院の歴史に汚点を残すものとして、まことに遺憾であります。

第四に、この法案の内容の問題であります。国家行政組織二法案は、各省庁の部局の設置規制を法律事項から政令事項に格下げし、軍拡、国民犠牲の臨調行革に即した行政機構の再編を、国会のコントロールなしでできるようにすることを最大の眼目としたものであり、国権の最高機関としての国会への重大な挑戦であります。また、総務庁設置法案は、臨調の総合管理庁構想に沿い、行政管理庁に総理府の人事機能を移し、機構と人事管理を総合的に強化し、行革推進の中核機関を設置しようとするものであります。

府県単位機関整理法案は、国と地方の二重行政排除の期待に反して、住民に必要な部門の人員は削減する一方、違憲のスパイ弾圧機関である地方公安調査庁については縮小でなく看板の塗りかえだけを行うなど、こうして六法案は国民不在の行政改革推進のことであります。

以上、私は具体的な反対理由を明らかにいたしました。このような反国民的な六法案に反対し、あくまでも国民のための真の行政改革実現を目指す日本共産党の決意を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○委員長(田中正巳君) 中野明君。

○中野明君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案等、行政改革関連六法案に対し、行革推進の立場から賛成の討論を行うものであります。

いまや、行政改革は国民的課題であり、全国民の要望であります。その断行の一切の責任は、すべて政府にゆだねられており、その実行を具体的に

に移す段階に来ているのであります。ところが、今回の政府提出の行革関連六法案は、今後の行政改革をどのように進め、臨調答申をどのように実行に移すかがいまいであり、当初の基本構想から後ろへずれ込んでおります。単なる機構再編で済ますなど、中曽根総理が行革の第一弾と名づけているには、少し迫力の欠けるものであります。わが党は、衆議院において民社党・国民連合、新自由クラブ、社会民主連合と協力し、行革関連六法案について修正要求をいたしました。その結果、国家行政組織法改正案につきましては、自由民主党との間に合意が成立し、公明党・国民会議、民社党・国民連合等の努力によって修正が実現したのであります。

その修正内容は、行政組織管理の弾力化と国会の審議権、行政に対する国会の関与監督権との調整を図るとともに、行政の簡素効率化に資するものであり、評価することができるとであります。しかし、他の法律案につきましては、本特別委員会でも私どもが具体的問題点を挙げて厳しく指摘してきましたように、総務庁設置が今後の中央省庁の統合につながるとあるかどうか不明確であることや、地方出身機関、機関委任事務、許認可等の整理も十分なものは言えないのであります。真に簡素で効率的な行政に改革するには、税金のむだ遣いをなくし、ぜい肉を落とすための懸命な努力を続けるとともに、実質的な削減を伴う仕事減らし、機構減らし、人減らし、金減らしが必要であることを私どもは主張してまいりました。これらの実行があつて初めて国民の期待にこたえらるる行政改革となるのであります。その場しのぎでお茶を濁すといったことは断じて許されるべきではありません。それこそ、臨調答申が目指す活力ある福祉社会の建設も、国際社会に対する積極的貢献も図ることができずに終わってしまうことを懸念するものであります。

政府は、官僚や圧力団体の抵抗に屈せず、国民的立場に立つて臨調答申を実行に移すべきであります。それによってこそ、増税なき財政再建も可

能になると思うのであります。したがって、行政改革は避けて通れない大事業であり、国民の理解と協力なくしてはとうてい達成できません。

このように、政府提案の行政改革六法案は必ずしも十分な内容とは言えないのであります。われわれの具体的質問に対する政府答弁によつて、今回の行政改革六法案が行政の第一歩とすることが確約され、将来にわたつて私どもの要求どおり、政府は行政改革に取り組むことを条件として、私は、政府提案の行政改革六法案に賛成の態度を表明するものであります。

最後に、私も公明党・国民会議は、本特別委員会に具体的に指摘した問題点に対する政府答弁を厳実に実行するよう強く要求するとともに、今後の政府の行政改革推進を厳しく監視しつつ、その実行を迫つていく決意を表明して、賛成の討論を終わります。(拍手)

○委員長(田中正巳君) 青木茂君。

○青木茂君 私は、参議院の会を代表し、いわゆる行政改革六法案について、反対の立場で討論をいたします。

長い時間の審議の中で、この法案の内容に関する質問はほとんど行われず、ほかの問題ばかりがいろいろ議論されている。これはどういふわけかという、これはこの六法案が中身、内容とも余りにも取るに足らないものでしかなかった、機構、定員、予算の削減に何らつながらなかった、中身の薄いものであったからではないでしょうか。

元来、行政の問題が出てきたのは、大きな政府、小さな政府という問題よりも、われわれの税金をむだ遣いするな、浪費のない政府をつくつてほしい、これが国民の要望であつたはずでございす。この原点に照らしてみますと、余りにもこの法案は問題を矮小化してしまつております。一体、この六法案はどが行政なのか、これが国民の素朴な疑問ではないでしょうか。どれもこれもが国民生活に直接プラスするものはない。行政の簡素化、効率化、定員の削減につながるものはない。

かつたのであります。いわば、この六法案は虚像としての行政でしかなく、国民の望んでいるのは行政の実像、具体像そのものでございす。

したがって、一里塚とか、ファーストステップという決意はわかるにいたしましても、それが本来の行政に将来どう結びつくか、少しも明らかではございせん。いろいろなプランは今後おありのようですが、この六法案の中に少しは具体的な姿を見せてくれてもよかつたのではないかと私も考えております。

一日も早く行政本来のねらいである機構、定員、予算削減を伴つた中央、地方官庁の統廃合、補助金の抜本整理、特殊法人の大幅削減、これらの具体策を提示していただきたい。これが提示されるならば、われわれは双手を挙げて賛成をいたしますが、いまは反対でございす。

以上です。(拍手)

○委員長(田中正巳君) 坂山映子君。(拍手)

○坂山映子君 私は、民社党・国民連合を代表し、国家行政組織法の一部を改正する法律案を初め、今回提出されております行政改革六法案に対し、一括して賛成の討論を行うものであります。

言うまでもなく、行政改革の断行は今日の国政の最重要課題であります。戦後の古い体質のまま肥大化した行政機構、歴代自民党政権の放漫な振舞ひ行政などは、国債残高約百兆円、地方の借金約五十七兆円に及ぶ財政破綻という憂うべきツケを国民に残しているものであります。また、先進国にもその例を見ない急速な高齢化社会の到来、国際化の一層の進展は、縦割行政の中で硬直した行政機構の抜本的改編を不可避としてゐるのであります。

わが国経済と社会の再生の道は、断固行政改革を断行する以外にありません。政府において増税によつて危機を乗り切らうとする意図が見え隠れしておりますが、増税は問題を直視することを避けるものであり、問題を先送りするにすぎません。またそれは、改善の徴候の見え始めたわが国経済と国民生活を再び逼迫状態に陥れるこ

とはきわめて明白であり、とるべき道ではありませぬ。

民社党・国民連合は、このような観点から行政改革の断行を叫び続けてきたものであり、今回の行政改革六法案についてもこの立場から取り組んでまいつたのであります。

官房、局の設置改廃をこれまでの法律事項から政令事項とする国家行政組織法の改正は、行政需要の変化に機動的に対応する措置として妥当であります。同時に、政令委任に伴う官庁の独断専行を抑えるため、官房、局の改廃状況を報告させるという形で国会の審議権を確保する規定を設けたこと、官房、局の総数の上限規定を五年後に縮小の方向で見直す規定を設けたことなどはきわめて妥当であり、高く評価できるものであります。

総務庁設置法案、総務府設置法の一部改正法案は、中央省庁改革の第一歩として評価するものであります。政府としては、今後、中央省庁の抜本的統廃合のための中長期的な計画を樹立するとともに、わが党がこれまで再三指摘してきたように統計行政に支障を来さないよう政令で措置すべきであります。

総務庁設置法等の一部改正法案及び行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案は、いずれもその内容が不十分かつ不徹底なものであります。地方出先機関は現業部門を除き原則的に廃止すべきであります。また、許認可及び機関委任事務は地方分権の推進や民間活力の維持という観点から抜本的に整理合理化を図るべきであります。われわれは、今回の改正はきわめて末梢的な改革にすぎず、今後この改正を契機として、さらに政府がこれらの改革に積極的に取り組むことを期待し、要望して、この両法案に賛成するものであります。

以上、討論を終わります。(拍手)

○委員長(田中正巳君) はかに御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中正巳君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

まず、国家行政組織法の一部を改正する法律案について採決を行います。

〔賛成者起立〕

○委員長(田中正巳君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について採決を行います。

〔賛成者起立〕

○委員長(田中正巳君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、総務庁設置法案について採決を行います。

〔賛成者起立〕

○委員長(田中正巳君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、総務府設置法の一部を改正する等の法律案について採決を行います。

〔賛成者起立〕

○委員長(田中正巳君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、総務庁設置法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

〔賛成者起立〕

○委員長(田中正巳君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(田中正巳君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、中野君から発言を求められておりますので、これを許します。中野君。

○中野明君 私は、ただいま可決されました国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総務府設置法の一部を改正する等の法律案、総務庁設置法案等の一部を改正する等の法律案及び行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総務府設置法の一部を改正する等の法律案、総務庁設置法案等の一部を改正する法律案及び行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案に対する附帯決議(案)

行政改革の推進を求める国民世論と現下の極めて厳しい行政事情とにかんがみ、行政の簡素化、効率化をより一層推進するため、政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 国家行政組織法の運用に当たっては、時代の変化に即応した機構の見直しを行い、その合理的再編成及び整理簡素化を促進し、厳正な組織管理に努めること。

一 総務庁の設置に当たっては、既定の方針を踏まえ、予算、定員につき合理化を図ると

もに、総合調整機能が發揮できるよう努め、また統計行政の円滑・公正かつ効率的な遂行に支障をきたすことのないよう、十分配慮すること。

一 審議会等の整理合理化については、今後更に検討を進め、その推進を図ること。

一 総務庁設置法案等の一部を改正する法律の施行に当たっては、行政事務の見直しを行い、機構及び定員の合理化に努めるとともに、本法により措置する機関以外の府県単位機関についても、臨調答申の趣旨に沿って、その整理縮小を図ること。

一 許認可等、機関委任事務については、更にその在り方を見直し、整理合理化を一層推進するよう努めること。

なお、都道府県知事への事務の委譲に当たっては、国と地方の役割分担と費用負担の在り方を見直し一環として、その事務等の実施に応じ、所要の財源措置を検討すること。

一 本改正法における国会報告に加えて、政府は今後毎年行政改革実現の成果を国民に公表するよう検討すること。

右決議する

以上でございます。

○委員長(田中正巳君) ただいま中野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(田中正巳君) 多数と認めます。よって、中野君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、齋藤行政官及び丹羽総務長官から発言を求められておりますので、この際順次これを許します。齋藤行政官。

○国務大臣(齋藤邦吉君) ただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を踏まえつつ、制度の運用に努めてまいります。

○委員長(田中正巳君) 丹羽総務府総務長官。

○国務大臣(丹羽兵助君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を踏まえつつ、今後努力してまいります。

どうもありがとうございます。

○委員長(田中正巳君) なお、各法律案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中正巳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田中正巳君) これより請願の審査を行います。

第二二二号国家行政組織法の一部を改正する法律案等反対に関する請願外四十一件を議題といたします。

今国会中本委員会に付託されました請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。

理事会で協議いたしました結果、付託請願はいずれも保留とすることに意見が一致いたしました。

理事会協議のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中正巳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時二十二分散会

昭和五十八年十二月五日印刷

昭和五十八年十二月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局